

雑田問題の整理

——古代紅河デルタ開拓試論——

桜井 由躬雄*

A Preliminary Essay on the Reclamation in the Ancient Red River Delta

Yumio SAKURAI*

The purpose of this article is to criticize the view of ancient Vietnamese agriculture held by some Japanese historians of Vietnam that 'Lạc Điền,' or ricefields of Lạc, described in the 'Giao Châu Ngoại Vực Ký' quoted in the 'Thủy Kinh Chú,' a Chinese geography in the 6th century can be identified with the tidal irrigation system presently used in 'Thái Bình' province in the Red River Delta.

Part 1. From a comparison of this view with other opinions held by Vietnamese and French historians or geographers, and an analysis of the geographical situation and historical background of the tidal irrigation system in 'Thái Bình' province, it is evident that the basis of this view is a misinterpretation of French geographer P. Gourou's information on that irrigation system, and it is impossible to conclude that this system was used in the ancient Red River Delta.

Part 2. With identification of the Red River's names in the 'Thủy Kinh Chú' with present Red River Delta geography, indicates that 'Giao Chỉ' province in the 'Hán' Dynasty, which was composed of 10 or 12 counties, was bounded by the mountain area of 'Vĩnh Yên' and 'Bắc Giang' provinces in the west, the 'Phủ Lý' River-'Khoái Châu'-Sept Pagodes line on the south and the 'Đông Triều' mountains in the east. Counties were not estab-

lished in the lower delta or the 'Thái Bình' Delta.

Part 3. Analysis of ethnographical and archaeological data suggests that the reclamation in Red River Delta was accomplished by the introduction of the planting complex of fifth-month rice, tenth-month rice and Aus-type rice, the first and last planted in lower-lying ricefields, for example in the backswamp, before the flood season, and the second planted mostly at higher places, such as hillsides, terraces and natural levees to avoid flooding. Furthermore, in the eastern part of 'Bắc Ninh' province, where until the 19th century, the lower ricefields were frequently influenced by tidal movement, rice varieties highly resistant to salt were probably introduced on the mud flat of the river beach. The cultivation of these tidal areas might have attracted the attention of Chinese travellers.

Part 4. A comparison of the description of 'Lạc Điền' and the tidal areas in 'Giao Châu Ngoại Vực Ký' with the 'Nam Việt Chí' quoted in 'Thái Bình Quảng Ký' suggests that the identification of 'Lạc Điền' with the tidal areas is a forced analogy to explain the meaning of 'Lạc' as the ethnic name of old Vietnamese.

In conclusion, the cultivation of the ancient Red River Delta involved not engineering method, but agronomic farming, so that basis of the ancient 'Lạc Tướng' or Generals of 'Lạc' and 'Lạc Vương' or king of 'Lạc' must lie in other factors than the control of a tidal irrigation system.

* 京都大学東南アジア研究センター; The Center for Southeast Asian Studies, Kyoto University

はじめに

京都大学東南アジア研究センターでは高谷好一、坪内良博両氏を中心とする平野史研究会が隔月でもたれていた。この成果は別に特集として発表される予定である。この席上、ヴェトナム史研究者としての筆者に問われたのは、紅河を除く他の東南アジア3大デルタ（イラワジ、チャオプラヤー、メコン）がいずれも19世紀以降、米作モノカルチュアとして爆発的に発展したといわれるのに、なにゆえ紅河デルタのみが定説にしたがえば紀元前後からすでに開拓されたとされるのかという点であった。

背後に広大な「平原」を有する他のデルタと異なり、水源からデルタ流入までの過程が、極めて短く、かつ狭隘な峡谷に狭められた紅河が、河谷移住民のデルタ突入時期を著しく早めたであろうことは十分に考えられる。しかし、他の東南アジア諸国家の歴史がいまだ

曙光にも達していない紀元前後に、紅河デルタだけが高度な農業技術をもって低デルタまで開拓した¹⁾とするのは、不自然を免れ得ない。

日本ヴェトナム史家の間で、古代紅河デルタ開拓の根拠とされるのは、水經注37所引の交州外域記と史記113史記索隱所引の廣州記にひかれる「雒田」または「駱田」の記載である。

本論は自然科学者からなされた紅河デルタ開拓史への疑問に答えるべく、まず雒田に関するこれら文献・論考を整理し、再検討しようとするものである。²⁾

なお本論の大部分は任地バンコクに滞在中執筆し、帰国後、短期間に補筆、訂正したものであり、ヴェトナム考古学における新知見の未消化をはじめ、専門的な論稿としては不備が多い。ヴェトナム古代史専門家の叱責を乞う次第である。

I 学説史の紹介

1 雒田の理解をめぐる諸説

Maspero の 解 「……6世紀の交州外域記は言う。昔、交州がいまだ郡県にわかれていなかった時、その領域は潮の流れによって水が上下する（傍点筆者。以下同じ）『雒田』を形成していた。住民はその土地を耕し、食糧を得ていた。これが住民が雒民と呼ばれた理由である。郡県の頂点には雒王と雒侯がいた。県の中には多くの雒将がいた」（H. Maspero）³⁾

日本人研究者の 見 解 「中国侵略以前のベトナムの地には雒田と呼ばれる水田があり、これは潮の干満

を利用して河水の調節をしながら灌漑するので、この水田を耕作する民は雒民と呼ばれた。その雒田・雒民を支配する有力者がすでに存在していたが、中国はヴェトナムを支配して郡県体制を確立すると、この有力者である雒王・雒侯に郡県のことを担当させ、県のことは多く雒将につかさどらせた」（片倉稜）⁴⁾

2) なお本論執筆中、石井米雄教授からの教示によって、宇野公一郎氏が「古代ベトナムの農業」（ルー・チャン・ティエウ）を訳出し、同時に雒田潮水灌漑論に対する批判を行なっていることを知り、多くの貴重な示唆を得た。

宇野公一郎「古代ベトナムの農業」『えとのす』9, 1978, pp. 168-174.

3) Henri Maspero, "Etudes d'histoire d'Annam (I)," *BEFEO*, XVIII-3, 1918, pp. 8-9.

4) 片倉稜「中国支配下のベトナム（I）」『歴史学研究』380, 1972, p. 18.

1) 松本信広『印度支那の民族と文化』岩波書店, 1942, pp. 95-96.

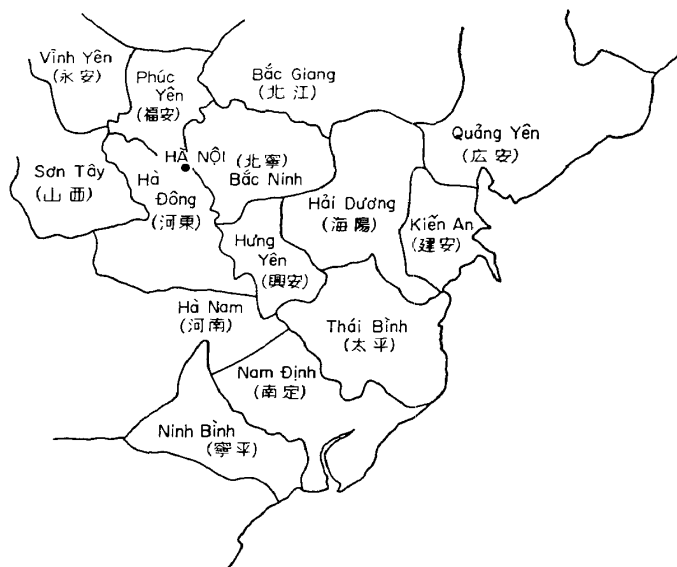


図1 旧仏領行政区画

「紅河下流域の人びと（雑民）は、はるか昔から北部湾の汐の満干に応じて河川の水位が上下する、という自然環境のなかで水量を調整して、水田（雑田）を切り開き生活していた。そこには灌漑設備を握って管理する、つまり土地を支配する首長（雑将）たちがいた。この在地の支配者たちを、漢の政府はベトナム（交趾郡）の役人に任命したのである」（後藤均平）⁵⁾

「雑田は潮水の下にしたり上にしたがって生ずる。民はその田を耕作し、食糧とする。したがって雑民とよぶ」（Lịch Sử Việt Nam）⁶⁾

「田土は雑田という。この田は潮水の下にしたり上にしたがう」（Nguyễn Kim Thân）^{7),8)}

ここに雑田に関する代表的な見解を5種あげてみた。
この5種の理解は実はまっ

5) 後藤均平「ベトナム古代の村落社会」歴史学研究特集号『民族と国家』1977, p. 57.

6) Lịch Sử Việt Nam, Hà Nội, 1971, p. 46.

7) Nguyễn Kim Thân, “Thử Tìm Nguồn Gốc Ngũ Nghĩa của Từ Tồ Lạc,” Hùng Vương Dựng Nước, Tập IV, Hà Nội, 1974, p. 137.

8) 後藤均平「前掲論文」p. 58.

たく同一の史料を翻訳、或いは、読み替えたものである。その史料とは「現在までほとんど唯一の文献史料」である水経注38にひかれた『交州外域記』および史記 113 索隠にひかれる『廣州記』の逸文である。

交趾昔未有郡縣之時，土地有雑田。其田從潮水上下，民墾食其田，因名為雑民。設雑王雑侯，主諸郡縣。縣多為雑將。雑將銅印青綬。（交州外域記）

交趾有駱田，仰潮水上下。人食其田，名為駱侯。諸縣自名為，駱將。銅印青綬。即今之令。

（廣州記）⁹⁾

わずかにこれだけの文章が、いかに多義に解釈されたかがわかる。¹⁰⁾ さてこれら種々の訳解は、古代ヴェトナム社会を理解する上に

9) 交州外域記の文章は前段が「交趾昔未有郡縣之時」とあって中国服属期以前を指す。したがって「設雑王雑侯，……」以下は漢武帝による交趾郡設置以後のことと理解すべきであろう。Maspero が銅印青綬を除く全文を中国服属期以前のことにするのはおかしい。さらに「県には多くの雑將がいた」（Dans les sous-préfectures, il y avait beaucoup de chefs lo）とするのは疑問である。廣州記では当該箇所は「諸縣自名為駱將」とある。あるいは水経注所引交州外域記の「多」は「名」の誤写ではなからうか。

交州外域記・廣州記の史料性格については、饒宗頤「安南古史上安陽王與雄王之問題」『南洋學報』新加坡南洋学会, 24-1, 2, 1969, pp. 41-42 に異論がある。（ほぼ同意は、饒宗頤「安陽王と日南伝について」『史学』42-3.）

10) E. Gaspardone は、後述するこの雑田記載にかなり特殊な解釈を加える。すなわち「中国の侵入以前，土地は潮水（と江水）に洗われていた。人びとはこれを沃土とした。（人びとは水の上に集住し，耕した。）そして，それは雑という名を得た。それはかなりすすんだ技術を推定させる」。これは、水経注37の「民墾食」に注目した理解であるが、2史料とも「其田從潮水上下」「駱田仰潮水上下」とあって、未耕地が潮水に洗われている意味ではない。この説は容れがたい。またのちの論者でこの説を援用している例を知らない。

E. Gaspardone, “Champs Lo et Champs Hiong,” *Journal Asiatique*, CCXLIII, 1955, pp. 475-476.

どのように利用されただろうか。

(A) Maspero は太平廣記482所引の南越志¹¹⁾をひいて、ヴェトナムが世襲的小封建社会を形成していたと説いたのち「そしてもし彼らの田に灌漑するために潮汐作用による川の水位の変化を利用することを知っていたということが事実ならば、彼らはすぐれた農業技術者であったにちがいない」としている。注目すべきことは、この場合、雉田が潮汐利用の灌漑であった可能性を示唆しつつも、これを封建制、もしくは農業共同体の成立などの契機としては考えていないことである。¹²⁾

(B) 「まず第一に潮水の上下を利用する灌漑方式による水田（雉田）経営が行われていたが、その灌漑施設は首長などが実質的に管理していたであろう。その場合でも、共同体的秩序と伝統に抵触しない限りにおいてのみ可能であった。この雉田経営は当時の生産用具が石製工具や木製農具を主要なものとした点から考えて、個別家族的な労働力で行いえたとは思われず、かなりの規模の労働力による協業を必要としたであろう。雉田・雉民という用語からも、雉田社会が灌漑用水と耕地を集団労働で開発する共同体規制の強固な社会であった」¹³⁾（片倉穰）片倉氏はさらにすすめて、この交州外域記の記事から、当時のヴェトナム農民の結合体をマルクスが「ヴェラ・ザスーリッチへの手紙」で措定した農業共同体に該当すると考えた。¹⁴⁾

(C) 「……ともかくもこれはデルタ住民が水と取り組んだ最古の記事である。初歩的かもしれないが、土地の自然条件に応じた運河

水門の灌漑設備があった。そしてその施設を管理支配する土地の有力者層が当然存在した。この記事でいう雉王・雉侯・雉将である」（後藤均平）¹⁵⁾

(D) 「交州外域記は我々の祖先が雉田をつくったとしている。いろいろちがった意見があるにも拘らず、すべてこれが水稲田であることは認めている」（Hà Văn Tấn, Nguyễn Duy Hinh）¹⁶⁾「周知の如く、雄王時代の住民の農業活動は、我々の史料と同じく、中国の古い書籍の中にわずかに記されるのみである。……たとえば（水経注にひかれる）交州外域記には『往昔、交趾がいまだ郡縣でなかったとき、雉田とよばれる田土があり、水は潮水にしたがって上下していた。田を耕作して生活する住民を雉民とよぶ』。この一節は多くの本に引用されたのちでもなお、価値をもっている。しかし、明らかにこの記録は、この時代の農業活動のイメージをえがくには、あまりにも不十分である」（Lư Trần Tiêu）¹⁷⁾

以上4者の水経注所引交州外域記の理解をみると、雉田を潮水利用の水門灌漑とし、その灌漑管理者として雉王以下を理解しようとするのは後藤・片倉両氏に限られ、他は雉田から古代ヴェトナム社会を理解しようとする傾向にはきわめて慎重であることがわかる。¹⁸⁾

2 潮水灌漑としての雉田論の再検討

本来「田は潮水の上下に従う」「その田の耕作民を雉民という」「（漢は）郡縣に雉王・雉侯、縣に雉将をおいた（広州記によれば自ら

11) 南越志の当該部分は他に旧唐書41の安南都護府平道条、太平寰宇記170の交州平道県条などに引用される。

12) H. Maspero, *op. cit.*, p. 9.

13) 片倉穰「前掲論文」p. 19.

14) 片倉穰「前掲論文」p. 19.

15) 後藤均平『ベトナム救国抗争史』人物往来社、1975, p. 62.

16) Hà Văn Tấn, Nguyễn Duy Hinh, “Kinh Tế Thời Hùng Vương,” Hùng Vương, IV, p. 51.

17) Lư Trần Tiêu, “Nông Nghiệp Thời Hùng Vương,” Hùng Vương, IV, p. 159.

18) ヴェトナムの研究者は雉田が水門灌漑である点さえ認めていないという。宇野公一郎「前掲論文」p. 174.

名乗った)」とあるにすぎない文章が、なにゆえ個別に日本では①潮水による灌漑設備の存在②さらにその灌漑設備を管理する雒将層の成立という理解にまで発展したのだろうか。

もとより、その最も大きな背景にはマルクスの「資本主義的生産に先行する諸形態」の発見に始まり、1960年代、日本のアジア史学界をおしつづんだ感のある、いわゆるアジアの生産様式論争の重大な影響があることはいうまでもない。¹⁹⁾しかし、論理的な密度はともかく、実証的な検討としては、はなはだ安易にこの雒田記述を引用し、もってヴェトナム古代社会を理解しようとしたことは否めない。これは次に述べるような日本における雒田論の展開過程をみることによって明らかになる。この文章を具体的な農法の問題として理解したのは H. Maspero の簡単な示唆を別にすれば、P. Gourou が最初であろう。P. Gourou は次のように言う。

我々は年代記（筆者注一越史通鑑綱目の仏訳）の中にみられる記述から真実をひきだすことはまったくできない。そして中国の史料からはただ紀元前2世紀には、トンキンデルタには堤防がなかったことを知ることができるのみである。

『この時代、雒とよばれる田土があり、それは潮の干満によってその姿をかえる』それは事実を目撃した中国人の観察者が、いまだトンキンにおいて存在する特異な農法に驚いたことを示している。なぜならハイゾン地方では今なお潮水は自由に水田に出入りしているからである。²⁰⁾

ここで P. Gourou は、初めて雒田をハイゾン省で1930年代に行われていた農法に結びつけた。しかし、Gourou は雒田を潮汐が自由に侵入するきわめて粗放な形態の田とみな

し、これから古代紅河デルタには堤防がなかったことの証明としている。これは日本における P. Gourou の引用者たちの間ではまったく誤解して用いられた。²¹⁾

雒田をより高度な潮水灌漑のシステムとして紹介したのは松本信広氏であろう。松本氏は交州外域記および広州記の当該文を紹介したのち、次のように述べている。

この文句の中潮水の上下を仰ぐというのは今日では東京沖積平野の南部海岸から程遠からぬ所で安南人により行はれてをる伝統的灌漑方法を指すものであろう。即ち彼等は海岸地域の河川の真水が上潮の時、海潮におされて掘鑿した溝に流れこむのを待ち、適当な水かさに達すると水門を閉鎖する。又海水の到来を恐れる時には小舟に乗った番人が張番をなし、時々水を嘗めて若し鹽からくなってきた場合には直ちに水門をしめるのである。こういう灌漑法が千五、六百年も前に行はれていたことがこの二書の記事から証明されるわけである。²²⁾

この松本氏の見解、即ち雒田潮水灌漑の説は杉本直治郎氏²³⁾を経て、後藤均平氏に積極的に支持されるにいたる。²⁴⁾では松本氏はこ

21) ただし、P. Gourou は別の箇所では紀元前後のヴェトナム農業にふれて「彼らは水田を灌漑するために潮汐運動を利用した」と言っている。(P. Gourou, *op. cit.*, p. 132.) これは注20)の説と矛盾する。原拠が明らかでないが、恐らくこれは H. Maspero, “Etudes d’histoire d’Annam (I)” の p. 9 から援用したものであろう。原典が同一であるとは考えなかったのであろう。

22) 松本信広『前掲書』pp. 95-96.

23) 杉本直治郎『秦漢兩代における中国南境の問題』『東南アジア史研究 I』日本学術振興会、1956, p. 33.

24) 後藤氏は「北部ベトナムではいつごろ水田耕作がはじまったか、ずいぶん古くからだと思うが、いまよりあげている西漢期には、すでに『運河で水田に水を引き、水門を設け、海水の増減で押される真水で灌漑するという、まことに低湿地耕作に相当した』(松本信広)灌漑方式による水稻栽培が行なわれていたことが、この記事からうかがえる」(『ベトナム救国抗争史』p. 61)としている。後藤氏の雒田灌漑論が松本氏の見解に直接由来していることは疑いえない。

19) 片倉穰「前掲論文」p. 20.

20) P. Gourou, “Les Paysans du Delta Tonkinois,” Paris, 1936, pp. 83-84.

の知見をどこで得たのだろうか。特別に注記がないので或いは氏の実見かもしれぬが同様の農法はやはり P. Gourou によって紹介されているのである。

(南部タイビンの)住民はいつも高潮時の河川と輪中 (casier) 内部の水位との差、逆に低潮時の河川と輪中内部のそれとの差を利用しようとする。彼らは河の低い方の堤防に水門を作り、時に応じて排水のために低潮時にこれをひらき、灌漑のために高潮時にひらく。時々、舟にのった監視人が水をなめ、彼らが塩からさを感じた時に、人人は水門をしめる。²⁵⁾

松本氏はトンキン地方海岸地帯と言い、P. Gourou はタイビン南部とする。両者が同一の地方における同一の農法を指していることはほぼ誤りない。

しかし、注目すべきことは、すでに雑田の存在を知っていた Gourou 自身は、雑田をこのタイビン地方における潮水灌漑排水技術とは少しも結びつけていないことである。この点、後藤均平氏が自説の補強のため P. Gourou の記述を引用し、²⁶⁾ 石井米雄氏がさらに Gourou のタイビン地方の記述が雑田をほうふつとさせるとするのは、²⁷⁾ P. Gourou の所説を曲解したものといえよう。

3 タイビン地方における潮水灌漑と雑田

では P. Gourou の紹介するタイビン地方における潮水灌漑は、松本氏の説くように雑田と同一視できるものか、あるいは Gourou 自身の説くようにまったく異なるものなのだろうか。

P. Gourou はこの潮水灌漑の説明にタイビン地方の巨大な輪中を図示している。²⁸⁾ (図2参照) この図によれば、この潮水灌漑地域

は旧行政区画²⁹⁾ でいうタイビン省 (太平) の Trưc Định 県 (真定) Vũ Tiên 県 (武僊) Thư Tri 県 (舒池) の3県を含み、旧阮朝時代でいう建昌府 (Kiến Xương) と同一である。

この地域は Trà Lý 河と紅河本流、海の三辺からなる三角形をなし、紅河水系諸流の流しだす土砂によって形成されたいわゆる沿岸砂丘列地帯 (cordons littoraux) にあたる。したがってタイビン市西方がわずかに標高1メートルをこす起伏を残す以外、海岸線まで低い砂丘と低地が交互に現われるにすぎない。³⁰⁾ これはこの地帯の村落が、海岸線に対して平行に分布していることからわかる。

かような特殊な砂丘列村落はデルタ開拓史上、通常最後期に属するものと考えられる。³¹⁾ 事実、大南一統志によれば、この建昌府3県のさらに東方に隣接する Tiền Hải 県 (錢海) は明命10年 (1829) に「沿地開拓」したものである。また紅河本流をはさんで向かいあう Trưc Ninh 県 (真寧) は明命14年 (1833) に設置された。史書にはここでいう潮水灌漑をもつ建昌府3県の設立年代の記述はないが、このように地形的に同一のこれら隣接諸県の

28) P. Gourou, *op cit.*, p. 100. 同図は菊池一雅『ベトナムの農民』古今書院、1966, p. 155 や石井米雄『前掲書』p. 74 に引用される。

29) 通常、歴史論文で用いられるヴェトナムの行政区画は (1) 旧王朝時代 (位置同定が明確になるのは黎朝前期・同後期・阮朝)、(2) 仏領時代、(3) 1964年以降、(4) 1974年以降の新行政区画の4種が用いられる。本来 (4) を用いるのが常識的であるが、これは (1)、(2) の旧省を2省または3省ごとに統合したもので省轄が拡すぎる。また (2) の行政区画は基本的には (1) を引きついだもので、旧地誌のそれと一致する。以上の理由からヴェトナムの歴史家たちも、仏領時代の行政区画を用い、これに xưa (旧) を付するのが常のようである。本論もこれにならい、仏領行政区画をカタカナで表記して、基本とし、阮朝行政区画を漢字で表して補助とする。クォッグーで表記したものは省の下位区画である県 (huyện) を示す。(図1参照)

30) P. Gourou, *op. cit.*, p. 36.

31) 菊池一雅『前掲書』p. 40.

25) P. Gourou, *op. cit.*, p. 101.

26) 後藤均平『ベトナム救国抗争史』p. 61.

27) 石井米雄『インドシナ文明の世界』講談社、1977, p. 74.

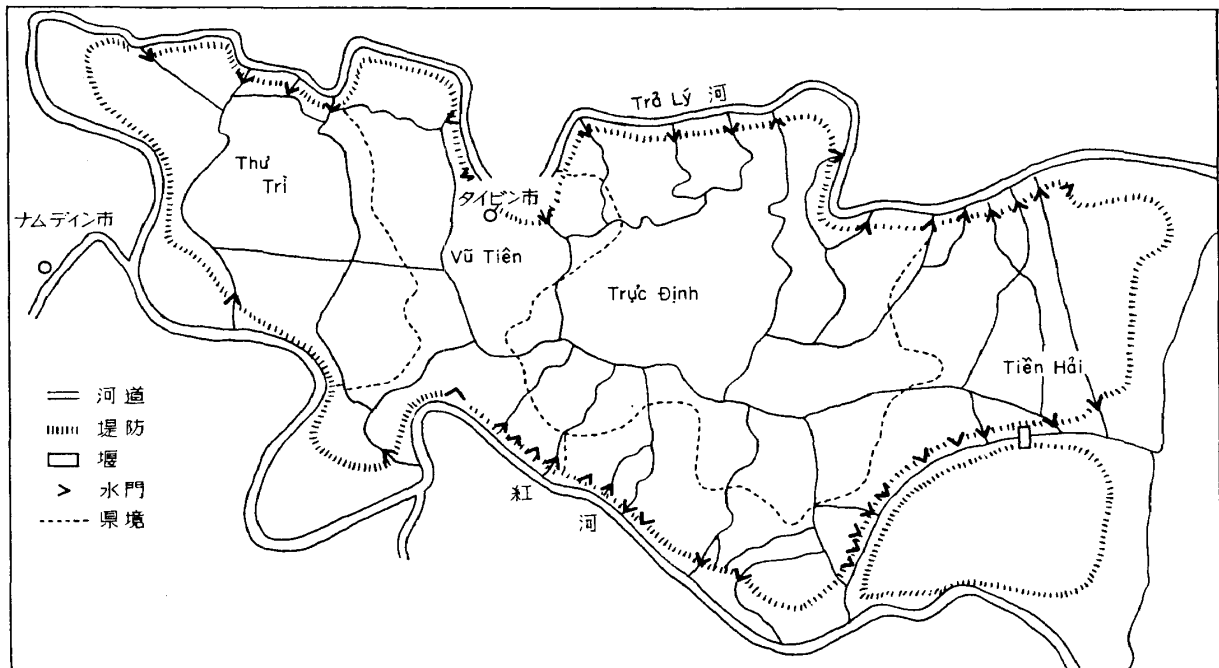


図2 タイビン省潮汐灌漑図 (P. Gourou, *op. cit.*, p. 100 より作図)

歴史からみて、さして古くさかのぼりうとは思えない。

現存するもっとも古いヴェトナム地誌である抑齊集地輿誌(15世紀末)と國朝官制典例4(15世紀末)には、すでにこの3県の名があり、かつ在県の村落数も19世紀初めの段階とあまり変わらない。³²⁾ 当地域では輪中なくしてこれほどの人口が養われるとは思えない。したがって、この3県を囲繞する輪中堤防が黎朝初期にはすでに完成されていたと考えることができる。³³⁾

この前代の明永楽5年(1407)の府州県設置をみると、建昌府には俸田県・建昌県・布県・真利県の名がみえる。³⁴⁾ このうち、俸田はおそらく後代の舒池県俸田総俸田社に発した名であり、また布は武僊県楽道総奇布社に

起ったものであろう。また大南一統志36によれば建昌府はもと舒池県にあったというから、おそらく俸田に接していたのであろう。真利県はおそらくのちの真定県であろう。したがって行政区画は異なっても、舒池・武仙・真定3県の地域の人口集住はすでに15世紀初めにはあったとしてよからう。

さらにその前代の陳朝の記述をみる。大越史記全書5天応政平11年(1242)には12路設置の記事がみえ、同天応政平15年(1246)には軍制改革にふれて、龍興・建昌の2路の名がみえる。龍興は明の鎮蛮府で旧タイビン省北半、Duyên Hà 県(延河)・Thần Khê 県(神溪)にあたる。建昌は明の建昌府から快州を除いたものであろう。したがって旧タイビン省南半、すなわち当該3県はすでに13世紀中葉において独立した行政区画を与えられていたことになる。

さらに前代をみると、大越史記外紀全書5呉使君の条には十二使君(10世紀中葉、紅河流域各地に拠った12の土侯)の一陳覽(陳明

32) 拙稿「ヴェトナム中世社数の研究」『東南アジア—歴史と文化』1975, p. 40.

33) 大南一統志36によれば、武僊県は「黎鴻徳年間置」、舒池県は「黎改今名」、真定は「古□州豊池・舒池、後改今名」として、この3県がいずれも黎代設置であることを示している。

34) 山本達郎「明のベトナム支配とその崩壊」『ベトナム中国関係史』山川出版社, 1975, p. 199.

公)が「布海口」に拠ったとする記事がある。これは越史略では「江布口」となっている。越史通鑑綱目前編5宋乾徳4年(966)の註には、布海口は「武仙縣奇布社」のことであるとされる。

奇布社は阮朝の建昌府、現今の Thái Bình であり、現在の地理では海岸線より25キロメートル以上隔たった砂丘列上に位置する。しかし、前述のように大南一統志36によれば、実はこの地に建昌府が遷されたのは1808年(嘉隆7年)であり、それ以前はより後方の舒池県にあったのである。とすれば10世紀この地が海口であったとする綱目編者の意見は十分に首肯しうる。

次に大越史記全書2、越史略2をみると李朝の通端5年(1038)、この布海口に籍田が設けられた記述がある。これはこの地が11世紀以降急速に開拓がすすめられたことを示す例証となろう。さらに推論を下せば1397年の胡氏発布の限名田法の中にある宗室諸家が瀕海の地に堤堰を築き、鹹水を障いで田土をつくったとする記述は、³⁵⁾ 奇布社以南の沿岸砂丘列村落の成立の状況を示すものと理解することもできよう。

以上のごとく、P. Gourou の紹介するタイビン南部の潮水灌漑地域は10世紀末、11世紀初から開拓が本格化し、陳朝期にいたって発展し、ようやく独立した行政区画として認められ、陳末・属明期にほぼ現在の大輪中内3県の大勢が確立されたとみるのが正しい。したがって文献史料でみる限り少なくとも奇布社、現在の Thái Bình 市以南の開発を10世紀以前にさかのぼらせるのは難しく、³⁶⁾ これを漢代以前の雒田に比定するのは誤りである。

4 バクニンにおけるタイビン型潮水灌漑の可能性について

後藤氏は Đinh Văn Nhật の徴姉妹起義時

35) 大越史記全書8 陳廢帝光泰10年(1397)。

の浪泊の地理的研究を紹介する中で、バクニン省にみられる輪中址から、「雒田社会は輪中村落ではなかったか」という問題を提示している。³⁷⁾ 先に紹介したような氏の雒田に関する理解から推定すれば、松本氏の言う輪中を前提とした潮水灌漑(タイビン型)が紀元前後には、バクニンにおいても存在していたことになる。これは一方で「ソンコイ下流域」に雒田を比定する氏の立場からすると、³⁸⁾ 矛盾するようであるが、³⁹⁾ あるいは当時の海岸線の上昇を現デルタ上方部にまで拡げて考えたのかもしれない。いずれにせよ、旧ラピッド河線まで輪中を前提とする潮水灌漑があったとすれば、地名比定からみた紅河デルタ開発史の上では、さして矛盾をきたさない。ではバクニン省のような海岸線をはるかに隔たった地域でタイビン型の潮水灌漑が可能であろうか。後藤氏は「雒田社会」の中で Đinh Văn Nhật 氏の説として「まず北部平野に海拔2メートルの等高線を引いてみる。すると北寧—北江地帯にひとつの大きい盆地が見いだされる」「またこの盆地全域の河川は潮の満

36) H. Maspero の唐代安南都護府時代の歴史地理に関する研究によれば「……より下流のバンブー運河(Canal des Bambous)は明らかに唐代の文献にはあらわれない……」(H. Maspero, "Le protectorat d'Annam sous les T'ang," BEFEO, X, 1910, p. 680) と言っている。バンブー運河は Hưng Yên 市の南を走り、紅河とタイビン河を結ぶ河流である。当該3県がはるかにこの南に位置することはいうまでもない。

また歴史地理学の観点から Mê Linh 県(蘆冷・麋冷)の位置比定を考察した Đinh Văn Nhật 氏は属漢期、バンブー運河の南は海洲であったとする。Đinh Văn Nhật, "Huyện Mê Linh về Thời Hai Bà Trưng," Nghiên Cứu Lịch Sử (NCLS), 172, p. 27 付図。

37) 後藤均平「雒田社会—ベトナム古代の村落社会」p. 62。

Đinh Văn Nhật, "Vùng Lãng-bạc về Thời Hai Bà Trưng," NCLS, 155, p. 32 付図。

38) 後藤均平『ベトナム救国抗争史』p. 63。

39) 通常紅河下流域とは低デルタ部 Bas Delta (タイビンおよびナムディン省南半)を指すと考えられよう。ただしヴェトナム語の hạ du (下游)の訳として用いるなら、紅河デルター帯を指す。

干によって水位が影響される」としている。⁴⁰⁾

宇野公一郎氏は後藤説をデルタ一般に雉田潮水灌漑があったと理解し、次のような批判を加えている。

現地の人に確認してもらおう。『たしかに潮汐は一定程度川の水位を上下させる。だがその程度も限りがある。今日たとえばニン・ビン省のホア・ル地方のようなかなり海岸から離れた所にまで潮汐は影響している。しかし、その影響は稲作に利用できるほどのものではなく、実際この地方の人民はそれを利用してはいない』さらに雄王時代には「北部平野は今日と基本的に似た形をしていた。その時代には堤防が未整備だったから、潮汐の影響はフォン・ケ（コー・ロア）区域にまで達せず、また当時の人間の活動地域各所にゆきわたりもしなかった」……ベトナムの研究者たちは、彼らが困難な状況のもとで蓄積した多方面の研究成果を示しつつ、今さらなぜ『外域記』だけでかくも断定的に運河水門潮汐利用灌漑を主張できるのかと、松本説の後継者たる斉藤（斉藤玄氏一筆者注）・後藤両氏に問いかけているように思われる。⁴¹⁾

宇野氏の指摘にあるように、後藤氏が潮汐作用をバクニン省まで及ぼしたのは、P. Gourou の潮汐限界図に拠る。^{42), 43)} しかし、この原図では、潮汐作用が数量的にいかなるものとしてとらえられているのか不明である。その限りでは宇野氏の批判は正しく、また仮に潮汐作用があったとしても、かように高度に発達した潮水灌漑がなぜ現在当該地では廃れ

たのかと問うヴェトナム人史家の指摘は正しい。

次にバクニン省の現在の村落の多くは残丘を利用した丘陵周辺の村落である (Villages de bordure de collines)。P. Gourou もこの型の村落の実例の多くをバクニン省に求めている。⁴⁴⁾ 両地域の村落の形成過程は、居住地が先行するか田土が先行するかという点で完全に異質である。したがって安易にタイビン型の潮水灌漑をバクニン省に適用すべきではない。

さらにタイビン地域の3県を囲繞する大堤防は延長120キロメートルに及ぶ。かような大築堤によって初めて潮汐変化を灌漑に利用することが可能となっている。かような高度かつ大規模な堤防が紀元前後のバクニンにあったとは考えられず、仮にあったとすればかような技術が、なぜ現在のような小規模輪中耕作に変化していったのかの考察がなければならない。

以上の3点から、後藤氏の説は地形と歴史過程のまったく異なるタイビンの農法を、きわめて安易にバクニンに結びつけたものとしなければならない。とくに、その所説の多くを P. Gourou の提供する資料（タイビンの潮汐灌漑・デルタの潮汐限界図）に拠りながら、P. Gourou の得た雉田に関する結論をことさらに無視して立論されたことには大きな疑問を持たざるをえない。

以上の簡単な学説紹介によって日本における特殊な雉田社会論、すなわちタイビン型潮水灌漑の管理に基づく雉将社会の成立論が、P. Gourou の不完全かつ不当な紹介に基づく、傍証を無視した仮説にすぎなかったことが諒承されよう。

しかし、中国史料の中には紀元前後ヴェトナム社会に何らかの形で潮水と関係した雉田とよばれる農法、すなわち低デルタ部の一定

40) 後藤均平「雉田社会—ベトナム古代の村落社会」p. 59.

41) 宇野公一郎「前掲論文」p. 174. なお宇野氏の引用部分は Nguyễn Duy Hình 氏の「雄王時代の水稲栽培」第3回雄王時代研究会議における報告からとられたものという。筆者は未見である。

42) P. Gourou, *op. cit.*, p. 78.

43) 後藤均平『ベトナム救国抗争史』p. 61.

44) P. Gourou, *op. cit.*, p. 240.

の開拓が述べられていることも事実である。
次にこの雑田記述はデルタ開拓史上、どのよ

うに位置づけられるか、筆者なりに考えてみ
たい。

II 紀元前後の北部ヴェトナム地名の同定

雑田問題は当時の北部ヴェトナムの開拓状況と密接な連繫をもっている。元封6年(B.C. 110), 漢は北部ヴェトナムを占領し、交趾郡を設置し、10県に分けた。水経注には「縣多爲雒將」あるいは「諸雒將主民如故」⁴⁵⁾とあるから、この県は当時の土着勢力の分布にしたがって設けられたものとしてよからう。したがってこの10県が現在地のどこに比定されるかを考えることによって、当時の土着勢力がデルタのどこに進出していたかを知ることができる。

交趾郡10県の名は漢書28下地理志交趾郡によれば龍編・羸婁・安定・苟漏・麓冷・曲陽・北帯・稽徐・西于・朱載である。建武19年(A.D. 43) 馬援の奏請により、西于が分割されて、西于・封谿・望海の3県となったので、後漢代では12県になる。

この古県名を現在の地名に同定する作業はH. Maspero,⁴⁶⁾ Cl. Madrolle⁴⁷⁾によってなされ、のちの研究者はこれらの業績のうちに論を展開するのが常となっている。⁴⁸⁾しかし、この両者の研究は麓冷・望海・封谿・龍編の4県の比定に一致するのみで、後述するように水経注中の河川の比定ではまったく相異している。両者の異同を明確にしないままに、個々の比定のみをとりいれるのは我田引水を

免れえない。ここでは一度原点に戻って古代紅河デルタの地名を再考し、当時の開拓限界を考えてみたい。

交趾郡10県または12県の比定には、水経注37が唯一の史料であり、これに「元和郡縣志」「太平寰宇記」などの後代の史料が補助的な理解を与える。先ず水経注37は益州の牂柯郡を抜けた葉榆水、すなわち紅河が交趾郡に流入したのちを、次のように言う。⁴⁹⁾

- (A) 過交趾，麓冷縣北分爲五水，絡交趾郡中，至東界，復合爲三水，東入海。
- (B) 北二水左水，東北逕望海縣南……又東逕龍淵縣北，又東合南水。
- (C) 水自麓冷縣東，逕封谿縣北……又東逕浪泊……又東逕龍淵縣故城南，又東左合北水。
- (D) 其水又東逕曲易縣，東注于浪鬱。經言于郡東界復合爲三水，此其一也。
- (E) 其次一水，東逕封谿縣南，又西南逕西于縣南，又東逕羸婁縣北，又東逕北帶縣南，又東逕稽徐縣，逕水注之。水出龍編縣高山東南流入稽徐縣，注于中水。
- (F) 中水又東逕羸婁縣南……其水自縣東逕安定縣北帶長江……其水又東流……又東南合南水。
- (G) 南水又東南（もと東北）逕九德郡北……又東逕浦陽縣北，又東逕無功（もと無切）縣北。其水又東逕句漏縣帶江水，江水對安定縣……又東與北水合，又東注鬱亂流而逝矣。此其三也。

(A)は水経の本文である。これによれば、葉榆水は麓冷縣の北で五流に分かれ、やがて三流になって海に没するとある。この五水は

49) 水経注には多くの版本と注釈があるが、ここでは楊守敬・熊会貞の『水経注疏』を用い、必要に応じて永楽大典本他を参考にする。

45) 水経注37 葉榆水条。

46) H. Maspero, "Le protectorat général d'Annam sous les T'ang," pp. 540-694; "L'expédition de Ma Yuan," BEFEO, XVIII, 1918, pp. 3-28.

47) Cl. Madrolle, "Le Tonkin ancien," BEFEO, XXXVII, 1937, pp. 263-330.

48) たとえば陳荆和「交趾名称考」『文史哲學報』第4期，台北，1952，p. 87；杉本直治郎『前掲書』p. 13；後藤均平「徴姉妹の反乱」『中國古代史研究第三』中國古代史研究会編，吉川弘文館，1969，p. 33.

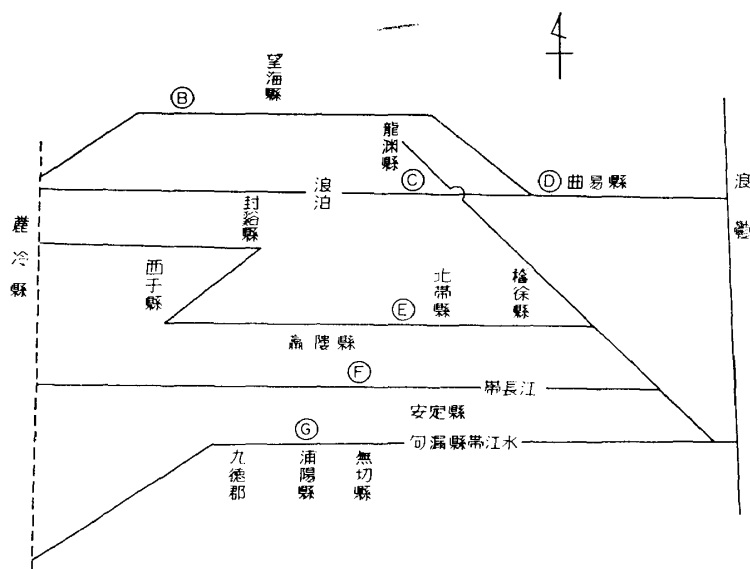
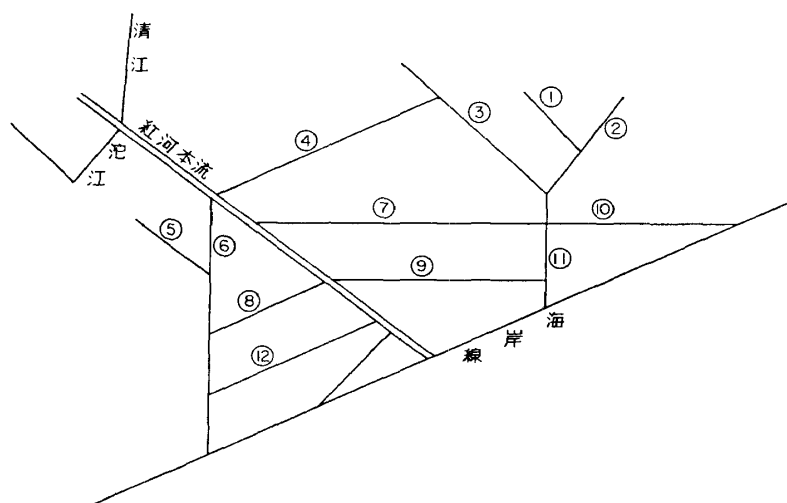


図3 水経注37 葉榆水水系図



- | | |
|-----------------|----------------------|
| 1) Sông Thương | 7) Canal des Rapides |
| 2) Sông Lục Nam | 8) Sông Phủ Lý |
| 3) Sông Cầu | 9) Canal des Bambous |
| 4) Sông Cà Lồ | 10) Sông Kinh Thay |
| 5) Sông Con | 11) Sông Thái Bình |
| 6) Sông Đáy | 12) Sông Nam Định |

図4 紅河水系概念図

水経注でいう(B)の北水左水(C)の北水南水(E)の其次一水(F)の中水(G)の南水のことであろうが、次の海に流入する三水は(D)と(G)があるばかりで、「其二」にあたる記載がなく比定を困難にしている。さらに現実の方位と無縁な記載も多く、水経注の記載をその

まま図示した図3と、現実の紅河水系を概念化した図4とでは相互にまったく異なったものとなっている。

これは後述するように伝来の過程で多くの脱落・誤記が生じたためである。したがってこの復元のためには先ず水経注以外の他の史料によって判明しうる地名を確定し、ついでこれに基づいて一水、一地点ごとの地名比定を積み重ねるしかない。

1 麓冷県 (図5参照)

麓冷県の比定は、建武16年(A.D. 40)の徴側・徴貳の起義がこの地で起り、彼女たちもまたこの地の雒将の娘であったとされることから、雒田雒将理解の上にはきわめて重要である。

麓冷県の位置については古来諸説があり、19世紀中葉までの諸見解をまとめた越史通鑑綱目前編2建武5年には

舊史註、即山西安朗。阮薦輿地志、麓冷即福寿古福祿。黎貴惇芸台類語、麓冷即峯州、又云麓冷即安朗。唐地理志麓冷在福祿・唐林二縣之地。文献通考註云嘉寧・承化・新昌竝漢麓冷縣地。

又唐書峯州統縣五、嘉寧・承化・新昌・高上・珠緑、則麓冷即峯州爲是。

とある。このようにヴェトナム側の所伝である山西省安朗県(フンイェン省 Yên Lăng 県)説、同省福寿県(ソントタイ省 Phúc Thọ 県)説と、中国側所伝である峯州説が旧来の諸説

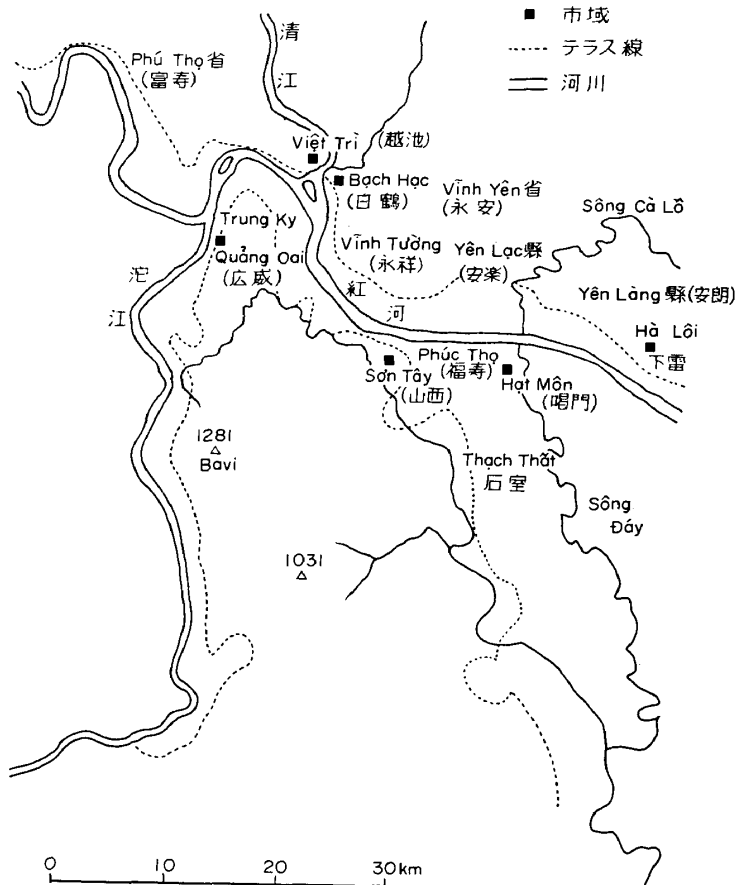


図5 漢代麓冷県関係図

(Đình Văn Nhật, *op. cit.*, p. 31より作図)

としては有力であった。次に各説の根拠を検討してみよう。

旧史註とあるように早く大安朗・福寿説 越史記外紀全書3に麓冷を安朗とする見解がみられる。これは麓冷県の雛将の女とされる徴側・徴式の伝遺蹟がこの地に多く分布するため、大南一統志31によれば、安朗県の居安社には2廃壘があり、これは徴王(徴側)の故壘であったとされ、同県居安・下雷の2社には徴側・徴式の祠が残されていた。同じく福寿説もこの徴側・徴式伝承に由来するもので、徴姉妹入水の地とされる福寿県喝門社には祠が建てられている。別に安朗県が徴王の都した地であるという伝承が皇越地輿誌1にみられる。

1972年初め、ヴェトナムの考古学者のグル

ープは Yên Lãng 県の Cư An・Tự Lập 2社に残る Thành Đền という故城址を発掘した。これが伝承の居安社徴王廃壘であることはいうまでもない。この城址から発見された遺物は紀元前2世紀末から1世紀初めに比定されたという。⁵⁰⁾ このほか同県 Tam Đồng 社の Thành Vươn の遺跡・住居址から紀元前後にかなりの人口の集住を示す遺物が発掘されたという。⁵¹⁾

これらの遺跡と伝承から、安朗県・福寿県が徴側・徴式と関係する当時の一つを中心地であったことはほぼ誤りなく、したがってこの地が麓冷県の少なくとも東端を形成していたとすることができよう。

次に各時代の地理
峯 州 説 志を探すと、麓冷
県は呉代にはいっ
て新興郡(のち新昌郡)として交趾
郡より独立した。晋代には新昌郡は

6県に分けられ、麓冷県はこの6県のうちに名をとどめる。南齊書州郡志、新昌郡8県にはもはや麓冷の名はない。隋書地理志では旧新昌郡は嘉寧・新昌2県に分かれ、唐代では種々の変遷を経て元和年間に峯州5県(嘉寧・承化・新昌・嵩山・珠録)として安定した。峯州の領域について Maspero はデルタの北西部、紅河の兩岸および清江(Rivière Claire, 宣江または清江, Sông Lô Giang 上流,

50) Nguyễn Lộc, "Vài Y Kiến về Bài «Huyện Mê Linh Thời Hai Bà Trưng»," *NCLS*, 175, p. 92. なお徴側・徴式関係の遺蹟、伝承地については Nguyễn Ngọc Chương, "Bước Đầu Giới Thiệu Một số Nguồn Từ Liệu Xung Quanh Di Tích Lịch Sử Thuộc về Cuộc Khởi Nghĩa Hai Bà Trưng," *NCLS*, 146, pp. 23-27 に詳しい紹介がある。

51) Nguyễn Lộc, *op. cit.*, p. 93.

Sông Thanh Giang の名がある), 沱江 (Rivière Noire, 黒江, Sông Đá) の各溪谷低位部とし、黎朝下の山西承宣、仏領下のソントイ・ヴィンイエ・フー各省にほぼひとしく、西方は雲南省境、東方は Sông Cà Lồ を隔てて交趾郡と対するとした。⁵²⁾ 行政区画の変遷を追う限り、多少の移動はあっても、おおよそ漢代麓冷県＝南朝新昌郡＝唐代峯州＝黎朝山西承宣とするのは首肯しうる。

しかし、H. Maspero は峯州の東域を Sông Cà Lồ で画している。これは特に典拠を付していないが、恐らく太平寰宇記 170 交州条で「西北至峯州嘉寧縣界漏江口水陸一百五十里」とし、元和郡県志 38 峯州条で「南至漏口江一百里」とある点から、峯州州境を漏口＝Sông Cà Lồ と考えたのであろう。とすると、先の安朗県は峯州の城外となり、麓冷＝安朗説とは矛盾することになる。

筆者は峯州とするのはいわば目安にすぎず、峯州＋安朗と考えるのが妥当でないかと思う。後代、峯州をついだ山西省は、安朗県をその県轄に含んでいる。⁵³⁾

1918年にいたって Maspero
Việt Trì・Bạch Hạc 説
は麓冷県を Việt Trì (越池)・Bạch Hạc (白鶴) とする説をだし多くの学者もこの説を支持して

52) H. Maspero, "Le protectorat général d'Annam sous les T'ang," p. 605.

53) 灌漑排水学の海田能宏氏の教示によれば、当該地域の集落の位置、旧河道を思わせる湖沼群、行政区画線などをみると、Sông Cà Lồ はかなり大きな幅をもって、移動していた可能性が強いという。Sông Thiap の水源をなす Hạ Lô 東方の低地からはもう一つの小河川が北上して、Sông Thiap に向かっていることがわかる。そしてこの低地と紅河本流の堤防とはわずかに 2 キロメートルほどしかへだたっていない。或いはかつて、Sông Cà Lồ は現河口のほかにも、もう一つ Hạ Lô 周辺に河口をもち、それが一方では Sông Thiap に流入していた可能性はきわめて強いと考えられる。とすれば現 Yên Lãng 県の西半は漏江 (Sông Cà Lồ) の西にあることになり、Maspero の峯州＝麓冷県と矛盾しない。

いる。⁵⁴⁾ Maspero が漢代麓冷県を山西省西端に限定するのは、北西より交趾郡に流入する 3 大河が「麓冷」で交わって 1 本になるという水経注の記載に拠る。⁵⁵⁾

たしかにいわゆる紅河本流と沱江は現在の Việt Trì 市の西南約 7 キロメートルの地点で合流し、さらに清江とは Việt Trì 市の南方 Bạch Hạc 市北部で交わり、紅河 1 本となってデルタに流入する。したがって Maspero が西随三水の合流点を Việt Trì・Bạch Hạc とするのはある程度合理性がある。

実はこの記載は水経注本文ではなく、水経注釈 37 にある全祖望の釈文中にある。この典拠は漢書 28 上地理志に載る益州郡来唯県・牂柯郡西随県・都夢県条に基づいている。⁵⁶⁾ これを全祖望説のように麓冷水道の意ととるか、⁵⁷⁾ 或いはただ麓冷県轄を意味するととるか、いずれにせよ Maspero のいうように麓冷県を三水の一致する地に狭く限定する必要はない。

また仮に前述のごとく、漢代麓冷県に相当する唐代峯州の府治が Việt Trì・Bạch Hạc に

54) H. Maspero, "L'expédition de Ma Yuan," p. 12; Cl. Madrolle, *op. cit.*, p. 272.; 片倉穰『ベトナムの歴史と東アジア』杉山書店, 1977, p. 39. なおこのほか後藤均平氏は安朗説(「徴姉妹の反乱」p. 214; 『ベトナム救国抗争史』p. 76)をとり、Lịch Sử Việt Nam, Tập 1 は「旧ソントイ省と現ヴィンフー省」(p. 80)として、峯州説をとっている。

55) H. Maspero, "Le protectorat général d'Annam," p. 573.

56) L. Aurousseau, "La première conquête chinoise des pays annamites," *BEFEO*, XXIII, 1923, p. 164.

57) 来唯。從陸山出銅，勞水出徼外，東至麓冷入南海，過郡三行三千五百六十里西隨。麋水西受徼外，東至麓冷入尚龍谿，過郡二，行千一百六里。都夢。壺水東南至麓冷，入尚龍谿，過郡二行千一百六十里。
水経注釈 37 は「全氏曰」としてこの漢書地理志をひいたのち、「是皆所云麋冷水道也」としている。この場合麓冷水道とは、後述のように、麓冷県と益州の賁古県を結ぶ水路をいう。現在の紅河上流を指すと考えてよからう。

比定しえたとしても、^{58), 59)} 峯州府治が即麓冷県城であったとするいわれはない。⁶⁰⁾ たとえば晉書地理志にひく新昌郡6県では、嘉寧県とともに縮小された麓冷県が別の県としておかれている。これは漢代麓冷県の中心が、唐代嘉寧県の府治とは異なっていたことを示すものである。

したがって Maspero が麓冷—嘉寧—Việt Trì-Bạch Hạc と直線的に結びつける理解⁶¹⁾ は首肯しがたく、むしろ漢代麓冷は Việt Trì-Bạch Hạc をその県轄の中に含んでいたものと理解したい。これは峯州+安朗説と矛盾するものではない。

最近では Đinh Văn Nhật 氏
Đinh Văn Nhật 説
が麓冷県を北西は紅河上流に沿ってフトー省に拡がり、南西はニンビン省にわたる広大な領域であったとする説をだしている。⁶²⁾ すなわち氏は水経注37に載る建武19年(A.D. 43)の馬援の奏請に「從麓冷出賁古擊益州」「馬援言、從麓冷水道，出進桑王国，至益州賁古縣」から、麓冷

県の北西を旧フトー省全体を包みこみ、益州(雲南方面)に連なるものと考えた。⁶³⁾ 次に三国志53薛綜伝中の「交趾麓冷・九真都隴二縣」の句から、九真(通常タインホア省 Thanh Hóa に比定される)と麓冷県が隣接していたとした。⁶⁴⁾

たしかに雲南省にあったと思われる西随県の南には県がなく、麓冷県に直通する。これは麓冷県が交趾郡最西北の県であったことを意味するが、しかし、それは麓冷県が紅河沿いに中国南境に達することを意味するものではなく、この間に拡がる非漢化民の広大な空間を考えなければならない。⁶⁵⁾

さて水経注36には「究」の字をもつ地名が散見する。⁶⁶⁾ いずれも九德郡(タインホアに比定される)以南の地である。この究について水経注36所引の竺枝扶南記では「山溪瀬中謂之究」としている。鄺道元はこれをうけて地理志(漢書)曰郡(九真)有小水五十二并行大川，皆究之謂也。

として、現中部ヴェトナムの南海に流入する諸小河川の名であると考えている。一方、唐章懷太子は後漢書116南蠻伝注に「究不事人，蠻夷別號也」として、究が蠻夷の意であるとしている。いずれにせよ、究が山間溪谷部、またはそこに居住する南方非漢化民の呼称であることは誤りない。⁶⁷⁾ この究名をもつ地名

58) H. Maspero, *op. cit.*, p. 667. この論拠は大南一統志，皇越地輿誌などに山西省白鶴に三帯または白鶴という祠があり，これは峯州都督を祀ったとあるに拠る。

59) Đinh 氏は峯州府治，すなわち嘉寧城の位置をより南方，沱江と紅河の合流点に近い，バビ丘陵の外郭に位置する Trung Hà-Yen Kỳ 線に考えている。(Đinh Văn Nhật, *op. cit.*, p. 30.) しかし，この論拠は都護府より130里という元和郡縣志の記述より，130里すなわち69キロメートルをハノイより逆行させたものにすぎない。唐代承化郡は峯州州治嘉寧城の北西5里に位置し，同郡には可瀬山・仙領山という山岳があったという。(太平寰宇記170; H. Maspero, *op. cit.*, p. 667.) Đinh 氏説の Trung Hà-Yen Kỳ を嘉寧とすると，その北西方面の地に，こうした山岳地帯を考えることは難しい。この点，Maspero の Việt Trì-Bạch Hạc 説は西北方にフトー省の山岳地帯を有するだけ妥当性がある。

60) ただし太平寰宇記170は「嘉寧縣，五鄉，州所理，漢麓冷縣地，屬交趾郡麓冷」としている。

61) H. Maspero, "L'expédition de Ma Yuan," p. 12.

62) Đinh Văn Nhật, *op. cit.*, pp. 24-43.

63) Đinh Văn Nhật, *op. cit.*, pp. 25-26.

Đinh 氏は後者を「麓冷県の水道にしたがって Tiến Tang (進桑) 国にいで……益州の賁古県にいたる」と訳出しているが正しくない。麓冷水道とは注57)にひいた麓水，もしくは全祖望にしたがえば麓水と勞水のことであり，麓冷県の水道の意ではない。

64) Đinh Văn Nhật, *op. cit.*, p. 26.

65) Aourousseau は Đinh Văn Nhật とはまったく逆に，前述の漢書28上の西隨・進桑両県の記載から，この両県は Việt Trì の北まで迫っていたとして，トゥエンクエン地方であるとしている。(L. Aourousseau, *op. cit.*, p. 164.)

66) 郎究，越裳究，九德究，南陵究，文狼究，無狼究，金山郎究，古郎究など。

67) 水経注要疏37。また水経注疏37に引用する洪頤煊の説では「究蠻夷附落名」とある。

は交趾郡内にも存在する。後漢書54馬援伝では徵側が馬援に敗れると「禁谿」という地に逃げこんだとある。これは水経注37では「金溪究」としている。もとは水経注の記載のように「究」名をもったものとみえ、後漢書章懷太子注では越志からひいて「金溪穴」としている。⁶⁸⁾

この金溪究または禁谿の位置については章懷太子は「其地今峇州(峯州の誤)新昌縣」⁶⁹⁾とし、胡三省は「蓋、麓冷縣西南」⁷⁰⁾としている。さらに綱目前編2は「據此、則禁溪當在山西之永祥地轄」とし、Lịch Sử Việt NamはVinh Phú省のYên Lạc県としている。⁷¹⁾ Yên Lạcは阮代では永祥分府を形成していたから、後者は前者の系統をひくと考えられよう。

筆者は後年李賁の反乱で、李賁が嘉寧城(Việt Trì-Bạch Hạc)を逐われ潜居したのが新昌郡中の獠の地であったこと、また2~3年⁷²⁾漢軍の進攻に耐えるべき要害の地であったこと、また唐代では新昌県と考えられていた⁷³⁾ことから、現今のフトー省山岳盆地の

いずれかに比定できると考えている。⁷⁴⁾

いずれにせよ漢代の交趾郡西北と中国西南との境には巨大な非漢化民地帯があり、その東端には究名をもつ地域が存在し、県としては意識されなかったと考えるべきではなかろうか。

とすれば、麓冷県の境界はやはり、Việt Trì付近から溪谷平面に沿って若干遡及した程度と考えるべきであろう。元和郡県志38によれば峯州の州治から北200里に「羈縻平南州界」があるという。州治をMaspero説にしたがって、Việt Trì-Bạch Hạcとすれば、北方200里(約112キロメートル)は紅河上流ではYên Bái(安沛)にあたる。この地は阮朝初期には土酋の支配下であった宣光省と、直轄地山西省の境界にあたる。唐代においてようやくYên Báiの線までとすれば、漢代においてはĐinh説のごとく、麓冷県が紅河に沿ってフトー省河岸平地部を含んでいたとは考えられない。

次に麓冷県の南限についてのĐinh氏の見解をみる。Đinh氏の唯一の論拠である三国志の記述は交趾郡・九真郡内で特異な風俗が残っている県をただ並べただけで、都龐・麓冷2県が隣接している意ではない。⁷⁵⁾ さらに

74) Đinh Văn Nhậtは「究」(Cứu)を谷間と考え、綱目引用の水経注にひく越志では金溪、禁谿は麓冷県の西南にあるという点、またバビ丘陵の最南にVua Bà(女王)という山があることを主たる論拠として、バビ丘陵より流れるSuối Vàngの溪谷を禁谿とした。(Đinh Văn Nhật, *NCLS*, 148, pp. 29-32.) しかし、これは綱目注の完全な読み違いである。原文は「酈道元水経註・越志作金溪地在麓冷縣西南」とあり、水経注および越志は禁谿を金溪とよんでいるというにすぎない。この地が麓冷県の西南であるという知識は恐らく前述の胡三省註をでるものではなかろうか。ちなみにここでひく越志は後漢書章懷太子注をひいたものであることはいうまでもない。したがって、禁谿=Suối Vàng説はかなり根拠が薄弱である。

75) 仮に九真郡と麓冷県が接していたとしても、両者の境界はSông Đáy, Sông Conの西方に広がるバビ丘陵の広大な非漢化地帯であったことは誤りない。

68) 趙一清は「穴」は「究」の誤りとしている。水経注釈37。

69) 後漢書52 劉隆伝注; H. Maspero, *op. cit.*, p. 17. なお楊守敬は峇州は峯州の誤りとしている。(水経注疏37) これは資治通鑑43 建武18年胡氏注に拠ったものであろう。

70) 資治通鑑43 建武18年胡氏注。

71) この見解は恐らくĐào Duy AnhのGiai đoạn quá độ sang chế độ phong kiếnにあるVinh Yên省, An Lạc県, Cẩm KhêまたはCẩm Viên説に基づくものであろう。(Đinh Văn Nhật, “Đất Cẩm Khê, Căn Cứ Cuối Cùng Của Hai Bà Trưng Trong Cuộc Khởi Nghĩa Me-Linh Năm 40-43,” *NCLS*, 148, pp. 27-28.) しかし、この地は馬援が根拠地をおいたであろうTiên Du山塊からは、わずか50キロメートルへだたっているにすぎず、しかもこの間、行軍を妨げるべき山地はない。またこの地は唐代峯州の最東端に位置し、誤りなく漢代では麓冷県の地である。この地が敗れて「走入し」(水経注37)、2年にわたって漢軍の攻勢を支えたとは思えない。

72) 後漢書54では2年、水経注37では3年。

73) 太平寰宇記170「新昌縣……乃奔金溪穴中二年、……郎此其地也」。

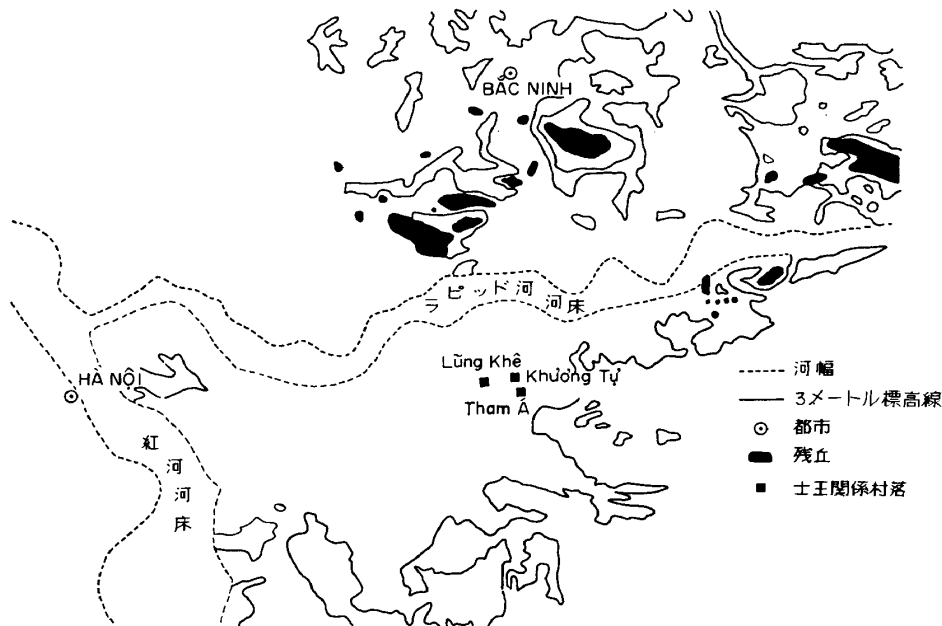


図6 ラピッド河床沿いに発達した3メートル以上の微高地および残丘
(P. Gourou, *op. cit.*, Carte Hypsométrique より作図) 1/250,000

麓冷1県をこのような広大な地域として理解すると、他の9県、とくに九徳郡に接する南水沿いの句漏・安定両県の位置比定が困難となり、この説は容れがたい。

しかし、水経注37に載る水経本文をみると葉榆水、すなわち紅河は麓冷県の北をすぎて五流に分流するとある。したがって麓冷県は紅河が Sông Đáy・Sông Cà Lồ と本流に分岐する Phúc Thọ 県以前の南岸にもあったことは誤りない。Phúc Thọ 県の南には Thạch Thất 県があるが、後述するようにこの県を漢代の句漏県とすることは諸説が一致している。したがって麓冷県の南域は紅河とバビ丘陵の間、Quảng Oai (廣威) Sơn Tây 市、Phúc Thọ の諸県に限るのが妥当であろう。

以上、筆者は漢代麓冷県轄を北西は Việt Trì・Bạch Hạc、北はヴィントゥオン省の山岳部、南は Quảng Oai 府、東は Yên Lạc・Yên Lãng の2県を含む地域に限定し、遺蹟を重視すれば、Yên Lãng 方面にその中心があっ

たと考えたい。

2 羸婁県(図6参照)

前漢の郡治がおかれた羸婁の位置について現在までに有力な説がだされている。越史通鑑綱目前編2元封元年条註には

羸婁縣。名屬交趾郡、今北寧超類隴溪社。猶有故城遺址。

とし、大南一統志38北寧省では

隴溪故城。在超類隴溪社。安南志士燮治羸婁城。即此史記元即龍編。⁷⁶⁾

としている。

両者に共通して隴溪社を羸婁とするのは、この地に上述の故城址が残されていたからである。また同慶御覽地輿誌北寧省には

隴溪古廟。乃南郊學社祖士王、故都羸婁城也。其陵在三垂社。

とある。ここでいう士王の廟のある三垂社(Tham Á)は隴溪社(Lũng Khê)の東方1.5キロメートルの地である。このようにラピッド河南岸の Thuận Thành 県(順城府)を中心に士王の遺蹟が集中している。⁷⁷⁾

この伝承にも拘らず、H. Masperoは元和郡県志38に羸婁は都護府の西北65里とある記述から、現在の Hà Đông 市の南に設定した。⁷⁸⁾しかし、この所説はその唯一の根拠である元

76) 史記とは大越史記全書のことである。漢書地理志・後漢書郡国志の記載にしたがえば、龍編県と羸婁県は明らかに別であり、全書のこの記載を誤りとする綱目前編2元封元年条の指摘は正しい。

77) この地域における土燮関係の遺蹟・伝承を紹介したものに Hà Bắc Ngàn Năm Văn Hiến, Tập 1, Hà Bắc, 1973, pp. 22-26 がある。

78) H. Maspero, *op. cit.*, p. 11.

和郡県志の記述が方角・距離とも信用できないことは Maspero 自身が説くところであり、後漢書師古注では「庭。郡治。在龍編之東。蓋羸婁城」⁷⁹⁾として、龍編(Masperoによればバクニン市付近)の東に設定している。さらに当の Maspero が別の書ではハドン市南方には定安県⁸⁰⁾を考えている。したがって羸婁＝ハドン説は賛同しがたい。

1937年にいたって Cl. Madrolle は再び、羸婁を Thuận Thành 府の Lũng Khê または Khương Tự (姜寺) とする説をだした。⁸¹⁾ これはほとんど M. Henry Wintrebert の踏査記によるもので、その論拠は第1に Lũng Khê に接して、故城址が残り、Liên Lô (羸婁)と呼ばれていること、第2に住民は土爰を敬愛していること、第3に古塔が Khương Tự に建てられていることに集約される。このように Madrolle の説は旧来の土爰廟の位置から羸婁を比定したもので、綱目、一統志の説のむしかえしに過ぎない。

士爰廟の信憑性ではヴェトナム側の伝承はどの程度信頼がおけるものだろうか。交州太守として威をふるった土爰は黄初7年(226)に没するが、死後まもなく神仙伝説中の人物となったことが三國志49所引の神仙伝中にみられる。⁸²⁾ さらに粵甸幽霊集中では晋末、林邑が侵入して土爰の陵を廃いたこと、唐の咸通年間、高駘がこの地を通過したことが記されている。このような早期の神格化過程をみると、土爰の死後まもないころから、この地を陵廟の地とする伝承が生まれていたことは誤りなく、とすれば隴溪社が土爰と大きな関係をもっていたことも誤りなからう。⁸³⁾

この故城址一帯は1971年にヴェトナム考古

学院の手によって発掘されたが、いまだ(1975年末)その報告書は公表されていない。⁸⁴⁾ しかし、現在のヴェトナム人研究者は Thuận Thành を羸婁故城とすることにほとんど疑いをもっていない。⁸⁵⁾

筆者は Maspero 説が前述のようにきわめて根拠が薄弱なこと、また筆者の知る限り、羸婁を Lũng Khê 以外の地に比定する積極的な議論がないこと、Lũng Khê を羸婁とする伝承がかなり古くから残されていること、そして後述するように、水経注の記述からもラピッド河南岸に同定して無理がないことなどの理由から、かなり消去法的な議論ではあるが、羸婁を Thuận Thành の Lũng Khê 付近と考える。

3 封溪県

紅河左岸、現在はハノイ特別市に含まれる Đông Ngạn 県の台地上に、Cổ Loa (古螺)とよばれる古代の大遺蹟がある。⁸⁶⁾ 古螺城は蜀安陽王の築城によるという伝承が古くからあり、⁸⁷⁾ 最近の考古学調査でもドンソン期と

83) しかし、実は土爰に関するほとんど唯一の信頼できる記録である三國志49 土爰伝には、土爰が龍編侯に任じられた記録はあっても、その治所を羸婁とする記述はない。土爰の治所を羸婁としたのは、安南志原引用の偽越外記が「土爰築羸婁城」とし、粵甸幽霊集が「王治羸婁、及廣信二所」としたのに始まる。恐らくヴェトナム側の所伝では土爰治所羸婁説がかなり古くからあったのであろう。

84) Trần Quốc Vương, Hà Văn Tấn, Diệp Đình Hoa, “Cổ Sở Khảo Cổ Học,” Hà Nội, 1975, p. 228.

なおこれら漢代諸遺跡の発掘状況については Lê Văn Lan の “Tài Liệu Khảo Cổ Học Và Việc Nghiên Cứu Thời Kỳ Hai Bà Trưng,” *NCLS*, 148, pp. 35-40 に詳しい紹介がある。

85) *Ibid.*, p. 245.

86) 遺跡の詳細な地図は *Lịch Sử Việt Nam*, Tập 1, p. 71 および本論図9を参照。

87) たとえば安南志原2 城郭故址に
越王城在東岸縣，又名螺城，以其屈曲形如螺也。其制始自安陽王，環九曲重。又名可螺城。古安陽王所築所也。……城中有安陽王宮。故址猶存。

79) 後漢書54 馬援伝。

80) H. Maspero, “Le protectorat général d’Annam,” p. 582.

81) Cl. Madrolle, *op. cit.*, pp. 267-271.

82) 後藤均平『ベトナム救国抗争史』p. 180.

連関することが証明された。⁸⁸⁾

この城址は古く封溪県にあったという伝承がある。史記 113 所引の広州記にも「蜀王子……自稱為安陽王，治封溪縣」とあり，⁸⁹⁾ 古来より古螺＝封溪県説には異説をみない。⁹⁰⁾

封溪県の県域については唐代平道県の位置が参考になる。平道県は Maspero が紹介するように，太平寰宇記 170 によれば，本来封溪県であったものが，呉時，後述の扶巖究とともに武平郡と改められ，ついで昌國，平道として析置されたものである。太平寰宇記によれば，この平道県城の東に，安陽王の国城があるとされる。⁹¹⁾ さらに読史方輿紀要では，この平道城の故址が安朗県にあるとされる。

88) Cỗ Loa の遺跡は1959年以来，発掘が進められ，名器・青銅器・鉄器の痕跡などが発見された。その全年代はドンソン文化初期の Phùng Nguyên 期から今日までにいたっている。また Cỗ Loa を含み，ハタイ・ハノイ両省に分布する Đường Cỗ 遺跡群はこの安陽王の文化圏と考えられ，炭素測定では最も古い Vinh Quang (Hòai Đức 県) 遺址は 3046±120 年前 (1950 年基準)，Chiến Vây では 2350±100 年前という数値がでている。

Trần Quốc Vượng, Đỗ Văn Ninh, “Thời An Dương Vương Trong Quan Hệ với Thời Hùng Vương,” Hùng Vương Dựng Nước, Tập IV, Hà Nội, 1974, p. 384.

Nguyễn Duy Chiển, Trần Đình Luyện, Phạm Như Hồ, “Tìm Vết Tích Vật Chất Thời An Dương Vương Trong Nhóm Di Chỉ Khảo Cỗ Học Đường Cỗ,” Hùng Vương Dựng Nước, Tập IV, p. 388, pp. 390-392.

89) 水経注37は交州外域記の伝える安陽王伝説を北水南水が封溪県の北を過ぎるという記述のあとに紹介している。これも安陽王故城が封溪県にあったことを示すものであろう。

90) なお古螺城址をゲアン省の Mộ Đá の周りとする説もあるという。

Đỗ Văn Ninh, “Tiến Đến Nghiên Cứu Toàn Diện Thời Kỳ Lịch Sử An Dương Vương,” Hùng Vương, IV, p. 395.

Bùi Văn Nguyên, “Tìm Lại Đãi Vết Thành của An Dương Vương ở Nghệ An,” Hùng Vương, IV, pp. 402-405.

91) 太平寰宇記170「蜀以其子，爲安陽王，治交趾。其國城在今平道縣東」。

ほかに，北堂書鈔125所引交州記に「安陽王者其城在平道縣之東北」元和郡縣志38 宋平県条「安陽王故城在縣東北三十一里蓋昔交州之地」。(宋平県は現今のハノイ周辺に比定されている。H. Maspero, *op. cit.*, pp. 551-563.)

とすれば，漢代封溪県は西方に安朗県 (Yên Làng) の一部を含んでいたことになる。⁹²⁾ しかし，前述のように漢代麓冷県の東端は安朗県にかかっている。したがって封溪県は西方は安朗県のいずれかの地，恐らくは Hạ Lôĩ の西方で，麓冷県の東境に接したと考えるべきであろう。封溪県の東方・南方・北方の境界については別に，水経注の分析を待って考えたい。

以上が水経注を離れて知りうる古代地名であり，次にこの結果に基づいて水経注本文の分析にはいりたい。

4 北水左水 (図7参照)

水経注引用の(B)をみると，葉榆水の分流，北二水のうち，左水が東北に分流して望海県の南を經由し，次に東流して龍淵県 (龍編県と同じ) の北を経，さらに東流して南水に合するとある。

先ずこれから北水左水が，紅河の北に分流する二水のうち，最北を流れる川であることがわかる。紅河は Việt Trì で他の清江・沱江と合流したのち，Yên Lạc (安樂) Yên Làng (安朗) の2県の県境で，紅河本流と北に分岐する Sông Cà Lồ 河 (月徳江) に分かれる。Sông Cà Lồ は北上して Phúc Yên 市 (福安) の北，約3キロメートルの地点で北方諸河川を集めた Sông Nôi の流れをあわせ，Bắc Sơn (北山) 山塊のテラス沿いに東流して，Yên Phong (安豊) の北で，はるか北方山地より流れ下った Sông Cầu 河 (月徳江・如月江) に合流する。Sông Cầu は Bắc Ninh 市 (北寧) の北を縫いながら東南にラピッド河と合流する。このように Sông Cà Lồ, Sông Cầu はデルタ最北辺を形成する川である。北水左水がこの Sông Cà Lồ-Sông Cầu 系列を意味

92) H. Maspero は封溪県を Sông Cà Lồ と紅河の間と考えている。(H. Maspero, *op. cit.*, p. 18.) これは L. Aurousseau によって支持されている。(L. Aurousseau, *op. cit.*, p. 214.)

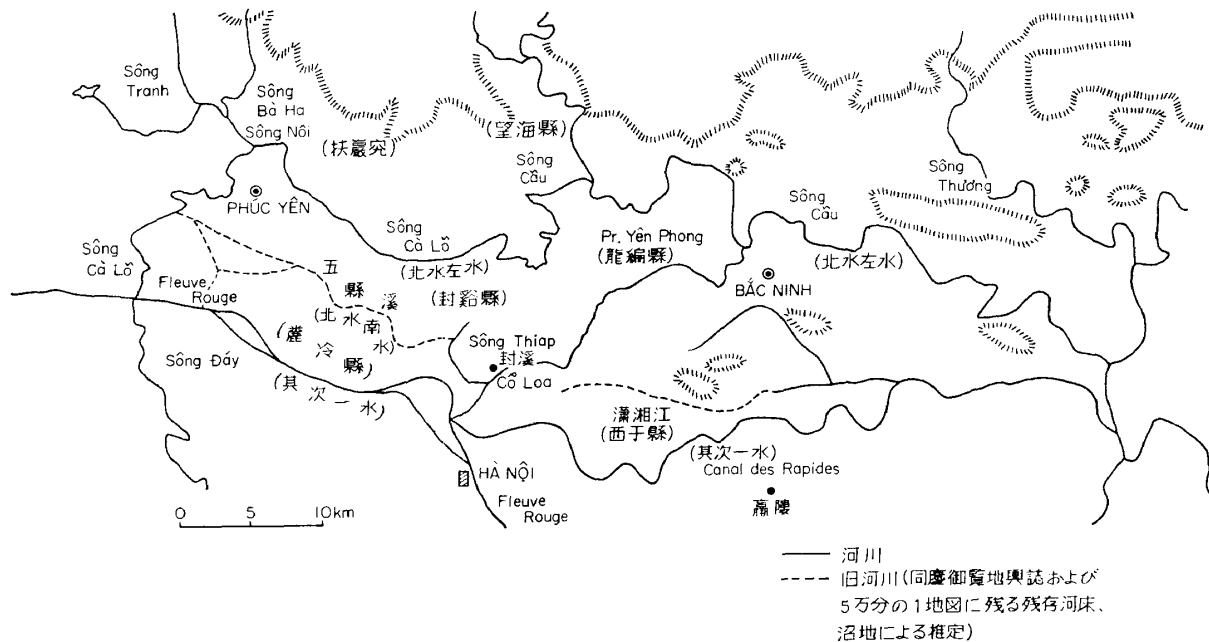


図7 北水左水および北水南水関係河川図

することは間違いなかろう。H. Maspero, Cl. Madrolle もこの見解をとっている。

次にこの北水左水の記述によって、後漢の望海県が Sông Cà Lồ-Sông Cầu の北に存在したことがわかる。望海県は建武19年(43)馬援の奏請によって、旧西于県を析してつくられたものである。しかし、この西于県の西北方の外郭すなわち望海県の西北辺については多くの議論がある。

H. Maspero はこの西于県をバビ山から Tam Đảo 山(三島山)にいたる紅河兩岸部と理解し、望海県はこのうち、Sông Cà Lồ の西または北の部分とした。⁹³⁾

一方、Madrolle は西于県をラピッド河の北岸にはじまり、南は Mi Ling (麓冷)、北は清江のタイ族の封地を含む広大な領域と理解し、⁹⁴⁾ 陳荊和氏はさらにこれを発展させて、山西・北寧・福安・永安・越池・富寿の諸省を含む紅河・黒江(Rivière Noire, 沱江)・明江(Rivière Claire, 清江)の合流点およびそ

の周囲の地とした。⁹⁵⁾ この見解はさらに杉本直治郎氏の賛同を得るにいたっている。⁹⁶⁾

しかし、Madrolle が史料的な裏付けなく清江にまで西于の範囲を拡げたのは問題であり、また陳氏の見解ではその大部分の地域が漢代麓冷県=唐代峯州、漢代龍編県と重複するのは承服しがたい。

筆者は西于県の西北辺、すなわち後漢望海県の西北辺については水経注37所引交州外域記に載る「扶巖究」の存在に注目したい。

交州外域記曰、交趾郡界有扶巖究、在郡之北、隔渡一江。即是水也。

この一江を水経注は南水と考えているが、後述するように、水経注での南水はデルタ西辺を南流する Sông Đáy または Sông Con と考えられるのでこの理解は正しくない。交趾郡界を流れ北辺を画する一江とは北水左水、すなわち Sông Cà Lồ-Sông Cầu 系でなければならない。ここでは Sông Cà Lồ-Sông Cầu の北側に扶巖究という地があったというので

93) H. Maspero, *op. cit.*, p. 18.

94) Cl. Madrolle, *op. cit.*, p. 305.

95) 陳荊和「前掲論文」p. 87.

96) 杉本直治郎『前掲書』p. 13.

ある。とすればこれは同じく北岸にあったとされる望海県と並列していなければならない。

扶巖究は三国志呉志3建衡3年(271), 呉の陶璜が交州を占領した際に, さらに「諸將破扶巖, 置武平郡」とある扶巖と同一であろう。

呉の武平郡はその後, 複雑な行政区画の改変を受けたが, 元和郡県志38の段階では「本扶巖夷城地」「本扶巖夷地」とされるのは武平・平道・太平の3県に限られている。このうち先述のごとく, 平道県が漢代封溪県を含むものであることは誤りなく, したがって武平・太平の2県の位置が問題となる。

武平・太平の2県
太平県は唐の開元元年以前は隆平県といった。さて, 太平寰宇記170の武平県には, 「漏江」が名をかえた武平水が「西北自隆平縣流入」とある。したがって隆平県にも当然, 漏江が流れているはずであるが, その漏江は同書170の交州四至八到では峯州嘉寧県界に江口をもつという。H. Maspero はこれから, 隆平または太平を漏江すなわち Sông Cà Lồ と紅河の間に比定した。⁹⁷⁾

先にもふれたように Yên Làng 県の東部は平道県に含まれるから, 隆平県は Yên Làng 県の西半から Sông Cà Lồ の北方ヴィンイエン省, フクイエン省のテラス南面を含むと考えることができよう。

武平県はこの隆平県または太平県の東に Sông Cà Lồ に沿って拡がる。同じく太平寰宇記の四至八到には交州の北辺を「北至武平県界, 武定江源二百五十二里」としている。この武定江を H. Maspero は Sông Cầu に比定し, このため, 武平県の県境をはるかにバクザン省(北江)の Yên Thế 県(安世)とタイグエン省に求めた。⁹⁸⁾ しかし, 呉氏以来

平道県・隆平県と武平県が同一の行政区画, 武平郡に含まれていたことを考えると, Sông Cầu ではあまりに東方に偏りすぎ, かつ Sông Cầu の水源となればはるかに Cao Bang (高平)市西南方の Ba Bé 湖付近にまで求めなければならない。これは直線距離にしてもハノイから160キロメートル余あり, 他県との比較ではあまりに広大にすぎる。むしろ Phúc Yên 市の北方で西北方諸河川の水を集めて Sông Cà Lồ に流入する Sông Nôi を考えるべきではなかろうか。Sông Nôi ならばその水源は Vĩnh Yên 市(永安)南方, または Bình Xuyên の北境山中に求められ, 距離的に妥当である。(ハノイから, 紅河—Sông Cà Lồ—Sông Nôi—Sông Tranh と経路して水源に達するには約120キロメートル, 唐代の里数で約200里である。) いずれにせよ, 武平県はほぼ Kim Anh 県(金英)または Đa Phúc 県(多福)の南面テラスに位置したと考えることができる。

武平・太平(隆平)・平道は呉以前では扶巖究の地であった。Sông Cà Lồ は Phúc Yên の北で湾曲すると, タムダオ山塊の裾をまわるようにして, 東流する。まさに水経注という江の北が, 非漢化民の居住区—扶巖究とするのにふさわしい。しかし, Sông Cà Lồ はさらに東流して, 北方からの Sông Cầu の流れと合流する地点で小さな盆地を形造る。この盆地は Đa Phúc 県の南境に沿って Đông Ngạn 県に接続する。筆者は, この盆地にすでに平地米作農民が集住していたと考え, これを望海県に比定する。同じく江北に位置する望海県と扶巖究は地形的には盆地とテラスとに政治的には漢化民と非漢化民とに分けるのがもっとも妥当であろう。

このように漢代の県と究が望海県の版図 地形的に明確に分類しうる とすれば, 盆地たる望海県の背後に連なる山岳地帯もまた, 非漢化民

97) H. Maspero, "Le protectorat général d'Annam," p. 580.

98) H. Maspero, *op. cit.*, p. 578.

たるテラス農耕民、もしくは焼畑農耕民の居住区である可能性が強い。事実、同慶御覽地輿誌北寧省では、このテラス上の諸県の風俗は19世紀にいたってもいづれも「其俗喜武断、而其流也爲獷悍」（多福・洽和）「好尚武勇，故其弊流於獷悍」（金英）「獷悍者多」（安勇）「多元悍」（鳳眼・保禄）「民頗獷悍」（越安）とされ、中でも陸岸県は「蠻人棧居」、右隴県は「土蠻多」とされる地域であった。したがって、現実の望海県の版図はやはり、Sông Cà Lồ と Sông Cầu の合流点の周囲のテラス線以下に局限されたと考えるのが自然であろう。これは馬援によって「遠界去庭千餘里」（後漢書54）と称された前漢西于県も、せいぜい紅河、ラピッド河、Sông Cà Lồ、Sông Cầu に囲まれた短径20キロメートル、長径30キロメートルほどの小平面にすぎなかったことを意味する。

次に北水南水は東流して龍編県の北を通るが、この県はここでは Sông Cà Lồ-Sông Cầu 線の南に位置していたとするととどめ、次の北水南水の項で考えてみたい。

5 北水南水

北水左水は東流して南水と合流する。この南水を別に(G)で登場する南水とは分離して、北水の南水と理解したのは Maspero の卓見である。⁹⁹⁾ 南水は麓冷県の東より封溪県の北を経て、又浪泊を経て東流し、龍編県故城の南を経て、さらに東し、左に北水すなわち Sông Cầu と合流する。

Maspero は北水左水が Sông Cà Lồ-Sông Cầu である以上、その南方にあって東流する南水を紅河本流とラピッド運河とした。しかし、北水南水は封溪県の北を経由する。封溪県は先にみたようにハノイの北方、現在の Yên Lãng 県、Đông Ngạn 県の2県を含むから、この北とすれば、紅河本流ーラピッド運河で

はありえない。

次に所在不明の浪泊はおくとしても、水経注には北水南水は龍編県故城の南を経るとある。仮に Maspero 説にしたがって龍編県衙を Bắc Ninh 市と考えても、この市からラピッド河は最も近くて、11キロメートル余もあり、さらにその間に Tiên Du (仙遊) の丘陵地帯がある。これを龍編城故城の南を経るとは考えにくい。またこの龍編城は水経注によれば南北二津をもっていたといわれる。

晋の義熙7年(411)永嘉太守盧循の反に際し、交州刺史杜慧度が水軍をひきいて循を迎え討ったのはこの龍編南津であるという。¹⁰⁰⁾ これは城下近くに二つの河が流れていたことにほかならない。この南津を北水南水と考える限り、北水南水をラピッド河とすることはできない。

しかし、Maspero が北水南水をラピッド運河に比定したのは恐らくやむをえない結果であって、現在これに相当する、すなわち Yên Lãng で紅河本流から分かれ、Đông Ngạn の北を経由して、Sông Cầu に流入する河川はないのである。

Cl. Madrolle は麓冷県の県城を Yên Lãng の Hạ Lô (下雷社または夏雷)にあったと考えているが、¹⁰¹⁾ この Hạ Lô 社の西に曲がりくねった岸をもつ湖水と、ここから Sông Cầu に流入する Sông Thiap という涸河を見出し、¹⁰²⁾ これを南水とした。また Đinh Văn Nhật は大南一統志北寧省に載る瀟湘旧江とした。¹⁰³⁾

瀟湘旧江と Sông Thiap	後者の瀟湘旧江は19世紀 中葉まではかなり明確に残 っていた旧河床で、大南一
---------------------	--

99) H. Maspero, *op. cit.*, p. 574.

100) 水経注 37; 元和郡県志 38; 資治通鑑 116; H. Maspero, *op. cit.*, p. 574; Cl. Madrolle, *op. cit.*, p. 297.

101) Cl. Madrolle, *op. cit.*, p. 275, p. 303.

102) Cl. Madrolle, *op. cit.*, p. 275.

103) 後藤均平「雒田社会」p. 59.

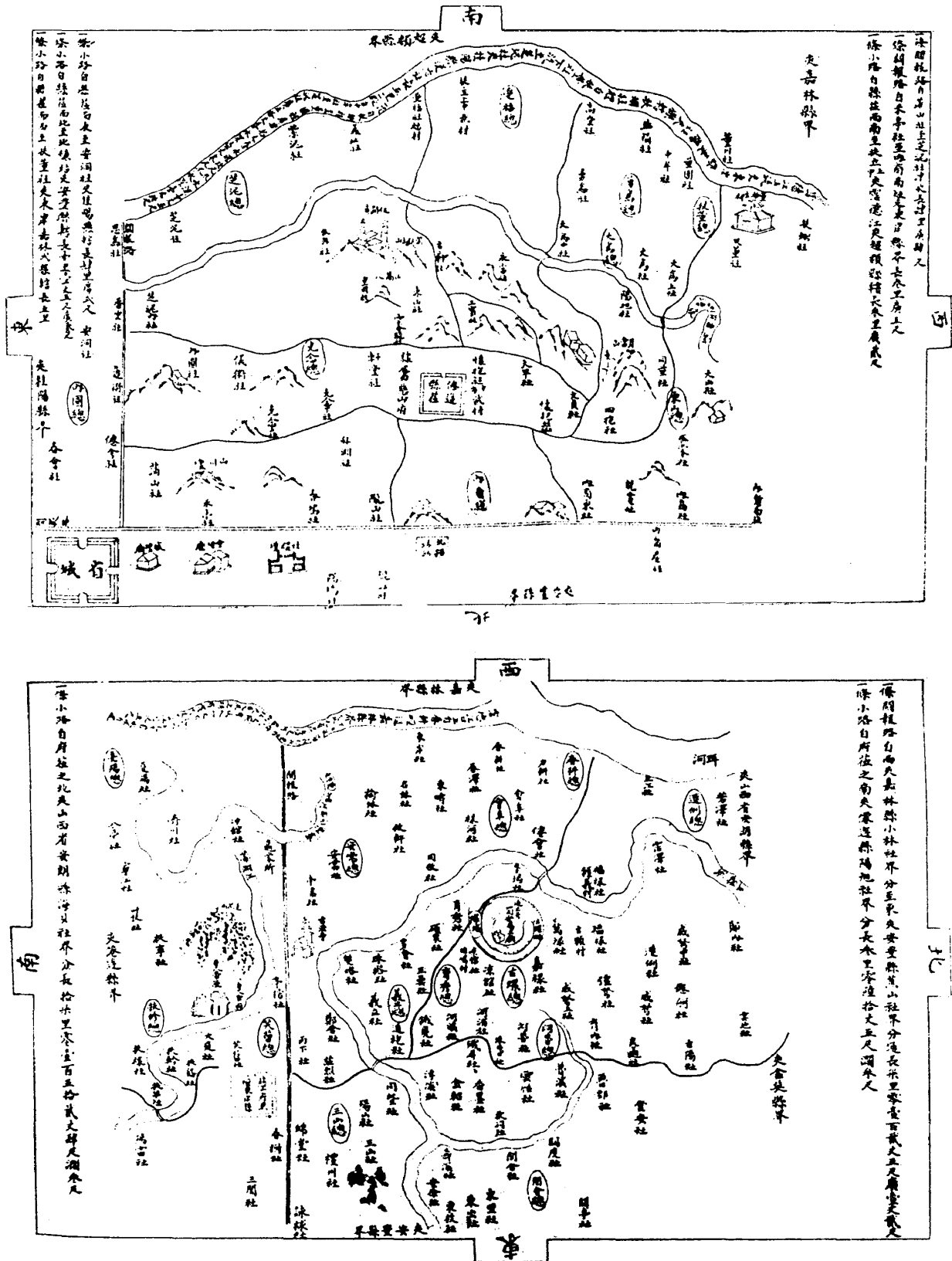


図8 同慶御覽地輿誌 偃遊県 (Tiên Du), 東岸県 (Đông Ngạn) 絵図
(東洋文庫版『同慶御覽地輿誌圖』より)

統志には

瀟湘舊江，在慈山府界，發源自東岸芙蓉社大潭，流西而東北流，逕安豐縣蕉山社，轉流于仙遊桂陽二縣，入天德江。今或没入官路，或淺塞成田，間有一二陂，尚在深浚。とある。しかし、この記載および同慶御覽地輿誌，同付図(図8)をみる限り，瀟湘旧江は古螺の西南，李朝の八帝陵に近い沖館社に発し，天德江すなわちラピッド河¹⁰⁴⁾に流入している。同じく同付図をみると，沖館社の西方には霑徳旧江なるものが残存している。霑徳江は天德江と同じくラピッド河を指すから，これはラピッド河の旧河道と考えるべきであろう。地形的にみると，瀟湘旧江は恐らくかつてこれと連絡していたのであろう。ちなみに北圻河堤事跡によれば19世紀中葉現ラピッド河は堆積物のため阻塞されていたという。とすれば，瀟湘旧江は Đông Ngạn 県でラピッド河から分かれて北流し，Quế Dương 県(桂陽)で再びラピッド河本流に流入することになり，旧山西省の東からはるかにバクニン省を横断して Sông Cầu に流れこむはずの北水南水とは一致しない。

一方，Madrolle の説く Sông Thiap は同慶御覽地輿誌でいう五縣溪のことで，同書北寧省東岸県によれば

五縣溪。上自接夾山西省安朗縣，從西而北經過芳澤霑徳等社。流注于安豐縣曲遂社月徳江消洩。日常水深壹貳尺不等。雨汛雨潦之期，水深有段參肆尺，有段四五尺上下。とある。この川の上流は Yên Làng 東部の池沼地帯に始まり，さらにこの池沼群は Sông Cà Lồ に結ぶ。下流は古螺城址の南を経てバクニン省城の北西で二流に分かれ，Sông Cầu に流入する。(図7参照)

しかし，水経注によれば，北水南水は封溪

104) 後藤均平氏はこの天德江を Sông Cầu としているが(後藤均平「前掲論文」p. 60)，天德江は通常ラピッド河である。Sông Cầu の旧名は月徳江である。

県 of 北を通過しなければならない。また現在の Sông Thiap は同慶御覽地輿誌によれば，乾季1～2尺，雨季3～5尺とあるような小さな川であり，既述の414年の戦いがこの Sông Thiap の上で行われたとするのはかなり無理である。

結論からいえば，このような疑問にも拘らず，筆者は Madrolle 説，すなわち北水南水＝Sông Thiap 説に賛成する。その最大の理由は紅河を分岐してバクニン省を横断し，Sông Cầu に流入する河が現 Sông Thiap の残す河床しかみあたらないからである。

Lịch Sử Việt Nam 付図の Cổ Loa 城発掘図をみると，Sông Thiap と接続する Sông Hoàng Giang 本流は城址の南方の地を西から東に抜けている。しかし，同時にこの水は Xóm Mít の地で分流され，一流は2重の環濠を形成して，Cửa Đông (東門)で再び Sông Hoàng Giang 本流に合流している。(図9参照)

また Cổ Loa 城址の外郭北方700メートルには半径500メートルほどの池沼が存在する。かつての Sông Thiap はあるいは城址北方を通過していた可能性がきわめて高い。

次に河幅の疑問について五縣溪の規模を考えたい。現今の Sông Thiap は紅河左岸堤防の北に取り残された池沼群を水源とする輪中川となっており，したがって乾季の水量が少ないのは当然である。しかし，この川がかつてハノイ北方の紅河大彎曲部の左岸で紅河と結びついていたことは，注53)で述べたほかにも現 Cổ Loa 城址の西南方に横たわる三カ月湖の存在によって明らかである。この湖と紅河河床の縁まではわずかに1キロメートルしかない。

紅河からの分岐口がいつ塞がれたかは明らかでない。北圻河堤事跡に載る紹治6年(1846)の阮登楷の奏文には「河(紅河)之左，則有

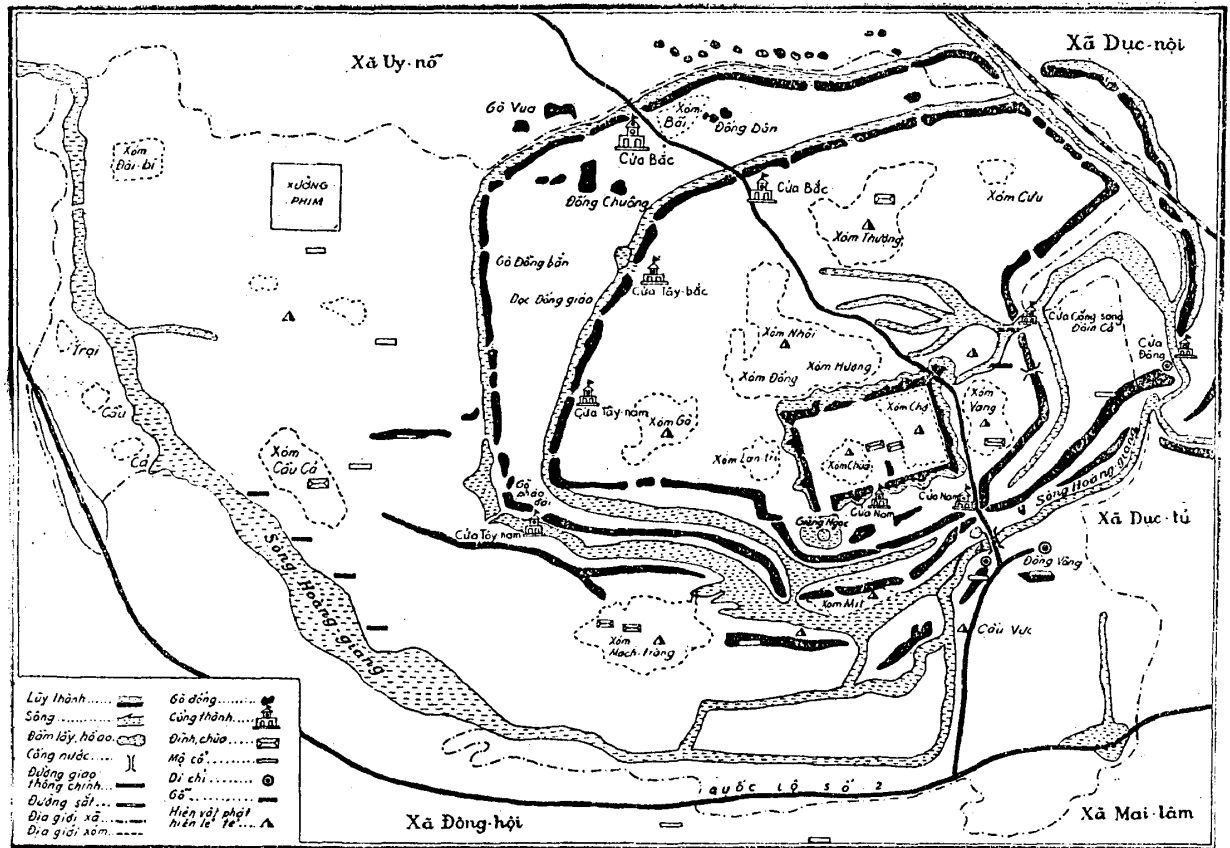


図9 コロアの遺跡図 (lịch sử Việt Nam, p. 71 より)

月徳・天徳・五縣溪……」の句があり、五縣溪は明らかに Sông Cà Lồ、ラピッド河とならんで紅河の分流として意識されている。同奏文中には西山阮氏の時、紅河の堤防が完成され、このために支流の江口が完全に塞がれたとある。これが正しければ、18世紀末には切り離されたが、19世紀中葉でもなお紅河支流としての意識が残っていたことになる。

かつて Sông Thiap が紅河と接続していたとすれば、大量の水が紅河から Sông Thiap をぬけて Sông Cầu 方面に流出したであろうことは容易に想像される。また逆に Sông Cầu の氾濫の際には大量の水が逆流して、紅河に流入したであろう。これはもう一つの輪中川 Sông Cà Lồ が Sông Cầu の氾濫の折には溯流することからもわかる。したがって、かつて Sông Thiap がより大きな河幅を

もったであろうことは容易に推定される。これは現に Sông Thiap の残存河床の最大幅が 500メートル、Sông Hoàng Giang が 250メートルを残している点からもうなずける。

さらにこの河が舟行に用いられた例としては、同じく北圻河堤事跡中の阮徳瑩の奏文中に「有處可以容舟」として五縣溪(Sông Thiap)の名を Sông Cầu、ラピッド河とともに挙げている。これはかつて舟運の便があったことを示すものにほかならない。

以上のように筆者はかつて Sông Thiap が紅河と Sông Cầu を結んでいたという仮定の上で、Cl. Madrolle の Sông Thiap＝北水南水説に賛同する。

北水南水は封溪県の北を抜けて浪泊に達する。浪泊は古来ハノイ北方の西湖 (Hồ Tây) とされていたが、H. Maspero は北水南水を

ラピッド河とする立場から、仙遊山(Tiên Du)にこれをあてた。¹⁰⁵⁾ 現今の五県溪の位置からは最近接した地点でも Tiên Du 山塊までは7～8キロメートルある。しかし、浪泊をこ

- 105) 浪泊は大越史記外紀全書に「羅城西街之西，名浪泊」とし、安南志原2が「浪泊一名西湖，在東関縣」としてから、ヴェトナムの旧史家の間では長くハノイ北郊の景勝地西湖(Hồ Tây)と同一視されていた。(大南一統志河内省「西湖在省城西……古名浪泊」) Đính Văn Nhật はまた別にバクニン＝バクザンに巨大な湖の存在を仮定し、これを浪泊とした。(Đính Văn Nhật “Vùng Lăng-bạc về Thời Hai Bà Trưng (I),” p. 25.) しかし① Đính 氏はバクニン省に等高線2メートル以下の巨大な低地があると図示(第3図)、これを古代の湖のあとと考えている。しかし、Đính 氏自身の作図(第4図)によっても、また P. Gourou 付図によっても、当該地域の等高線2メートル以下の低地の大きさは、はるかに小さく、Sông Cầu の南ではバクニン市の北方3キロメートルに直径1キロメートルほどの低地(Vùng Trũng Đầu Hàn, ダウハン低地帯)があるほか、Sông Cầu の北岸にみられるだけである。(Vùng Trũng Trũng Đồng, チュンドン低地帯)したがって水経注のいう、封溪と龍編城の間に2メートル以下の低地をさがすことはできない。②次に Đính 氏はこの巨大な低地の周辺には Lăng Bạc と同じく Lăng の名をもつ村落が多いとしている。Đính 氏の第2論文“Huyện Mê Linh”でも同じ方法論が多用されるが、筆者が調査した南定省地簿では19世紀のわずか80年あまりで、多くの村落で村名の変化が起っている。(拙稿「19世紀初期ヴェトナム村落内土地占有状況の分析」『東南アジア 歴史と文化』6, p. 33.) 1900年以上以前の村落名称そのまま現在に残されるとするのは(Đính Văn Nhật, *op. cit.*, p. 34) きわめて危険であろう。なお筆者は19世紀末の同慶御覽地輿誌、北城地輿誌によってバクニン省の社名を検索したがこのうち Lăng(朗・浪)を有する社は安豊県安朗社・武江県扶朗社・良才県浪陽社・同県破浪社・同県淵浪社・文江県香朗社・鳳眼県朗山社・陸岸県桃浪社・同県龍浪社(同慶御覽地輿誌に拠る。北城地輿誌では若干異同がある)の9例であり、このうち4例まではラピッド河以南である。とくに Đính 氏のいうバクニン市周辺の低地に浪・朗をもつ村落が分布しているわけではない。③浪泊の字義はたしかに水との関係の思わせるが(Đính Văn Nhật, p. 33), その典拠である水経注には「又東逕浪泊，馬援以其地高，自西里進屯此」とあり、周辺はともかく浪泊それ自身はむしろ高地として理解すべきであり、これを Hồ Lăng Bạc(浪泊湖)とするいわれはない。浪泊を湖の名とするのは、前述の浪泊＝西湖説に影響されたのではなかろうか、などの理由によってにわかに賛同しがたい。

の近辺に散在する残丘群の総称と考えれば、たとえば Núi Kham, Núi Mo などの山腹まではほぼ5キロメートルであり、矛盾をきたさない。

次に、北水南水は龍編故城の南を抜ける。Maspero 説では龍編はバクニン省城であるが、北水南水を五県溪とすれば、龍編城は五県の北、すなわち Yên Phong 県(安豊)のいずれかになる。現代のヴェトナム史家も龍編城=Yên Phong 説をとっている。¹⁰⁶⁾ 龍編について後漢書郡国志注は

龍編。交州記曰、縣西帶江。有仙山數百里。有三湖。有注沅二水。

としている。この県西に江を帶すとする江は前述の水経注37所引の交州外域記のいう交趾郡界を画する一江、すなわち Sông Cầu と照応するのであろう。H. Maspero はこの「帶江」を固有名詞として(G)の句漏県帶江との関係を考えようとしたが、帶は後続の文が「有…」 「有…」となっている点からみて、動詞と考えた方がよかろう。次に「仙山數百里」とあるが、H. Maspero は後述するようにこれを仙遊山と解し、仙遊山が龍編と平道の県境であるとした。しかし、仙遊山塊はバクソン山塊の残丘にすぎず「仙山數百里」の形容にそぐわない。むしろ一般名詞としての仙山と考え、県の西には一江があり、さらにその奥に広大な山系があると理解した方がよい。とすれば、これは Sông Cầu の西方に広がる

- 106) ちなみに龍編は旧来ハノイと考えられ、紅河に架けられた1972年の防空戦で名高いロンビエン(Long Biên)橋はこの名をとっている。これはまったく根拠のない説として否定されている。(H. Maspero, *op. cit.*, p. 570; Vietnamese Studies 48, “Hanoi from the Origins to the 19th Century,” 1977, p. 16.)
なお Đặng Văn Lung は Long Biên を Hà Bắc 省の Tiều Sơn 村に比定し、この地において古跡を思わせる地名と、土器・銅器を発掘した。(Đặng Văn Lung “Thành Cổ Long Biên,” *NCLS*, 160, pp. 72-74.) Tiều Sơn はハノイの東北方22キロメートル、Yên Phong 県の最南に位置する。

タムダオ山系の山並みと考えることができる。三湖はあるいはバクニンの北方100キロメートルで Sông Cầu の源流をつくる Lac Ba Bé とよばれる三湖を指すのかもしれない。(注・沅二水とは Sông Cong, Sông Cầu の二流が合流して Sông Cầu 本流をつくるさまと考えることができよう。とすれば、龍編は Maspero の説くバクニン市説より、ヴェトナム史家の言う Yên Phong 県説の方が正しいように思われる。)

6 浪鬱

龍編故城の南を抜けた北水南水は北水左水と合流し、曲易県を經由して「浪鬱」に注入する。Maspero にしたがうと、古代中国人は海南島から中部ヴェトナム沿岸までを一つの河「鬱水」として考えていたという。この意味では南水が「浪鬱」に流入するのは、バクボー湾に流入するのと同じである。¹⁰⁷⁾

いま、Sông Cầu (月徳江) は Phả Lai (普頼、いわゆる Sept Pagodes) で北方諸河川を集めた Sông Thương (日徳江) と合流し、約4.5キロメートル下流の Chi Linh でラピッド河(天徳江)の水をあわせ、さらに約1.2キロメートル下流の Lau Khe で西方に向かう Sông Kinh Thay と南方に向かう Sông Thái Bình に分かれる。これが名高い六頭江である。ところが水経注の記載にしたがえば、北水左水(Sông Cầu)はラピッド河と交わることなく、また六頭江で分岐することなく、そのまま「浪鬱」に注入する。先ずこの矛盾を解決しなければならない。

107) 水経注36では、鬱水は広鬱県をでて現広東省を東流したのち、南流して日南郡(通説では中部ヴェトナム)林邑の地にまでいたる。この間、「又南、右納西隨三水」とあるから、酈道元が紅河水系は海ではなくてこの鬱水に流入すると考えたのは間違いない。楊守敬は酈道元が山海経でいう「鬱水有西南注南海、入項陵東南」の句にひきずられたための誤りとしている。(水経注疏要刪36)

以下一つの仮説として考えてみたい。5万分の1地図をみると、Phả Lai の南3キロメートル、ラピッド運河との合流点の約1.2キロメートルほど北の Lý Dương なる村落の周囲に、かつて Sông Cầu, Sông Thương の2河水を集めた流水が、再び東に分岐して Sông Kinh Thay に流れこんだと思われる東西1,500メートル、南北200メートルほどの河道を発見できる。(図10参照)

大南一統志海陽省山水をみると

六頭江……此江一支自北寧鳳眼県江而來，一支自天徳江而來，並會平灘。至里陽社，古號老鴈灘。水勢廣濶，復分二支，一支從樓溪渡而南，一支靈會江而東，是謂之六頭江，中沙洲號大灘州。

とある。これによればラピッド河(天徳江)と Sông Cầu (北寧鳳眼県江)は先ず Bình Than (平灘)で合流する。これは現在の合流点により、約1.2キロメートル北方である。ついで、Lý Dương (里陽社)で二支にわかれ、一方は靈会江から東流する。靈会江は図10でいう Linh Giang のことであろう。とすれば、19世紀中期まではラピッド河、Sông Cầu は Bình Than-Lý Dương-Linh Giang Đái の線以南で東流もしくは南流していたのである。

大南一統志では中沙洲を大「海」として灘州とよんでいる。これはの六頭江 Đái Than 社のことであろう。もしそうなら、現在では河岸より1.5キロメートル離れた堤防内村落である。こうした灘(Than)名をもった村落が右岸地域に多く分布する。先の Bình Than, また Van Than, Phu Than などである。これらは恐らく河床上に生じた砂洲に後世堤防の建設とともに作られたものであろう。

P. Gourou の標高図によれば、この Sept Pagodes (Phả Lai) 地方は、ほとんどが1メートル未満の低地からなるタイビンデルタの頂点をなしていることがわかる。ここから分

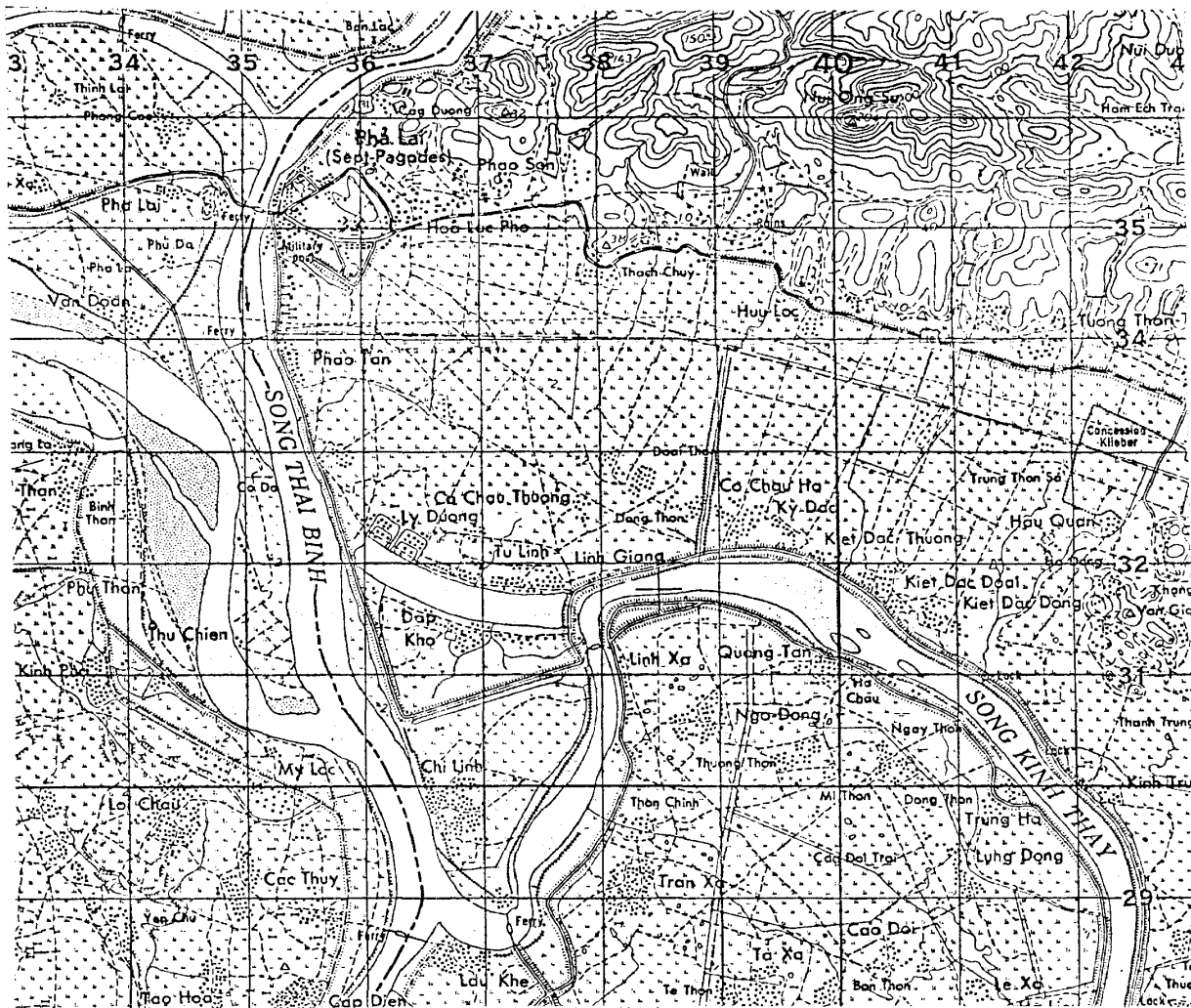


図10 六頭江付近図

かれた Sông Kinh Thầy と Sông Thái Bình は各々無数の支流を形成しながら海に没入する。

またのちにふれるように、この近辺は19世紀末にいたるまで「潮深三丈・汐深二丈五尺」とされるごとく、潮汐差5尺におよぶ潮水に洗われた地帯である。P. Gourou の調査時点でさえ、ハイズオン省の田は連日潮汐の波に曝されていたという。

このような流路の変化・広大な旧河床の存在・土地の低平さ・潮汐作用などの地理的要因と北水 (Sông Cầu) がラピッド河と交わることなく、海に没入するという水経注の記載

を比較すると、当時北水の終末は Sông Cầu が Sept Pagodes をぬけて、六頭江に進入するまでと考えられていたのではないかとと思われる。すなわち「注浪鬱」は、六頭江以東、以南が大きく海の地域と考えられたことを示すものではなかろうか。そうならば六頭江でラピッド河が Sông Cầu に合流していたとしても、それは鬱水上の問題であって、特記する必要がないことになる。

これは同時に当時の県設置の限界、すなわち主要な農業地域の限界が、デルタ東部においてはこの六頭江周辺の地域に終わったことを示すものではなかろうか。

7 南水

デルタ北辺を画する北水に面した諸県の位置比定が終ったところで、次にデルタ西辺を画して南流する南水について考えたい。「其次一水」「中水」を後段におくのは、筆者がこの両水の記載には誤記、脱落があると考えからである。

永樂大典本によれば南水は東北して九徳郡北を經由する。デルタの諸水はいずれも南方もしくは東南に流れる。したがってこの「東北」は「東南」の誤りであるとする。¹⁰⁸⁾ 恐らくは、南水の北に扶巖究があるという誤伝が、南水を東北に走らしめたのであろう。

次に九徳郡とあるのは、現在のタインホア地方東半からゲアン・ハティンに拡がる郡名である。¹⁰⁹⁾ したがって南水は交趾郡界の南辺（実際には西辺）を走ることになる。

先にもふれたように Đĩnh Văn Nhật は交趾郡をきわめて広くとる立場から、両郡の境界を Sông Mã (馬江) の支流 Sông Bưởi に考えた。¹¹⁰⁾ 麓冷・都龐隣接説はそもそも史料的に肯定できないのみならず、都龐=Yên Định, Vĩnh Lộc, Thạch Thành 説はまったく客観性がない。

108) 水経注疏37;『国学基本叢書』版水経注37。

109) 九徳郡は、晋書志五地理下によれば、呉時、昔の越裳氏の地におかれたもので9県を領したという。H. Maspero はこれをタインホアの南境から Hoàn Sơn まで、すなわちゲアン・ハティンの両省にあたるとした。(H. Maspero, *op. cit.*, p. 679.) しかし、九徳郡中の咸懼(晋書咸懼)は漢代九真郡に属している。また南水は右岸に九徳郡・浦陽県・無功県と接しながら東流する。浦陽県は九徳郡中の県であるが、無功県は漢代九真郡に属し、晋代以降廃絶した県である。とすれば、九徳郡は明らかに旧九真郡の一部を吸収し、かつ南水をもって交趾郡に接しておかれたものである。したがって、ここでは通説に反して、九徳郡を九真郡の東半、現タインホア省東部をも含むものと考えた。楊守敬の「水経注圖」葉榆水・温水篇も九徳郡の位置をこのように考えている。

110) Đĩnh Văn Nhật, *op. cit.*, p. 26.

筆者は雲南の牂柯郡と交趾郡の間に、広大な非漢化空間が残されていたのと同じく、九徳郡と交趾郡の間にも、馬江デルタ(タインホアデルタ)と紅河デルタの境界をなす巨大な山岳地帯の空域があったと考える。その意味では交趾郡側からみたとき、Sông Đáy (沱江) から Nho Quan (儒関府) にいたる石灰岩の山塊こそが真の郡境であったとすることができよう。

大南一統志寧平省をみると、河内省彰徳青廉の両県と山西省美良県(Chưởng Mỹ 県)より南西におかれた寧平省の奉化・安化の両県は明命17年(1836)までは土酋の丁氏郭氏の支配領域であり、1930年代にいたってもムオン族の居住地であったことなどはこの仮説を裏付けよう。¹¹¹⁾

したがって交趾郡側からみた場合、その郡境は Sông Con-Sông Đáy によって画されたとみるのが正しい。

水経注本文(A)には交趾麓冷県の北を抜けた紅河本流は分かれて五水となる。先に述べたように五水は北水の二水、其次一水、中水、南水と思われるが、同慶御覽地輿誌図山西省安楽県をみると、紅河はこの両館社の地点で左に Sông Cà Lồ、右に Sông Đáy、中央に紅河本流と分岐する。Sông Cà Lồ を北水とみれば、南水はこの Sông Đáy 以外にはありえない。

しかし、この段階の Sông Sông Con と Sông Đáy Đáy はいまだ紅河本流の右岸に形成されたいわゆる West floodplain の中央部を貫流して、テラスとの間には約7~8キロメートルの平地を有している。この間、テラスとデルタとの境界をなすのはソントイ市南方でバビ山丘陵の水を集め、Sông Đáy の西方を5~6キロメー

111) 20世紀にいたるまでこの地域は山岳少数民族の生活空間であった。(Jeanne Cuisinier, "Les Mường," Paris, 1948, Carte 4; P. Gourou, *op. cit.*, p. 25.)

トルの間隔をとって南東に流れる Sông Con である。筆者は南水が東北して九徳郡との境をなすとの記載は、この Sông Con と Sông Đáy が混同されたのではないかと考える。¹¹²⁾

南水は東流して浦陽県の北を抜ける。浦陽県は呉の初めに九真郡から九徳郡が分離された時におかれた県名で、水経注の記載にしたがう限り、ホアビン省南西のいずれかがこれにあたる。次の無功県は前漢に設置され都尉がおかれた地である。これもしたがってホアビン・ティンホア丘陵方面のいずれかの地にあたるであろう。

南水はさらに東流して句漏県の帯江水を経由する。句漏県は葛洪がこの地の県令となったことでも知られるが、読史方輿紀要安南備考によれば、「今石室縣是其地也」とある。これは現にソントイ省の Thạch Thất 県(石室) Thạch Xá 社に岫嶠(Câu Lậu) 山があるからで、Maspero, Madrolle とともに句漏=石室説をとっている。¹¹³⁾

現在の Sông Con は大屈曲を繰り返しながら Thạch Thất 県から Quốc Oai (国威府) Chương Mỹ (彰徳・美良) 各県を南流して Hà Đông 省(河東)の Nga-Ba-Tha で Sông Đáy と合流する。この Nga-Ba-Tha を中心とする Chương Mỹ 地区は代表的な flood-plain で輪中村落の発達にも拘らず、雨季には田地一帯の冠水を免れず、1930年代においてもいわゆる夏稻の栽培しかできなかった。これら冠水地夏稻栽培の分布は Sông Con, Sông Đáy 間では Nga-Ba-Tha から Thạch Thất 県までおよそ25キロメートルの間、きれめなくつづく。¹¹⁴⁾ この間、石室県石舎社の南

方に広がる「深田」をはじめ、無数の沼沢地が生じている。¹¹⁵⁾ 筆者はこの地域を水経注でいう帯江と考える。¹¹⁶⁾

帯江水は安定県に対する。¹¹⁷⁾ このように帯江を Chương Mỹ 南部の氾濫原とすると、これに対する安定県はハドン(河東)省南部の Thanh Oai 県(青威)から, Sơn Lãng 県(応和府山明)の地となる。

(F)をみると、安定県の北は帯長江とよばれ、帯長江は中水につづいている。筆者は後述するように中水を紅河本流と考えているが、とすれば安定県の東は紅河に広がっていたことになり、安定県はほぼハドン省南半を占めることになる。

南水と北水と合流する。ここでいう北水は先の北水二水の北水

とは異なる。北水二水には先にみたように南水と合流する記事はない。(F)をみると、中水は帯長江を経て東流し、南水と合流する。したがってここでいう北水は「南水の北の水」の意か、または中水の誤記であろう。現今の水路では紅河と Sông Đáy はハナム省の Phủ

115) 同慶御覽地輿誌図 山西省石室県・安山県・美良県。

116) 後漢書郡国志に引用される交州記には龍編県の西に帯江があるとする。Maspero は水経注のこの帯江記載と比較考証して、帯江は石室県と北寧省の中間の河、紅河であるとした。しかし、紅河の分岐点は封溪県であって龍編県ではなく、また Maspero 説にしたがっても南水は Arroyo de Sơn-tay または Sông Đáy であるから、南水が紅河と接触するためには Phủ Lý 運河まで下らなければならない。したがって帯江をバクニン省南岸の紅河とする見解は容れられない。(H. Maspero, *op. cit.*, p. 583.)

117) 安定県は續漢志、魏志少帝紀、宋志、太平寰宇記に引用される交州記では定安とされる。(水経注疏要刪37) Cl. Madrolle は定安と安定を異なるとして、前者を Phủ Lý 運河の北岸に、後者をハイゾン地方に求めた。これは Madrolle が (F) の帯長江を Sông Thái Bình としたために起った矛盾のゆえである。宋書志28の州郡志をみると、晋代までの定安県が安定県に入れ替わったことがわかる。

112) H. Maspero はこの南水を Arroyo de Sơn-tay または Sông Đáy としている。(H. Maspero, *op. cit.*, p. 583.) Cl. Madrolle が北部湾とするのは論外であろう。(Cl. Madrolle, *op. cit.*, p. 276-277.)

113) H. Maspero, *op. cit.*, p. 583; Cl. Madrolle, *op. cit.*, p. 272.

114) P. Gourou, *op. cit.*, p. 34, Carte 114.

Lý とフンイェン省の Hưng Yên を結ぶ Phủ Lý 運河で結ばれる。

Phủ Lý 運河は同慶御覽地輿誌では珠球江と呼ばれるが、その支流の外渡江は山明県の外渡社で喝江から分かれ、沙三岐を経て Phủ Lý 運河に流入する。このほか同慶御覽地輿誌図には山明県・維先県・金榜県で大小数条の河が紅河と Sông Đáy を結んでいたことを示している。Phủ Lý 運河の北に広がる巨大な低地の存在は、かつて Sông Đáy と紅河が、運河網を待つまでもなく連絡していたことを示している。

Phủ Lý 運河の南、約7キロメートルを標高1メートルの限界線が東西に走っている。この線はほぼナムディン省とハナム省の境界でもある。紅河と交わった Sông Đáy すなわち南水が「鬱乱流に注いで、逝く」のは恐らくこの地帯の形容であろう。それは北水左水の限界と同じく、この地帯が当時の主たる農業地帯の限界であったことを示すに他ならない。

8 其次一水と中水

「其次一水」とされる水路は(麓冷県を抜けて)東流し、封谿県の南に出る。封谿県(封溪県)は先に述べたごとく Đông Ngạn 県であろうから、この南を通る水路は紅河本流ーラピッド運河でなければならない。次に西南に進んで西于県の南を抜ける。デルタの諸水は東または東南に向かうのが原則であるから、この西南の記事は理解しがたい。

西于県は西漢時代には上述の封溪・望海の3県を併せた大県であったが、¹¹⁸⁾馬援の時にこの2県を分置した。望海が Sông Cà Lồ の北岸にあったとすれば、封溪県と西于県は隣接しなければならない。したがって西于県は Đông Ngạn の東方 Tư Sơn (慈山府) が考えられる。西于県を Tư Sơn とすれば「西南して」西于県の南を行くの記事は「東南し

て」の誤りか、或いは現ラピッド運河河流が Tư Sơn の Tê Xuyên 社で急に南方に彎曲し、4キロメートルほど南流するさまをいったものでもあろうか。

次に東して羸隲県の北を抜ける。羸隲= Thuận Thành 説はここでも裏付けられる。さらに東して北帯県の南にいたる。したがって北帯県はラピッド運河北岸の Tiên Du 県に接続する Vo Giang 県(武江)または Quế Dương 県の西半にあたる。

次に古来から水経注より古代ヴェトナムの地誌を知ろうとする学者たちを悩ました難文がある。すなわち「又東逕稽徐縣，涇水注之。水出龍編縣高山，流入稽徐縣，注于中水」の句

118) 西于の名は古く、B. C. 111年、甌駘左將黃同が「西于王」を斬った功によって「下鄜侯」に任ぜられた記録に始まる。(史記20 建元以來侯者年表8; 漢書17 景武昭宣元成功臣表)この西于が淮南子人間訓の秦の南征にあられる「西囑君訖吁宋」の西囑と同じであるとする説がある。(杉本直治郎「前掲論文」pp. 8-13.) また陳荊和氏も別に西甌と西于は同一であるとする。(p. 86.) 近くは Trần Quốc Vượng も西于を西囑とする説をとっているという。(後藤均平「雉田社会」p. 60.) しかしながらその一方で、饒宗頤氏は西甌駘は一大名であるが、西于は一小区域であるにすぎないとして、西于と西甌を一致させる見解に疑問を呈している。(饒宗頤「安南古史上安陽王與雄王之問題」『南洋學報』24-1, 2, Singapore, 1969, pp. 48-49.) 筆者は、①史記・漢書本文では甌駘左將と西于王を同一文中に並記して、甌と于を混同していない。したがって甌=于とする杉本説は受け容れがたい。②西甌は蜀安陽王の建国による国家であり、西甌崩壊後2使者をして交趾・九真2郡を治めさせたとある。(全祖望はこの記事そのものを否定し、後藤均平氏もその一部を批判している。「徵姉妹の反乱」p. 226.) したがって西于県はその支配下の一部であるはずであり、西于王は、後漢書所引の地道記に載る南越王織などともに、この南越の代官の下におかれた土侯の一人と考えるべきである。甌駘左將による西于王斬殺事件は、漢服属の是否を巡る旧南越王国下の交趾における支配者層内部の内紛とみられよう。なお、西于についてはこのほかに、藤原利一郎「安陽王と西囑ーヴェトナム古代史小攷」『古代文化』8-2; 陳荊和「安陽王の出自について」『史学』42-4がある。

である。又東して稽徐縣を逕るの句は、稽徐縣を六頭江の西、Gia Bình 県(嘉平)か、または Quế Dương 県とすれば問題はないが、次の「涇水注之」が問題である。Madrolle はこれを涇水^{これ}之に注すとよんで、涇水を六頭江と考えた。しかし、彼の説にしたがえば、涇水は Sông Cầu すなわち北水の下流でなければならず、次の「水(涇水)出龍編縣高山、東南流入稽徐縣」の意味がわからなくなる。

先に述べたように、恐ら
瀟湘旧江と涇水くはラピッド運河の旧河道の一つと考えられる瀟湘江は現在では Sông Cu Cham と名をかえ、Drainage Canal No. 1, No. 2, No. 3 による水路の改変をなされ、さらにかつてのラピッド運河への流入口を堤防で閉じられ、旧小江と結合されて Hien Luong で Sông Cầu に落とされ、往年の河道の多くを失っている。しかし、5 万分の 1 地図を精査すると、同慶御覽地輿誌にいう仙遊県仏跡社(Phật Tích 社)の南を抜け、桂陽県鶯黄社(Nga Hoàng 社)で覧山(Trung Sơn)から流れる Ngòi Tin Canal の水をあわせ、一部は南流して廣覧社(Quảng Lam 社)の Thi Thon でラピッド河に達し、他方は東流して慕道社(Mộ Đạo 社)で同じく運河に流出するという、かつての水路のあとをとることができる。¹¹⁹⁾月常山(127 メートル)、覧山(171 メートル)など古史に名高い 2 名山を抜けてラピッド運河すなわち「其次一水」に交わるこの瀟湘旧江こそ、水経注でいう涇水、ではなかろうか。とすれば、涇水と其次一水が合流する稽徐縣は Mộ Đạo 社の付近、すなわち Quế Dương 県とその

対岸、Gia Bình 県に相当する。したがって先の北帯県は最大でも Phật Tích 社から Mộ Đạo 社までの間で、かつ、月常山を含む Tiên Du 山塊と覧山が龍編県に属するならこれ以南の地に限られる。

さて、其次一水は稽徐縣から先で中水に注ぐ。中水は東に向かい羸隲県の南を抜け、さらに東に進んで安定県の北、帯長江を経由する。前述のとおり、南水を Sông Đáy または Sông Con とする限り、この中水は紅河本流としか考えられない。紅河はラピッド運河とハノイ市で分岐してから東南に流れるが、従来の諸水にあらわれるように水経注の原則は全ての河が東流する点にあり、中水すなわち紅河を東流としても矛盾はない。東流する以上、これはラピッド河と平行して流れるから、羸隲県の南とされても矛盾はない。むしろ注目すべきは羸隲県の南域(実際は西境)が紅河に沿っていたことである。前述のように其次一水は封溪県の南、西于県の南を抜けて羸隲県の北にかかるが、羸隲県以外に北岸の記載がないところをみると、現今の Gia Lâm 県(嘉林)もまた羸隲県に含まれていたと考えられよう。

水経注がこの中水の項にひく林邑記には「(縣本)自交阯南行都官塞浦出焉」とある。¹²⁰⁾都官塞浦は恐らく日南・林邑方面への重要な港であったのだろう。^{121), 122)}郡治羸隲の外港

120) 全祖望、趙一清はともに「縣本」の 2 字を省いた。會貞もこれにならっている。意味不明のため衍字としたのであろう。

121) 楊守敬は都官塞浦を中水と同じとしている。(水経注図 葉榆水・温水篇)また Madrolle はこの句を「都官塞の川は(羸隲より)出ずる」とよんで Thuận Thành より発して南方のバンブー運河にいたる水路を仮定している。浦はその原義からみても、また水経注 36 の中部ヴェトナム沿岸に散在する「浦」の用例からみても、水路とするより泊地とした方がよい。(Cl. Madrolle, *op. cit.*, p. 274, p. 276.)

122) H. Maspero も都官塞浦を運河ととっている。(H. Maspero, *op. cit.*, pp. 678-679.)

119) 後藤氏の紹介する Đinh Văn Nhật 氏の付図にみる瀟湘旧河道は 5 万分の 1 地図でみると Drainage Canal No. 2 にあたる。これは Đinh 氏もいうように、Sông Cà Lồ—Sông Cầu 系に流入するもので、瀟湘旧江は天德江—ラピッド河に流入するという大南一統志・同慶御覽地輿誌の説明とは相異なる。(後藤均平「雒田社会」p. 60.)

が紅河中流に面していたと考えれば、後世南方への港として重要になる大安海口（紅河下流 Sông Nam Định と Sông Đáy の合流点¹²³⁾と考えられる）がいまだ利用されていなかったことになる。これは当時の農業的・政治的開拓が紅河海口部に達していないことを示している。¹²⁴⁾

中水は東して安定県の北を經由し、帯長江に出るが、これは前述のとおり紅河下流と考えられよう。

さて、中水を紅河としてはほぼ矛盾を生じないが、ただ其次一水、すなわちラピッド運河が中水に注するの句は、現今の地誌ではバンブー運河（Canal des Bambous, 海潮江、潞江）以外には発見できない。バンブー運河は古く1390年のチャンパとの戦いにその名が現われ、¹²⁵⁾その北の乂安旧江とともに古い歴史を有するのであろうが、バンブー運河の水は東流して Sông Thái Bình に流入するので「注于中水」の句の逆になる。

先にみたように水経本文は三水が入海ずとしているのに、注では北水二水・中水南水がそれぞれ「此其一也」「此其三也」とされるのみで、第二水の記載がない。このため全祖望は第一水が第二水の誤りであり、其次一水と中水は第三水であると按じた。¹²⁶⁾しかしこれでは第一水がみあたらない。楊守敬はこの矛盾を次のように解釈する。

按ズルニ、其ノ次一水ハ稽徐縣ニ至リテ、

123) たとえば李朝の天感聖武元年(1044)の占城遠征(綱目3)。Cf. George Maspero, "La royaume de Champa," 1928, p. 122; P. Gourou, *op. cit.*, p. 45.

124) 水経注36には「浦上交趾郡南都官塞浦」として、都官塞浦を交趾郡南と考えている。もしこの都官塞浦が西于県の紅河に面したいずれかの地であるとすれば、これが郡南と考えられていたことは、当時の交趾郡が、紅河左岸では Gia Lam 県をさして下らぬ地を南限と考えていたことを示唆する。

125) 大南一統志 興安省潞江、綱目11光泰2年。

126) 水経注釈37。

涇水之ニ注グ。而シテ涇水ハ稽徐縣ニ入ルモ、次一水ニ注スルト言ハズ。而シテ中水ニ注ズルト言フハ、是レ顯ニ奪誤有リ。當ニ是レ稽徐縣ニ入リテ、次一水ニ注ジ、又東シテ鬱ニ注ズ。此其二也。¹²⁷⁾

筆者は先の其次一水をラピッド河とする立場から、この見解に全面的に賛成である。ラピッド河（其次一水）が涇水をあわせたあと、六頭江（鬱）に入るとして、入海の第二水とする記述が脱落していたとすれば、其次一水の記述は「注于中水」の前で一応終るものとすべきであろう。

では残された「注于中水」
「其次一水」
と「中水」
はいかなる意であろうか。

「其次一水」=ラピッド河と
「中水」=紅河本流は、北水南水の分岐点から約25キロメートル流れを同じくし、「封谿縣南」で分岐する。馬援以来のあらゆる海路からの中国軍の侵略が示すように、中国とヴェトナムの主要な交通路はラピッド河すなわち其次一水經由であって、紅河本流ではない。したがって中国人の眼からみた場合、ラピッド河こそが本流であって、中水=紅河本流は「其次一水」=ラピッド河の分流でしかなかったのではなかろうか。とすれば「注于中水」の句は、このハノイ付近での其次一水から中水への分岐を意味するのであって、稽徐県以下の流れとは直接関係しないととるべきではなかろうか。以上が「其次一水」と「中水」に関する筆者の仮説である。

9 朱戴県

以上の考証の過程で、筆者は交趾郡12県のうち、11県の位置を比定した。残されたのは朱戴県である。朱戴県是水経注の記載が不明確な点と、他の諸県より零細な記録が多かったために、諸説が入り乱れている。

綱目前編2 漢建武16年註は朱戴県を説明し

127) 水経注疏要刪37。

て

漢置屬交趾郡，唐改戴州，黎爲三帶府，今山西永祥府地是。

とし，現 Vinh Tường 市付近をこれにあてた。これは後藤均平氏に支持されている。¹²⁸⁾

H. Maspero は太平寰宇記 170 は朱戴を宋平(ハノイ)の南東5里とし，元和郡県志38は同じく北西5里とし，また，水経注の記載もまた不明確であるとして，これらの説を全て退けた。Maspero は先ず梁末の李賁の反乱が，朱戴→蘇歷江口→嘉寧→典徹湖と展開される点に注目し，朱戴は蘇歷江 (Sông Tô Lịch) より東でなければならないとした。次に元和郡県志に「朱戴江在龍編縣北，即葉榆水之一源也」とある句に注目し，これを Sông Thái Bình, またはその支流と考えた。以上の考証から Maspero は朱戴をハイゾン地方に求めた。¹²⁹⁾

Lịch Sử Việt Nam はこれをハタイ省 (旧ソントイ・ハドンの2省が1964年に統合されたもの) としているが，その論拠は不明である。¹³⁰⁾

西は Vinh Tường 市から東はハイゾン省にまでいたるこの諸説を一定にまとめるには，やはりある程度大胆な仮説の提示が必要である。

先に筆者は漢代11県のおおよその位置と拡がり方を推定した。この過程で，水経注の記載のみでは，ある箇所，すなわち Sông Đáy と紅河本流，南は Nga-Ba-Tha に囲まれる旧ハドン省，阮朝の河内省の大部分が空白になっていることに気付く。筆者の仮説にしたがえば，西を句漏県，麓冷県，北を封溪県，東を羸隲県，南を安定県に囲まれた地域である。この地域に唯一位置の確定していない朱戴県を仮定した場合，他の史料の記述が，いかな

る点で矛盾をきたすかを次に検討してみたい。

史書にみる朱戴県
朱戴の名の初見は漢書地理志交趾郡が初見であるが，特に内容の記載はない。これは後漢書郡国志も同じである。

次に徴姉妹の起義時の記述に麓冷県の雒將の娘徴側が朱戴の人詩索の妻となったとする記載が後漢書86にある。先述のように徴側関係の伝承の遺跡は，多く Yên Làng 県に分布するが，朱戴を紅河をはさんだ対岸の地とすれば，距離的な矛盾は生じない。

次に水経注は同じく詩索の記事を載せるとともに，その南水の項で次のようにいう。

南水又東北逕九德郡北。交州外域記曰，交趾郡界有扶巖究，在郡之北，隔渡一江。即是水也。江水對交趾朱戴縣。

ここでいう扶巖究は先の考証にしたがえば，Kim Anh から Đa Phúc にいたるタムダオ山塊のテラス南面であり，郡北の一江とは北水左水すなわち Sông Cà Lồ である。¹³¹⁾ したがって，この江を南水とするのは，先の北水南水との混同か，あるいは南水が東北して九德郡と境を接するの「東北」に引きずられた誤解に相違ない。

しかし，次の「江水は朱戴縣に對す」の句は交州外域記本文ではなく，恐らく鄺道元自身のもっていた情報に基づくものであろう。とすれば，朱戴が江水—南水に対するとする内容は真実だとみるべきだろう。南水を Sông Đáy とすれば，その東岸ハドンの地に朱戴をおいて問題はない。

次に史書に朱戴があらわれるのは，梁末の李賁の起義である。545年，前年龍編城に拠った李賁に対し，梁は楊暕を派してこれを討伐しようとする。両勢力は「朱戴」で戦う。Maspero はこれから，李賁は龍編城(バクニン)の防衛のために朱戴で戦うのだから，ハノイの東南5里とする太平寰宇記 170 の記載

131) H. Maspero, *op. cit.*, p. 579.

128) 後藤均平「徴姉妹の反乱」p. 214; 『ベトナム救国史』p. 76.

129) H. Maspero, *op. cit.*, p. 583.

130) Lịch Sử Việt Nam, p. 80.

が正しいとする。¹³²⁾しかし、Maspero 自身がのち明らかにするように、¹³³⁾李賁が龍編に拠ったとする記載は大越史記外紀全書のみにあらわれるもので、資治通鑑にはこの記載はない。したがって龍編防衛の確証はない。

資治通鑑 159 によれば李賁が朱戴の次に拠った地は蘇歴江口である。これは Sông Tô Lịch すなわちハノイ外周の紅河分流である。次に李賁は嘉寧 (Bạch Hạc) 次いで新昌郡獠中¹³⁴⁾にはいる。彼の軌跡の上では朱戴が最も東なのである。Sông Tô Lịch の東方とすれば、これをハノイ周辺の地において矛盾はない。

次に唐代では太平寰宇記 170 と元和郡県志 38 にともに朱戴県・朱戴江の名がみえる。先ず太平寰宇記では朱戴県は宋平県 (Maspero によればハノイ周辺) の「東南五十里」とされ、馬援が銅船を沈めたという「朱戴水」があるという。また別に龍編県には「朱戴江」という河があり、これは盧循が戦死した南津 (前述の比定によれば Sông Thiap) だという。

他方、元和郡県志では朱戴県は「東南至府

五里」すなわち都護府の西北5里の地にあるとされ、また馬援が銅船を沈めた河は「朱戴江」とされる。別に龍編県に朱戴江があるのは太平寰宇記と同じである。Maspero においてはこの龍編県にある朱戴江が朱戴=ハイゾン説の一根拠となっている。

しかし、先ず龍編県にある朱戴江と朱戴県にある朱戴水または朱戴江が同一のものであるかが問題である。後者の朱戴江は県の北1里にあるという。(元和郡県志) 他方前者は龍編県城の北であるとされる。(元和郡県志) 両者が同一の河とすれば、龍編県は朱戴県とこの河の間1里の中に位置しなければならず、龍編県が府城の東南45里 (太平寰宇記・元和郡県志) にあるとする記述と大きく矛盾する。二つの県におのおのの記述がある以上、別の河と考えるのが自然であろう。

ここで前述の水経注に、交趾郡北界の一江が朱戴県に対していたとした明らかな誤伝が問題となる。交趾郡北界を走る一江と、龍編の北を抜ける一江は前述のように Sông Cà Lồ 以外には考えられないが、太平寰宇記、元和郡県志の作者はともに水経注のこの誤伝にひかれて、Sông Cà Lồ-Sông Cầu を朱戴江と命名したのではなかろうか。

では一方の朱戴県に存在する朱戴江または朱戴水はどのように考えるべきだろうか。ここで、馬援が銅船を沈めたとする伝承が問題になってくる。

前述のように太平寰宇記 170、元和郡県志 38 によれば、馬援は朱戴江もしくは朱戴水に銅船を沈めたとする。この伝承は Maspero がすでに指摘するように、水経注、後漢書郡国志北堂書鈔137、太平御覧769の交州記に引用される越王が安定県に沈めた銅船の話に酷似する。Maspero はこれを違う話としているが、¹³⁵⁾江に銅船を沈めるというモチーフはど

132) H. Maspero, *op. cit.*, p. 582.

133) H. Maspero, "Études d'histoire d'Annam," *BEFEO*, XVI, 1916, p. 4.

134) 嘉寧城の西とすれば、紅河上流、フー省のあたりか。ちなみに後藤均平氏はこの獠をラオ族と解し (後藤均平『ベトナム救国抗争史』p. 211), Trần Quốc Vượng 氏は Tày Cồ (古岱族) とした。(Trần Quốc Vượng, "Đất Nước Người và Văn Minh Việt Nam Thời Cồ," Hùng Vương Dựng Nước, IV, p. 92.) いずれも民族名称と考えている。ラオ (タイ) 族の北部高地進出時期は明らかでなく、かつ古代中国史料が近代の民族分布に正確に漢字表記をあてたとも思えない。獠は本来獠子または山子として、中国西南部に居住する非漢化民の一般名称である。片倉穰氏は唐代ヴェトナムの税制を分析する中で、夷獠戸とは「比較的漢化のうすかった人々」を指すとしている。筆者は片倉氏の見解に賛同する。(片倉穰『中国支配下のベトナム(Ⅱ)』『歴史学研究』381, 1972, p. 34.)

135) H. Maspero, "Le protectorat général d'Annam," p. 582.

うも同地方に伝わった同一の伝承のように思える。先にみたように、安定は紅河と Sông Đáy の中間、ハドン省南部から Phủ Lý 運河にかけての地であり、水経注ではこの銅船は帯長江（筆者の考証にしたがえば紅河）に沈められたとある。したがって朱戴江はラピッド運河と分離後の紅河の別称とすることができる。これもハドン地区を朱戴県とすることに矛盾しない。

次に、行政区画の点からみる。朱戴の名は六朝・隋を通じて用いられたが、唐の武徳4年(621)、戴州に改められた。戴州は高陵安定の2県を有していたが、後貞観元年(627)両県は廃されて旧名の朱戴が用いられた。これは朱戴が安定県に隣接した地域であったことを示している。また隋書地理志によれば隋以前、朱戴は武平郡に属していたが、武平は先にみたように Sông Cà Lồ の北から封溪県、すなわち Đông Ngạn を含む地である。したがって朱戴は封溪県にも隣接しなければならない。封溪県（ドンガン県）と安定県（ハドン省南部）に同時に隣接しうるのはハドン省北部しかない。

次に、ヴェトナム側所伝をみると李賁の滅んだあと、これを継いだ朱戴出身の趙越王は大越史記外紀全書4によれば朱戴の夜澤 (Đa

Trạch) の地に拠って中国軍と抗戦する。Đa Trạch は外紀全書4によれば別名自然洲とよばれ、当時現存していたという。綱目前編は清一統志という建昌府東結県であり、快州府東安県であるという。現に、同慶御覽地輿誌図には「夜澤處」が快州府治の北に示してある。この伝承が仮に何らかの根拠に基づいていたとすれば、朱戴県の県轄は一部紅河をこえて Khóai Châu 周辺までおよんでいたことになる。

次に同じく大越史記外紀全書4によれば、いわゆる後李南帝李仏子は、この趙越王と和議を結んで、両者の国境を君臣州とし、自らは烏戴城に籠ったという。君臣州は全書割註では慈廉県上葛、下葛の2社である。これは現ハノイ市の西方に隣接する Từ Liêm 県であり、朱戴県の領域の西端とするにふさわしい。同じく烏戴城は全書割註では慈廉県の下姥社である。烏戴が朱戴に対するものと考えれば、あるいは Sông Từ Liêm を指したのかもしれない。

このようにみると、朱戴に関する伝承もことごとくハドン省周辺に集中していることがわかる。以上の理由によって、朱戴を Sông Đáy と紅河に囲まれた地域とする先の仮説は妥当であったことがわかる。¹³⁶⁾

Ⅲ デルタ地形の多様性と農業形態に関する仮説

1 地形的分類

以上のごとく、水経注を中心とする古中国文献をみる限り、前漢交趾郡10県または後漢代の12県は、最大に考えても北辺をタムダオ山塊とバクソン弧状山脈のつくるテラスまで、西辺をフトー省の東方山塊からバビ丘陵の南東腹まで、南辺は Phủ Lý 運河—Khóai Châu—Sept Pagodes 線まで、東辺をドンチュウ (Đông Triêu) 丘陵の南西腹から Sept Pago-

des までにおさまることとなった。したがってほぼ標高1メートル未満の紅河デルタ・タイビンデルタの大部分は県を形成する、すな

136) なお太平寰宇記170交州には「東至朱戴縣界小黃江口，水路五百三十里。南至朱戴縣界何勞江口，水路五百三十里」とある。黃江とは安南志原によれば紅河下流，Ly Nhân 以南の流れを指すらしい。小黃江口は現 Sông Tra Lý に比定されるという。(山本達郎編『ベトナム中国關係付図』山川出版社，1975。)もしこの比定が正しければ，唐代の朱戴県の南域はバンブー運河を越えていたことになる。一方の何勞江口は読史方輿紀要112によれば，はるか北方のランソンにあったとされ，甚しく比定が困難となる。

わち集住による農業開発の段階にいまだいたっていなかったとすることができよう。(図11参照) では紀元前後のこの時期、該地域における農耕にはどのような種別があり、その中で雑田はどのように位置づけられるだろうか。

該地域は、高谷好一氏の分類にしたがえば¹³⁷⁾ (1) Terrace and hill (2) North floodplain (3) West floodplain (4) Upper delta の地域にあたる。そして同時にこの地域は P. Gourou の村落分類によれば、ちょうど起伏地上の村落 (Villages de relief) の分布と完全に一致¹³⁸⁾ する。

両者の分類をもとに、既述の漢代各県を地域分類すると以下ようになる。

(1) テラス これはデルタを囲繞するバビータムダオー・バクソン・ドンチュウ各山塊の南面または東面で行われたもので、漢代の扶巖・禁溪などがある。

(2) 扇状地 テラス下位に沿って Việt Trì 以西の紅河・清江・沱江および Sông Cầu・Sông Thương 各河川をつくりだす扇状地で、漢代蘆冷県西部・望海県北部・曲易県東北部、句漏県西部などがこれにあたる。

(3) North floodplain 西部および West floodplain 北半, Upper delta これらの地域には多くの例外を含みつつも、大河をつくりだす自然堤防上の村落 (Villages de borrelets fluviaux) が分布している。漢代蘆冷県東部・封溪県南半・羸陞県・朱戴県・安定県・句漏県東部などがこれにあたる。

(4) North floodplain 中央部 バクソン山塊の残した残丘の周辺に村落が成立する。(Villages de bordure de collines) 漢代では西于県・龍編県・北帯県西部がこれにあたる。

(5) North floodplain 東部 これは(3)と同じような自然堤防上の村落でありながら、潮

水の影響を受ける地域である。漢代北帯県東部・稽徐県・曲易県などがこれにあたる。

次に以上の分類にしたがって各地域の特性とそこから規定される伝統的な農業形態を紹介し、これをもとに漢代農耕を推定してみたい。

2 テラスおよび扇状地における農耕——作付選択

デルタを囲繞する段丘部高位において、主として Mường・Thái などの少数民族によってなされる焼畑・水田複合の農耕はつとに Jeanne Cuisinier らによって紹介されたところであり、¹³⁹⁾ 低地農耕との関連においてきわめて興味深い。将来にわたる民族学的調査の課題として、ここでは省略する。

段丘部下位・扇状地・沿河低地・河中洲土の複合からなるこれら中游地域が、漢代蘆冷県として、ヴェトナム古代史のいわば発祥の地であることはいうまでもなく、たとえば雄王関係の遺蹟・伝承がこの地域に集中していることが報告されている。¹⁴⁰⁾ したがってこの地域の農業こそが、ヴェトナム農法のもっとも基層を構成するであろうことは容易に想像される。

この中游地域のヴェトナム人の伝統的な農法については、民族学者 Đình Thi 氏に興味深い報告がある。¹⁴¹⁾ Thi 氏によれば、中游の水田地形は次の6種に分けられるという。

①大河に沿った平地田。昔から中游地方の

139) J. Cuisinier, *op. cit.*, pp. 110-113.

140) たとえばヴィンフー省には600以上の雄王祠、フー省では40の雄王祠、228の傘円山神、高山神などの神祠、77の雄王妃祠、そして87が雄王時代の史実に関連したものであり、ソントイ省では164の雄王関係の祠があるという。Nguyễn Dương Bình, “Trung Du Bắc Bộ, Cái Nôi Của Người Việt,” *Tập Chí Dân Tộc Học*, 1977-3, p. 10.

141) Đình Thi, “Vài Nét về Canh Tác Lúa Nước Cổ Truyền của Người Việt ở Trung Du Bắc Bộ,” *Tập Chí Dân Tộc Học*, 1977-3, pp. 17-26.

137) Y. Takaya, “Rice Cropping Patterns in Southern Asia Delta,” *South East Asian Studies*, 13-2, 1975, pp. 271-272.

138) P. Gourou, *op. cit.*, pp. 237-249.



穀倉であった。②丘陵間にはさまれた田。多く水脈を受けて、ruông rộc とよばれる。③丘腹のテラス田，高地田。④湧水をもつ低地田。(chân đầm) 多く泥沼状である。⑤河中の洲土上の田。⑥丘陵上の旱田。

このうち②③④の田が中游農業の特徴であるとされるが，とくに注意をひくのは，テラス田の耕作に関する記述である。Thi 氏によればテラス田では雨季には高位の田に秋稻が植えられ，下位の田は溜池として用いられた。この際，灌漑器具として gầu sông とよばれるひしゃく，gầu dai とよばれる2人用のひもつきバケツ，揚水車などが使われた。¹⁴²⁾ 乾季には高田では雑穀，低田では夏稻が植えられた。¹⁴³⁾ さらに雨季には水没し，かつ乾季に給水が不十分な地域では ba giăng という3カ月で収穫できる品種が用いられた。

Thi 氏の紹介するこの田の高低による秋夏両稻の使い分けは，19世紀にはテラス下位の一般的な耕作法として用いられていた。同慶御覽地輿誌北寧省多福縣物産には

地近山隴。田之高低相去，有至數尺者。其低田以稼夏禾。冬春少雨故。其高田冬春間，可植芋荳麥藷之類，夏初而採，隨稼秋禾夏秋多雨故。然多礫沙不甚肥沃也。

同書山西省氣候

夏田太深下稼，每至正月底，秋田太高下稼，至八月底。

同書青波縣氣候

夏田太深，秋田太高。

同書夏和縣氣候

夏田太深下稼，每至正月底，秋田太高下

142) gầu sông, gầu dai の大きさ・用途・効力については，R. Dumont の “La culture du riz dans le delta du Tonkin,” Paris, 1935, pp. 311-312 に図示説明される。また山地で用いられる揚水車については C. Robequain, “Le Thanh Hóa,” Paris, 1929, Vol. I, p. 162, Carte 9 にみえる。用途機能は R. Dumont, *op. cit.*, p. 316, p. 322。

143) 拙稿「黎朝下ヴェトナム村落における漂散農民の分析（I）上」『東南アジア研究』15-4, 1978, pp. 555-556, pp. 562-563。

稼，每至八月底。

などとあって，デルタ北辺テラス部諸県に共通した農耕であったことがわかる。

次に Thi 氏は自然に生じた河洲上の米田について

この地には2種の米田がある。一つは田植えを用いる田であり，もう一つは lúa mộ または lúa cạn を播く田である。かつて人びとは棒 (gậy) を用いて穴をうがち，種をまいた。

これは cấy hùg とよばれたとっている。この lúa mộ とよばれる品種は18世紀の百科全書芸台類語に紹介される慕 (mộ) のことであろう。芸台類語はいう。

慕。太原出。宜山田刀耕火種。二月種，六七月收，樹茂穗火(大?)，顆小粒赤。亦宜堤外江津地植之，如植玉蜀黍。

ここでいうように lúa mộ は本来，山田において刀耕火種¹⁴⁴⁾ によって栽培される焼畑陸稻系の品種である。この高地型の耐旱性の稻を乾季の堤外洲土に点播し，水位上昇がピークに達する旧暦七月以前に収穫するこの農法は，高谷好一氏の教示によれば，インドにおける premonsoon rice の aus (アウス) 型の栽培パターンに似ているという。以後この型を仮にアウス型とよびたい。

このように中游地帯における伝統的農法は高位田における秋稻栽培，低位田における夏稻栽培，低湿地におけるアウス型稻栽培という3種の複合によって成り立っていた。ではこれら適地作付選択の技術はいつごろまでさかのぼれるだろうか。

144) 通常，まず林木を伐ってこれを焚き，灰となるのを待って種を布く農法。(東齊記事) ただし，ヴェトナム人史家はこれをすすめて，「刀を用いて草を刈るとともに，種を植え付ける土地を整備し，そののちこれを焼いて，次に穴をうがって種を蒔く」と理解している。Đặng Phong, “Kinh Tế Thời Nguyên Thủy ở Việt Nam,” Hà Nội, 1970, p. 185。

一般には北部 ヴェトナムにおいては、古代からすでに二期作が用いられていたとされる。¹⁴⁵⁾ この見解の根拠は齋民要術10にひく、

異物志曰、稻一歳夏冬再種、出交趾。

また初學記27五穀第十にひく、

異物志曰、交趾又熟、農者一歳再種。¹⁴⁶⁾

太平御覧 839 にひく、

異物志曰、交趾稻夏冬又熟、農者一歳再種。などの記載による。筆者は中国史書などに多い¹⁴⁷⁾「一歳再熟」のごとき記載は、一般に説かれるような二期作を意味するものではなく、¹⁴⁸⁾ 齊民要術 11にひかれる蓋下白のような再熟稻（孫稻・再生稻・ratoon）の類と考えている。¹⁴⁹⁾ しかし、異物志では明らかに「一歳再種」として1年に2度作付を示しており、これを再熟稻と同一視することはできない。

しかし、水経注36温水条にはこの1年2度の作付を次のように説明する。¹⁵⁰⁾

名白田。種白穀、七月火作、十月登熟。名赤田、種赤穀、十二月作、四月登熟、所謂兩熟之稻也。

ここでいう白田について楊守敬は晉書傅玄傳をひいて、白田は「陸地の田か？」としている。¹⁵¹⁾ しかし、当該文は白田は水田との対比で示されるのであって、ここでいう赤田と

対比される白田ではない。しかし、赤田、白田という種目のちがう田にそれぞれ別品種を植えたという指摘は注目に値する。

次に農耕暦の記述が重要である。白田の「七月火作」は同一の原本に基づいたと思われる元代の安南志略には「田種白穀、五月作、十月登」とあり、また前引の異物志には「夏冬再種」とあるから「五月」の誤りとするのが正しかろう。¹⁵²⁾ 五月に「火作」または「作」して十月に収穫するというこの農耕暦は山西省東部から上デルタ一帯に共通する伝統的な秋稻の農耕暦¹⁵³⁾と一致する。他方、赤田では十二月作、四月登熟とするのはデルタの夏稻に比して、いささか早生であるが、同慶御

152) 水経注疏 36。ただし宋代の太平御覧所引の水経注には「七月大作」とある。

153) 同慶御覧地輿誌にみる山西省各県の栽培暦は下表のとおりである。(数字は全て旧暦の月名)

県 名	秋 稻			夏 稻		
	播秧*	下稼*	収	播秧	下稼	収
先 豊	5	6	10	9,10	11	5
安 山	4	6,7	10	9	11,12	5
丹 鳳	4	6	10	10	1	5
石 室	4	6,7	10	9	11,12	5
白 鶴	4,5	6	10	9,10	12	5
立 石	4,5	6	10	9,10	12	5
三 陽	4	6	10	10	12	5
安 朗	5	6	10	9,10	12	5
安 楽	5	6	10	9,10	12	5
山 園		8			12	
夏 和		8			1	
扶 寧		7	10		11	5

* 播秧・下稼。同慶御覧地輿誌気候では1年の農事を播秧・下稼・収穫(収)に分けている。時季から考えて、下稼は田植えとしかとられず、とすれば播秧は播種と同意である。秧 *uong* は通常、苗または苗を育てるの意であり、これを種とするのは無理がある。しかし、程榮耕織圖6をみると「布秧」として秧田(苗代)中に漬種した種子を撒播する図がある。(天野元之助『前掲書』pp. 226-227.) 布と播を同意とすれば、播秧を種子を秧田に播布するの意とすることができよう。なお現代ヴェトナム語では *gieo ma* (苗を播く) は播種を意味する。

145) たとえば *Lịch Sử Việt Nam* は「ヴェトナム人民は最も早く米の二期作を行なった人びとの一つである」としている。(p. 96.)

146) 蘊石齋叢書本に拠る。萬曆本初學記では「交趾冬又熟」とある。太平御覧所引の異物志と考えあわせれば、本来「冬」または「夏冬」の2字があったものと思われる。

147) たとえば梁書54 婆利國伝「穀一歳再熟」、南史78 婆利國伝「穀一歳再熟」、旧唐書222上 林邑國伝「稻歳再熟」、婆利國伝「穀一歳再熟」。

148) 注145) 参照。

149) 天野元之助『中国農業史研究』御茶の水書房、1962、p. 193。

150) 天野氏はこれを水稻二期作のイネと考える。天野元之助『前掲書』p. 193。

151) 水経注疏 36、晋書 47 傅玄伝には「故白田収至十餘斛、水田収數十斛」とある。

覽地輿誌でみると山西省では7県が十二月下稼であり、とくに夏和・丹鳳兩県では正月に下稼している。品種の相違を考えれば、これを夏稻と理解して問題はなかろう。

したがってこの記述は高低兩田における夏秋兩稻の作付選択、すなわち中游地帯の伝統的農法を示していると考えてよからう。

次にアウス型の稲作の可能性について考えたい。齊民要術、初学記引用の廣志には南方には七月に成熟する蟬鳴稻、正月に種を播いて、五月に収穫する蓋下白、六月に熟する青芋稻などがあったことが記述される。これらは栽培暦からだけみれば、当時すでに雨季直前を避けて収穫するアウス型の品種が南方にあったことを示している。初学記8嶺南道第十一の事對には

廣志曰南方地氣暑熱、一歲田三熟。多種春

熟、春種夏熟、秋種冬熟、已上交州。

とある。

もし古代における三期作の存在を問題にしなければ、これも田の種別による作付選択と考えることができる。文飾を考慮に入れば冬種春熟とは夏稻のことであろうし、秋種冬熟とは秋稻のことであろう。とすればこの間の春種夏熟はやはりアウス型の稲作を示して

- 154) 「草」は一般の農書においては雑草の意である。しかし、米田賢次郎氏は漢代の稻刈りは穂刈りであったという前提から、「草」は前年刈りとした稻の残茎を指すこともあるとしている。(米田賢次郎「應劭『火耕水耨』注より見たる後漢江淮の水稲作技術について」『史林』38-5, 1955, p. 16.) とすれば、刈りとした稻稈がまた芽を生ずるにいたると解して Ratoon の存在と考えることもできようか。ただし、西嶋定生氏は稻稈を草とよぶのは疑問としている。(西嶋定生『中國經濟史研究』東京大学文学部, 1966, p. 188.) 後半が交州の稻の生長が時季を選ばない点を強調していることを考え、たとえば、前引の初学記8が「南方地氣暑熱、一歲田三熟」とし、隋書82 赤土國伝が「冬夏常温、雨多霽少、種植無時」としている例と考えあわせれば、単に万物の發育が盛んなさまを言っていると理解すべきかもしれない。

いるものとししか考えられない。

水経注36には先の白田赤田に続けて

至于草甲萌芽(永樂大典本「至于草更萌芽」), 穀月代種, 種稔早晚, 無月不秀, 耕耘功重, 收穫(永樂大典本「收穀」) 利輕, 熟速故也。

とある。第1句をどう理解するかは別としても,¹⁵⁴⁾後段は収穀の月が播種または植付けの月に代位し、稻の品種も早晚それぞれで、稻の成育しない月はない。耕作の労働が重いわりには、収穫が少ないのは熟成期間が短いめである、と理解することができよう。夏秋兩稻の植付けのみからこの状況を説明することは難しく,¹⁵⁵⁾白赤兩田の他にアウス系品種の導入をも考えた方がよからう。¹⁵⁶⁾

したがって、適地作付選択による水稻耕作は少なくとも水経注の時代には完成されていたと考えてよからう。

- 155) 齊民要術11にいう淮南の水稲栽培暦は旧曆三、四月に播種し、霜降(新曆の十月二十二、三日)に刈りとる。これと水経注の赤田の栽培暦(五月火作, 十月登熟)と比較すると、「熟速故也」という句が適切とは思われない。

- 156) 夏秋兩稻とアウス型との複合農耕の栽培暦を仮定してみる。R. Dumont によれば紅河デルタにおける lư a ba giăng は新曆四、五月に種播き、五、六月に田植えし、七、八月に収穫するという。(R. Dumont, *op. cit.*, p. 35; 拙稿「黎明下ヴェトナム村落における漂散農民の分析(1)上」『東南アジア研究』15-4, 1978, p. 568.) また lư a mậ は旧二月に播種し、旧六月に収穀する(芸台類語)。以上を注153)にみた山西省の夏秋稻暦と複合させると、以下の表のようになる。(数字は新曆換算をしたもの)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
夏 稻	田植え			收穫			播種			田植え		
lư a mậ	播種			收穫								
lư a ba giăng				播種 田植え 收穫								
秋 稻				播種 田植え			收穫					

まさに「穀月代種」「無月不秀*」の形容にふさわしからう。

* 秀は通常「長ずる」の意である。しかし、中国の古農書(神農書, 雜陰陽書)では秀は「穂はらみ」であるという。(『中国の稲作』『稲の日本史』下, 筑摩書房, 1969, p. 113.)

3 テラスおよび扇状地における農耕——水稲作法

次に当時の水稲作法について考えたい。先ず当時の中国農法との比較において、比較的理解しやすい秋稲について考える。秋稲は旧暦四月より十月を栽培暦とするため、雨季冠水を免れる地域に植えられなければならない。この際真臘風土記に「耕種するは何時稲熟に至るか、この時水、掬して何處に至るかを待ち、地に随って播種す」とある叙述は、こうした秋稲＝雨季稲の作付適地選択を示すものとして興味深い。恐らく、古代北部ヴェトナムにおいても同様の選択がなされたに相違ない。播種の位置が決定されれば、次に火入れによる除草が行われたのであろう。水経注にいう「七月（五月？）火作」¹⁵⁷⁾はこれを指すのであろう。ここにおいてきわめて興味深い点はこの文の前段に「火耨耕藝法與華同」、すなわち「火耨」を用いる農耕の法は中国内地と同じであるとしている点である。

火耨とは通常「火耕水耨」の意と考えられる。^{158), 159)}「火耕水耨」をいかなるものとして考えるかは、周知のように中国古代史上の大

157) 注152)で述べたごとく、太平御覧839は「七月大作」としている。楊守敬は安南志略所引などより、「火」字を衍字としている。筆者は前段の「火耨耕藝法」より「火作」をとる。

158) 西嶋定生『前掲書』p. 228. ただし米田賢次郎氏はこれを火耕水耨とは異なったものとして理解している。米田賢次郎「應劭『火耕水耨』注より見たる後漢江淮の水稲作技術について」『史林』38-5, 1955, p. 366.

159) ヴェトナム史家の間ではこの火耕水耨を一連のものと考えずに、火耕法と水耨法として別に考えるようである。(Đặng Phong, *op. cit.*, pp. 192-193.) 米田氏も通説の根拠である「火耕而水耨」と「而」の句があるからとあって、必ずしも一連のものであるといわなくともよいとしている。(米田賢次郎「前掲論文」p. 363.) しかし、後漢の応劭は明らかに一連の耕作法として意識し、注を加えている。明確な反証のない限り、両者を分離すべきではないと考える。

問題であるが、¹⁶⁰⁾いまこれをヴェトナムの古代農法の中に位置づけて再考してみる。先ず火入れの時期であるが、後漢書106任延傳注に「東觀漢記曰、九真俗燒草種田」とある。九真是現在のタインホア地域で、紅河デルタとは若干異なるが、ほぼ同一の農法であったとすれば、やはり播種以前に火入れを行なったことになる。これは「五月火作」によっても裏付けられる。焼草の対象となる雑草は、秋稲が雨季非冠水の高位田に栽培されている点からみて、前年から成長した陸生植物であることは間違いない。Đặng Phong の紹介する山岳民の焼畑耕作の例¹⁶¹⁾からみれば、雑草を刈り取って乾かした上で、火入れをしたのであろう。東北モンスーンの影響で冬季に湿度があがる北部ヴェトナムでは直接の火入れは不可能である。^{162), 163)}

火入れの対象となる草の生
ヴェトナム 育時期をめぐって、火耕水
の火耕水耨 耨が水稲連作か、あるいは
休閑作か論が分かれる。西嶋説(休閑作)が初期の論拠とした「稲の収穫後、雑草が焼き払うほど繁茂することはない」という説は、¹⁶⁴⁾

160) 火耕水耨をめぐる論考としては西嶋定生「火耕水耨について」『和田博士還暦記念東洋史論叢』講談社、1951, pp. 469-487; 天野元之助「『火耕水耨』の辯」『史学雑誌』61-4, pp. 58-61; 米田賢次郎「前掲論文」; 西山武一「齊民要術における淮域稲作の実体—火耕水耨法及び田植連作法との関係—」『鹿児島大学農学部学術報告』3, 1954, pp. 163-169; 西嶋定生「前掲論文」。また火耕水耨を天野氏の理解を基に、東・東南アジア稲作史の展開の中に扱ったものとして、飯沼二郎「乾燥地農業と湿潤地農業」『人文学報』27, pp. 42-45.

161) Đặng Phong, *op. cit.*, p. 185.

162) Đặng Phong はこの刀耕火種が古く紀元前にさかのぼり、金属のない時代には現今パプア人、メラネシア人がするように石刃石斧をもって雑草を刈りとったとしている。Đặng Phong, *op. cit.*, p. 185.

163) 齊民要術 耕田1にも「凡開荒山澤田、皆七月芟艾之、草乾即放火」とみえる。

164) 西嶋定生「火耕水耨について」1951, p. 471.

夏稲すら可能なヴェトナムにおいては該当しない。しかし、筆者は以下の諸点で、ヴェトナムの火耨もまた休閒農法であると考ええる。第1に6世紀の先進技術を示す齊民要術においてさえ「唯歳易爲良」として、休閒農法を示している。¹⁶⁵⁾ 第2に雑草の侵入が、長期の輪作を許すとは考えられないからである。天野氏の紹介する乾畚直播稲作では開田数年にして、水生雑草がはびこり、田が捨てられるといい、南方では廣東新語2に載る沙田は3年にして捨てられ、また3年経つと燔するとある。高谷氏の教示によれば、こうした休閒農法による稲作はいまなお東南アジア島嶼部¹⁶⁶⁾の粗放農耕に残っているという。したがって紀元前後から数世紀の間を問題にするときには、休閒農法とした方が自然であろう。

應劭の説く火耕水耨法では焼草につづいて「下水播種」が行われる。水経注でいう五月火作はこの発芽のための水需要を5月初めよりはじまる南西モンスーンに頼るためである。

播種前の耕起についてはいずれの史料もふれるところがない。ただヴェトナムの史学界では、旧来いわれていた任延による牛耕、鉄製農具の導入¹⁶⁷⁾以前に、古くドンソン期はもとより、時にはバクソン文化期にさかのぼ

って犁耕がなされていたという説もあるようである。¹⁶⁸⁾しかし、一方で gâp とよばれる掘棒による耕作が一般的であったともいう。¹⁶⁹⁾ ヴェトナム考古学の最新の成果を分析の上で再考したい。

次に直播がなされるが火耕水耨論争では散播か条播かが問題とされる。西山氏は齊民要術でいう淮域農耕を手条播きとしたが、火耕水耨では散播¹⁷⁰⁾であるとした。西嶋氏は火耕水耨と淮域農法が同じであるという考えから、火耕水耨を条播であるとした。¹⁷¹⁾問題は火耕水耨法においては、雑草をいかに駆除するか、手耨があったか否かにある。西嶋氏が使っている応劭注では明らかに草を芟去¹⁷²⁾している。ヴェトナムではこの除草作業がきわめて重労働であったとみえ、太平御覧839にひく兪益期の牋には

交趾稻再熟、而草深、耕重、收穫薄。

とある。ヴェトナムの火耨法には手耨があったと考えた方がよかろう。しかし、それは条播に直接結びつくものではない。gâp (掘棒) による点播は、刈り取りの足がかりを容易に

165) 米田氏はこれを単に連作の禁として、1年二毛作による輪作の可能性を示唆している。(米田賢次郎「前掲論文」p. 356.) しかし、栽培暦からみて1年二毛作は不可とする西嶋説をとりたい。(西嶋定生「火耕水耨について」1966, p. 198.)

166) スマトラ東海岸の Riau, サラワクの Iban などその例があるという。

Kyoto University Team, "Report on a Study of Radi Cultivation in the State of Sarawak," 1977, p. 37.

J. A. Craig, "Agriculture in Trengganu," *Malayan Agriculture Journal*, 22, 1934, p. 179.

167) 後漢書106 任延伝「九真俗以射獵爲業、不知牛耕。民常告糴交趾每致困乏、延乃鑄作田器、教之墾闢田疇、歳歳開廣、百姓充給」。ただしこれはタインホア地方(九真郡)の話であり、この文からは逆に交趾郡でははるかに生産力が高かったことを知ることができる。

168) ヴェトナムの犁耕については簡単な概観が、大林太良「古代ベトナムの農業・解説」(『えとのす』9, 1978, pp. 168-169)に載る。バクソン期の犁を描いたといわれる石器の問題については、M. Colani, "Gravures Primitives sur Pierre et sur Os," *BEFEO*, XXIX, 1929, p. 278.

P. Lévy, "Notes de Paléo-Ethnologie Indochinoise," *BEFEO*, XXXVII, 1937, pp. 479-486.

L. Bezacier, "Sur la Datation d'une Représentation Primitive de la Charrue," *BEFEO*, LIII, 1967, pp. 551-556.

Đặng Phong, *op. cit.*, pp. 196-198.

ドンソン文化期の犁の可能性については Trần Quốc Vượng, Đỗ Văn Ninh, "Thời An Dương Vương Trong Quan Hệ với Thời Hùng Vương," *Hùng Vương*, IV, p. 383, p. 385.

Lưu Trần Tiêu, "Nông Nghiệp Thời Hùng Vương," *Hùng Vương*, IV, p. 161.

169) Đặng Phong, *op. cit.*, p. 185, p. 187.

170) 西山武一「前掲論文」p. 166.

171) 西嶋定生『前掲書』p. 188.

172) 草を刈りのぞくの意。

提供しえよう。東南アジア農耕からみた場合、火耕水耨法は点播法によると考えるべきではなかろうか。

播種後の主たる農作業は雑草の駆除であろう。この過程は応劬の火耕水耨注も、齊民要術中の記載もほとんど変わらないとするのが西嶋説である。¹⁷³⁾ 稲苗が7,8寸(漢代で16.1~18.4センチメートル強, 魏代で16.9~19.3センチメートル)にのびたとき、水中で草を刈り膿死させる(あるいは草を刈ったあとで灌水する)水耨法は恐らくヴェトナムの火耕水耨でも同様であったろう。この作業がとくに交趾郡においてきびしかったのは先にふれたところである。

ではこの成長期における灌漑はどのように行われたか。先ず基本が天水に依存することは先述のとおりであり五~十一月の7カ月の降雨量1,537ミリメートルの天水がこれを保証する。¹⁷⁴⁾ これは同期間の同じく天水田地帯である東北タイのコラートが999ミリメートルにすぎないのに対しはるかに有利である。

しかし、降雨量の分布は日ごとにみれば甚しい不規則性に支配される。雨季の最中に訪れる短い乾季は農業に重大な影響を与える。とくに直播法とすれば五~六月の発芽期の降雨量の不規則性は致命的であろう。こころみにフレン氣象台の1907—1934年の統計をみると、五月の平均降雨量189ミリメートルに対し、1908年では96ミリメートル、1917年61

ミリメートル、1922年66ミリメートル、1932年56ミリメートルとしばしば蒸散量(82ミリメートル)以下の数値を示す。これは雨季の最中にもしばしば起り、八月平均327ミリメートルに対し、1911年のごときはわずか85ミリメートルを記録する。もし高位田の秋稲がその立地条件から主要な低部河川からの給水がまったく得られないとすれば、旱魃の危険は避けられない。したがって恐らく何らかの補助灌漑が必要とされたろう。

この際、先の Đình Thi 氏の紹介する雨季溜池化した下位田(乾季の夏稻田)から各種の簡単な容器によって水を汲みあげる作業が行われたであろうし、またより高位のテラス田では、¹⁷⁵⁾ Cuisinier が紹介するような延長

175) 揚水作業は一般に重労働である。P. Gourou の試算では、40センチメートルほどの段差の田で用いられる gầu sông (三脚付水汲) の場合、ひとりの農夫が1分間22回動かして、1 ha の水田に10センチメートルの深さに揚水するには、11日間の労働日を要する。40センチメートル以上に用いられる gầu giai (綱つきバケツ) ではふたりの農夫の33日間の労働が必要である。(P. Gourou, *op. cit.*, p. 103.) Cuisinier はテラス部高位田の Mường 族の間で、こうした水汲器がみられず、かわりに運河が存在することを指摘しているが、事実上こうした高位部では使用不能なのではなかろうか。(J. Cuisinier, *op. cit.*, p. 113.) Cuisinier の報告するこの運河灌漑は北部山間盆地タイ族の間で用いられる Muồng Fai 灌漑との類似を想起させる。(田辺繁治「雲南シップソンパンナーの統治形態に関する一考察」『季刊人類学』4-1, pp. 150-151.) このムアン=ファイー灌漑が歴史的にいつまでさかのぼりうるかは不明であるが、13世紀にはすでにラーンナー王国において数万ライに給水するのに十分な巨大な Muồng Khaeng が掘られているところからみて、村落レベルの小規模運河の発生はきわめて古くさかのぼることができだろう。(石井米雄「歴史と稲作」『タイ国一ひとつの稲作社会』創文社、1975, pp. 22-24.) なおこうした運河技術は、稲作発生以前のタロイモ社会にすでに高度に発達していたものともいう。(飯沼二郎「前掲論文」pp. 37-39.) ヴェトナム古代の村落集団の形成および権力の発生もこうした小規模水利灌漑の面から再考する必要があるだろう。

173) 応劬注「草與稻竝生，高七八寸，因悉芟去。

後下水灌之。草死，獨稻長」。

齊民要術「稻苗長七八寸，陳草復起，以鎌侵水芟之，草悉膿死，稻苗漸長，復須薅」。

西嶋定生『前掲書』p. 204.

174) 北部ヴェトナムにおいて、秋稻耕作の組織的灌漑はほとんど考慮されない。仏領時代になって生まれる灌漑網は高地部に限られ、全耕地の5%にしかおよばない。しかもその効用の最大は夏稻栽培のためである。(P. Gourou, *op. cit.*, pp. 104-108.) 前植民地時代をみれば、1422年から1786年の間に秋田に旱魃が発生したのは18例にすぎず、飢饉に結びつくのは2例にすぎない。(拙稿「前掲論文」pp. 571-572.)

1,000～1,500メートルほどの小規模な運河が用いられたであろう。馬援が遠征後「穿渠灌漑，以利其民」をしたとする後漢書54の記載は，紀元前後の時期において，すでに渠（小運河）が水稻栽培に利用されていたことを示すものである。高位田に雨季冠水を避けて植えるという栽培条件が，本来雨季稻である秋稻にすら，何らかの補助灌漑を必要とさせたという点はヴェトナム古代の国家建設の過程を理解する上にきわめて重要である。¹⁷⁶⁾

次に低位田における夏稻栽培を考えてみたい。秋稻が中国農法からの類推が一応の参考になるのに対し，夏稻は中国の農法にその例をみず，¹⁷⁷⁾ 現今の農法から類推するしかない。

夏稻の栽培地は雨季冠水のため秋稻の生息を許さない地である。現在では North floodplain および West floodplain の標高2メートル以下の地に多くみられる。夏稻の栽培暦は注153) のように旧暦九，十月に播種されることから始まる。ハノイ周辺における十，十一月の紅河水位は減水の徴を示すとはいえ，5～11メートル（十月），4.5～7.2メートル（十一月）を上下する。時には年間の最高水位と変らない数をこの時期に記録することもある。（1932年10月）もとよりこれが田面水位にそのまま連結するわけではないが，夏稻適地におけるこの時期の直播は初めの窒息死を招くであろう。とすれば高位部の苗代による移植が必須になる。中国農業史では，江南における移植法の開始が比較的小く考えられているようだが，¹⁷⁸⁾ 水経注に夏稻耕作の記述がある限り，ヴェトナムにおける移植農法は同様に古い起源をもつものであろう。

夏稻の本田整備は減水後の除草からはじま

176) 一般に紅河デルタ開拓史では「排水」の必要が強調されすぎる。たとえば後藤均平『ベトナム救国抗争史』p. 61; 石井米雄『インドシナ文明の世界』pp. 42-43.

ったであろう。注177) に述べたように，もし周禮稻人條が夏稻，またはアウス型を示すものであれば「而芟夷之」または「至秋水涸芟之」はこの状況を的確に表現している。こ

177) 筆者は中国における夏稻について，周禮地官稻人条にみえる有名な次の句に興味を持っている。

凡稼澤，夏以水殄草，而芟夷之。澤草所生，種之芒種。

これに関する後漢の鄭玄注は

玄謂，將以澤地爲稼者，必於夏六月之時，大雨時行，以水病絕草之後生者，至秋水涸芟之，明年乃稼。

西嶋氏の指摘のように（西嶋定生『前掲書』p. 192），これは「明年稼する」ための前年の準備作業をいうのであろう。とすれば前年の六月以降一雨季には休閑されなければならない。

次に大雨がきて，草が病絶する（秋になってもなお生き残る草もあるとし，かつ「澤草」とあるから水生雑草であろう）ほどに水位があがる地帯で，通常の稻のみ生育しうとは思えない。とすれば，この地理的条件一沢地はヴェトナムの夏稻田と酷似する。

次に稻人条の前段は「稻人，掌稼下地」とし，「凡稼澤」と対比をなしている。恐らく下地は通常の水田適地，沢地はより以上に冠水する地域を指すのではなかろうか。注意すべきことは，沢に種する稻は「芒種」という特別な品種を植えていることである。ちなみに河南省洛陽の漢墓から出土した初は「無芒種」とであるとされる。（天野元之助『前掲書』pp. 96-97.）

かように一般田と異なる沢の特殊性をみると鄭玄注の「明年乃稼」も翌年初と理解することも可能であろう。とすればヴェトナムの夏稻とは同一でなくとも，ボロのごとき減水季稻，或いは広志に述べられる南方稻，すなわちアウス型のような premonsoon rice である可能性は強い。西嶋氏の説くように，周禮職方氏に載る稻の産地が揚州および荊州のような揚子江流域部であるとすれば，或いはこうした南方系の品種も沢地用に移入されていたかもしれない。

178) 西嶋定生『前掲書』p. 18 では「おそくとも唐の中期」と考えている。なお西嶋氏は移植農法の導入が土地利用の高度化をすすめる，農業を質的に変換させると考えているが，東南アジアの移植農法がかなり粗放な原始的稻作においても用いられている点から，湿地稻作本来のもつ必然性によるもので，土地利用の高度化，または生産力の増大を当初から意図したものではないように思える。（高谷好一「水田の景観学的分類試案」『農耕の技術』創刊号，pp. 30-31.）

の場合「焼草」がなされたかは疑問である。廣東新語でいう沙田は瀕海潮田にも拘らず、「燔」がなされるが島嶼の湿地田ではタジャックという鎌で刈り取るだけである。¹⁷⁹⁾ 水経注では五月火作としながら、一方で十二月作としている。火入れしなかったととるべきであろうか。

夏稲本田の整備について、ヴェトナム人考古学者は興味深い推定を行なっている。Đặng Phong は次のようにいう。

沼沢・川沿いの洲土において彼らは別な方法による栽培を始めた。水がひいたのち、残された bải (洲土) に人びとは種をまきおとした。あるいは、より重要なことであるが、人びとは足で踏みにじり、または動物を追入れて踏みにじらせて、播種のために土を柔らかくした。この場合、どのような農具も使われなかった。古文獻はこのような農法を thủy nậu (水耨) といっている。今日、我々はこの農法がいくつかの地方で用いられているのを見る。たとえばホアビンの低田では、ムオン人たちは、田に水をはり、数十人の人を集め、たがい手を握り、地面で足を踏みにじって、土と水がまじりあって播種や田植えができるようにする。またある時は水牛や牛で人のかわりをさせる。タイグエン (ヴェトナム中南部西方の高原地帯一訳者注) の Bana 人、Xơ đàng 人の地方では、このような水牛を使って踏みにじる方法を用いている。Thái や Tày 人もそうである。Tày 人の一地方では、人びとは長い縄で何十頭かの水牛をつなぎ、これを打って水牛を田中に走りまわらせる。わずか2時間で田の土は苗付けの準備ができる。一つの道具をも使わないことはいうまでもない。

これは現在スマトラ東海岸にみられるラニャックという農法と完全に一致する。またビ

179) 高谷好一「前掲論文」pp. 29-30.

ルマ、フィリピンのサマール島、西表島にもあったという。¹⁸⁰⁾ いずれの場合も苗付けのために用いられ、また Đặng 氏の例でもほとんどは田植えのためである。¹⁸¹⁾ 恐らく最も原初的な湿地本田の圃場整備としては、かつて広く分布していたものだろう。これが「水耨」であるかは別として、ラニャック的方法による湿地の整備はヴェトナムにおいても行われた可能性は十分ある。恐らくヴェトナムではこうした形ではじまった湿地の開拓は、ヴェトナム人史家によればドンソン期の銅製犁頭、西漢期の鉄製犁頭の使用によって、紀元前後いちはやく牛犁による耕起に発達したであろうがこれも確証を得ることはできない。¹⁸²⁾

夏稲の灌漑がとくに生殖成長期に重要なことは、すでに前論において詳述したところであるが、¹⁸³⁾ ところみに雨量と蒸発量の差を示せば、一月—19ミリメートル、二月—6ミリメートル、三月—3ミリメートル、四月—13ミリメートルであり、クラシアン (北東モンスーンのもたらす霖雨) なくしての成長がきわめて困難なことを示している。したがって灌漑の問題は、秋稲に比べはるかに大きな問題であったろう。¹⁸⁴⁾

アウス系の水稲栽培についても史料の示すところはなく、考古学関係の文獻にも私の知る限り言及はない。現在の lúa ba giăng の利用法をみると、lúa ba giăng は北部デルタ

180) *Ibid.*, pp. 36-37.

181) サマールの例では苗代にも用いられる。(*Ibid.*, p. 36.)

182) しかし、牛耕は面的拡大を許したとしても、生産力の質的な発展を意味したのではなからう。高位部の秋稲栽培・直播・天水田という点で比較的古式を残していると思われる18世紀末のゲアン省東成県 (Đông Thành) の農耕では、1家1牛で10余畝 (3.6 ha 以上) といわれる。(芸台類語；拙稿「前掲論文」p. 569；高谷好一「前掲論文」p. 33.) これは1畝から5畝の間に大部分が集中するデルタ農民の数倍の規模である。

183) 拙稿「前掲論文」pp. 554-570.

では二期作の端境期に三期作目として植えられるか、秋稲単期作地帯に二期作目として利用されるからである。前者は通年蓄水の場所に近く、かつ雨季の冠水を免れるという特殊な地帯で利用される農法で、きわめて例外的であるという。¹⁸⁵⁾ 他地域では lúa ba giăng の適地は夏稲の栽培地にはあまりに水から高く、あるいは遠い地域で、かつ最初の降雨を十分利用できるだけの低地であるという。¹⁸⁶⁾ この場合も第二期作としての夏稲の代替として、利用されているのであって、堤防による水制御が不十分だった時代の伝統的な利用法を示すものとは思われない。

筆者はアウス系が導入された前提には、テラス・ファンにおける夏秋両稲作付選択による開拓が限界に達した時に、広大な紅河河床に生じた洲土の開拓が要求されたからである

184) なお Lư Trần Tiêu は「これらの田(夏稲適地—湿潤低地)では、1年を通じて十分に水があるため、二期作が可能である」としている。しかし、仏領時代急速に二期作が広がったのは、主として秋稲地域である。なぜなら、秋稲地域は本来雨季に冠水しない地域であり、乾季の給水条件さえととのえば当然二期作が可能だからである。これに対し、夏稲地帯は夏季の排水が悪いためにやむをえず収量の低い夏稲を植えるのであって、本来近代的な排水機能がない場合には秋稲は不可能である。周知のように排水は給水に比べ、一般にははるかに困難である。また二期作化した土地は労働の増加に比して収量のあがらないのが普通である。(たとえば1933年にヴィンイエーニ灌溉網で行なった調査では、一期作時には、1畝(0.36 ha) 粃約 900 kg の収穫があった土地が、二期作ではわずかに最大で 1200 kg に増加したにすぎないという。P. Gourou, *op. cit.*, p. 106.) とくに施肥技術が十分でなく、かつ比較的水田適地に余裕があった古代においては適地作付選択を行なった方がはるかに有利であろう。

185) R. Dumont, *op. cit.*, p. 35. この場合の栽培暦は、①五月末、夏稲の刈り入れ、②六月初め、に lúa ba giăng の田植え、③八月十五日、lúa ba giăng の収穫、④八月末、秋稲の田植え、⑤十一月末、秋稲の収穫、⑥十二月、夏稲の植付けとなる。

186) R. Dumont, *op. cit.*, p. 35.

うと考える。先にも述べたように紅河における月別水位差はきわめて大きい。

たとえば1926年の例では
紅河の月別水位差 二月中旬に5.50メートルを
記録したかと思えば一月には3メートル前後まで下がっている。夏稲の植付期である一月、二月では1メートル前後の上下はあたりまえで、二月の初旬には2.60メートルから4.60メートルと数日のうちに変化している。これがそのまま無堤防時代の河洲土の水位の上下を意味するものではないにせよ、¹⁸⁷⁾ 洲土上に夏稲幼苗を植え付けるのは不可能か、甚しく危険である。この場合、水位が最も低下した時点で播種、あるいは移植し、水位上昇が極点に達する以前に収穫が可能な品種が望まれるし、とくに紅河ではその水位上昇が急激なため早期に完熟する稲でなければならない。さらにその幼生期を乾季にすぎずという特性から耐旱性をも要求される。

この意味で三月播種、七、八月収穫という栽培暦をもち、かつ太原に出で刀耕火種とされるような高地性＝耐旱性を有する「慕」のような品種が洲土の比較的高位部に植えられ、また四、五月播種、五、六月田植え、七、八月収穫という異常な早熟性を示す lúa ba giăng が恐らくはより低位の洲上に移植されたのはすぐれて合理的な品種選択であるといえよう。¹⁸⁸⁾

筆者はこれらアウス系には先の夏稲と、運河灌溉を除いては、ほとんど同じ農法が行われたと考えるが、これ以上の類推は現在のところ差し控えたい。

以上、中游農業における水田作法を類推することによって、高位田、低位田、湿田の3種における作付選択が当然もたらす、労働の多角性を見出すことができた。注156) でみるように、田植え、除草、収穫を通年繰り返す農法は、当時の中国人の眼からみても「耕耘功重」(水経注)「耕重」(太平御覧)であり、いわんや乾季の耕作がまったく不可能な他の

東南アジアデルタ・高原地域の農耕とは甚しく異なったものである。また雨季米を高位田に播し、乾季米を低位田に植えるという一見逆転した構図は、それを可能にすべき灌漑・

187) 一般に紅河デルタの農業には堤防が必要とされる。それは他デルタに比して、紅河の乾雨季の水位差が巨大であるためとされる。(石井米雄『前掲書』pp. 42-43.) しかし、雨季紅河の水位が異常にあがるのは、本来の河床の中にまで村落が進出し(大河床村落, *villages de lit majeur*), 堤防による河幅の減少が生じたためである。P. Gourou は紅河は氾濫時の 1 km² あたり 230 l/sec の排水をすると言っているが、これは仮に完全に閉塞されていたとしても、1 日約 2 センチメートルの水位上昇にすぎない。(P. Gourou *op. cit.*, p. 76.) 堤防のない時代においても、これを大幅に上廻っていたとは考えられない。この程度の水位上昇であれば、他デルタのような浮稲耕作は十分可能であろう。P. Gourou は紅河デルタで浮稲耕作が不可能である理由として、流速がきわめて速く、かつ出水が不規則であることをあげている。(P. Gourou, *op. cit.*, p. 76.) また高谷好一氏は別に出水時が他デルタに較べて 1~2 カ月早く、このため、植付期から冠水期までの時間が短すぎると考えている。

なお、筆者は Đinh Văn Nhật, Lưu Trần Tiêu 氏と同じく、古代デルタには堤防がなかったという仮説の下に論をすすめている。これに対し、堤防の存在を示す論拠の一つに後漢書郡国志封谿県条注にひく「交州記、有隄防龍門、深百尋、大魚登此門、化成龍、不得過、鰐鰓點額血流、此水恒如丹池」の記載がある。(後藤均平「雒田社会」p. 62, p. 63; 石井米雄『前掲書』p. 175.) この龍門の位置について読史方輿紀要 112 は嘉興州の蒙県にあったという。この蒙県は明の行政区画の一つで、Hưng Hóa を南曲した沱江がさらに Chợ Bờ で北流するあたりの地をいう。これが漢代の封谿県をはるかに離れた地であることはいうまでもなく、したがって誤伝である。しかし、この誤伝は、龍門に設けられた隄防なるものが、実はデルタのそれとまるで異なるものとして意識されたことを教えてくれる。なぜなら、後漢書の記載では龍門は百尋(約 180 メートル)の深さをもつ。門は通常河が巨岩で挟まれた際に用いられることが多いが、この原義と水深を考える際、デルタの平板な地形におくことは難しい。

封谿県にあたる Đông Ngạn 県の北で、Sông Cầu はバクソン山塊の諸流を集めながらバクニン省界まで南下する。或いはこれら山中諸流の合流点のいずれかの地に、自然地形を利用した堰のごときものが作られていたのではなからうか。もしこれを堰の一つとして理解できれば、大魚がこの堰をこせば龍となり、失敗すれば鰐を鰐られ、額に點され、その血のために流れが丹色となるという鯉龍伝説が理解される。

圃場整備などの土地への投資を必要とした。これらの要素が「火耨」(水経注)といわれるような粗放な農耕、「収穫薄」(太平御覽)「収穫利輕」(水経注)とされる低い生産力にも拘らず、農業の集団化を押し進め、あるいは階級の分化を早めたであろうことは容易に想像されるが、それらの検討はテラス部諸民族の民族誌、また考古学の遺址調査報告の集積を待って別に論じたい。

4 沿河高地部における農耕

中游農耕が狭い扇状地、あるいは峡谷を抜けてデルタに進入する際、その玄関となるのは北氾濫原西部と西氾濫原北部である。前者では北方のタムダオ・テラスと紅河北岸の自然堤防の間に、後者では Sông Đáy とバビテラスの間にそれぞれ低地が広がっている。

人為的な堤防の存在しない古代において、この地域は雨季になると完全に水没し、まったく開発されなかったとするのが Đinh Văn Nhật 氏の説である。¹⁸⁹⁾ しかし、これについては考古学者の Nguyễn Lộc 氏が Yên Làng から Vĩnh Tường に広がる地帯で発掘されたフングエン文化からドンソン末期に至る 3 区域 12 遺址の例証によって少なくとも紀元前後においてはこの地域は一定の人口の集住があったことを論証している。¹⁹⁰⁾

P. Gourou の測高図と Nguyễn Lộc 氏の遺址図とを重ねると、紅河・Sông Cà Lồ 両河に沿った 2~3 メートルの自然堤防上 (*bourret*) に遺址が存在することがわかる。Nguyễn Lộc 氏も古代人が「のこされた高地片」(*các mảnh sót cao*) に居住していたとする Đinh

188) これらアウス系の品種のうち、とくに lúa mộ (慕)と宋代江南農業に強烈な影響を与えた占城稻との関係はその栽培暦、栽培利点(耐旱性、雨季最盛季前の収穫)などに類似点が多い。別に考えてみたい。

189) Đinh Văn Nhật, *op. cit.*, pp. 34-37.

190) Nguyễn Lộc, *op. cit.*, pp. 91-96.

Văn Nhật 氏の見解に基本的に賛成している。¹⁹¹⁾しかし、その高地片は Đinh 氏が言うような標高10メートル(かつては7~8メートルであったと Đinh 氏は考える)の線ではなく、標高2~3メートルの高地上で十分通常の洪水は防げるとする P. Gourou の見解の方が正しかろう。¹⁹²⁾とくに北圻河堤事跡中の休堤に関する奏文にみられるように、かつて堤防の完備されない時期には Sông Thiap・Sông Cà Lồ のような河川が、北方からの水を紅河に、排出する役を果たす。このため冠水時の北圻濫原の水位は現在よりはるかに低かったことは容易に想像できる。

ではこれら標高2~3メートル以上の微高地上に、漢代すでに県がおかれていたとすれば、いかなる農業が県民の定住を許したのだろうか。

この場合、かつて中游、テラス・ファン複合部で発達した作付選択の技術こそが、最も有効に作用したに違いない。すなわち高位部(デルタ微高地上)における秋稻栽培、低位部冠水地帯における夏稻、すなわち減水季稻の栽培、洲土上のアウス系の栽培は中游地区とほとんど同じ原理ですすめられたに違いない。水経注をはじめこれまで利用した各中国史料は、とくに中游を指定した記述ではなく交州全体、恐らくは漢代から五代にかけて郡治のあった龍編から羸隲一帯、すなわちバクニン省の地の描写であろう。このような作付選択は当然北圻濫原、西圻濫原の沿河高地とそのすそを覆っていたのであろう。

なかんずく、ドンソン期以来の牛犂技術、また西漢以降の鉄製犂頭の導入は狭隘な北部ヴェトナムのテラス・ファン田あるいは河谷の田と異なり、肥沃な沖積土の上にその威力を大に発揮したに違いない。

中游農業に始原を持つこれらの農法に、最

も発展しやすい場所を提供したのは、デルタ微高地より、むしろ北圻濫原中央部、バクニン省のラピッド運河北岸の地帯であろう。

この地帯に特徴的な点はデルタに埋没したかつての列島(une série d'îles noyées dans la delta)が、ドンチュウ山脈からタムダオ山塊にいたる弧状テラスと、ラピッド河との間に大小30以上にのぼる残丘をつくっていることである。

その最も南は H. Maspero が浪泊とみなした Tiên Du 丘陵として、ほとんどラピッド河から2,3キロメートルの地にまでその足をのばしている。海拔11メートルから280メートルにおよぶこれらの丘陵は Đinh Văn Nhật 氏が指摘するように、雨季圻濫原中に浮かぶ「島」として、最も早くデルタ開拓民の居住を許したと思われる。

これら丘陵周辺には P. Gourou のいういわゆる「丘陵周辺の村落」Villages de bordure de collines が形成される。¹⁹³⁾この村落は通常、丘頂部周辺の住居・果樹、丘陵斜面の棚状田畑、丘陵下部からデルタ平面に連なる水田とその周囲を囲繞する堤防からなる。

このような地形は第1にデルタの中のテラス・ファン農耕、すなわち作付選択によるデルタ開拓に最も適した土地として、第2にテラス・ファン部に比して居住地域がきわめて限定され、村落の集団化が促進されやすい点として、第3にテラス・ファンと異なり、眼下に夏稻の適地である広大な低地を有する点で、沿河高地・テラスファンのいずれよりも社会的経済的に強固な地盤を有することができたであろう。

馬援の奏言によればバクニン省西部を占める旧西于県に「戸数三萬二千」¹⁹⁴⁾があったとされ、あるいは漢から五代にいたる郡治が龍編におかれ、またヴェトナム史上最初の強

191) Nguyễn Lộc, *op. cit.*, p. 93.

192) P. Gourou, *op. cit.*, p. 27.

193) P. Gourou, *op. cit.*, p. 240.

194) 後漢書54 馬援伝。

力な統一王朝たる李朝がバクニン省の東岸県、古えの古螺城の近辺に発するなど、バクニンがヴェトナム中古史上、最も重要な政治的役割を果たしたのは、まさにこれら残丘の持つ有利性のしからしめたものであろう。また同時にバクニン省は堤防・排水路の整備によって下デルタが開拓されるとともに、急激な地盤低下を生じ、黎朝後期においては全村落の4.21パーセントというデルタ部最大の大流散をひきおこす¹⁹⁵⁾のもこのテラス・ファン農法によってデルタ部に進出する先駆性のもつ限界を示しているように思われる。

ではこのような作付選択の
デルタ進出の時期 技術によるデルタ進出はどのような時期に設定可能であろうか。

ヴェトナム考古学界の定説にしたがえば、考古学遺物がデルタ内省に発見されるのは Phùng Nguyên 文化以降である。青銅器文化初期とされる Phùng Nguyên 文化と認定された遺跡は紅河・沱江・清江の3大河合流地点を中心にハタイ省では Chùa Gio, Gò Hện, Đồng Thổ, ハノイ省では Đồng Vông Văn Điền, Triều Khúc, ハイフォン省では Trảng Kênh にまで分布している。C₁₄ 測定によれば最も古い Mả Đống の遺址で 4145 ± 60 (1950年基準) 年前から紀元前2千年紀一帯とされる。¹⁹⁶⁾ Phùng Nguyên 文化における稲作の可能性は Trảng Kênh 住居址に属する深さ 0.40~1.20 メートルの土層から発見された稲の花粉胞子によって実証された。¹⁹⁷⁾ 次代の Đồng Đậu 文化また Gò Mun 文化の遺跡分布もほぼ変わらず、これらの遺址からは籾の実物が出土したという。とくに青銅器文化後期とされる Gò Mun 文化からは青銅鎌さえ発見された。¹⁹⁸⁾ したがって河谷農耕民の

デルタ進出時期は、ほぼ紀元前2000年紀に開始されたとするのがよかろう。しかし、その範囲はどこまでも、3大河合流点より、紅河—ラピッド河に沿うテラス南面、および沿河微高地上に分布するにすぎず、紅河—ラピッド線以南の朱戴・安定・句漏県東半・羸隲の漢代デルタ諸県には Gò Mun 文化の一部を除き、出土例はほとんどみられない。

農耕文化が上述の上デルタ一帯に広がるのは青銅器晩期、鉄器初期と考えられる Đông Sơn 期(紀元前1千年紀)にはいつてからである。ドンソン文化はその分布によって6類型に分けられるが、このうち Vinh Quang 式, Đường Cỏ 式および Việt Khê 式は北部デルタの上述漢代諸県の全てにわたって発見される。¹⁹⁹⁾

したがって考古学の成果による限り、上述の地帯における稲作農耕は紀元前1千年紀の中ごろに開始され、漢代諸県の開置された前2世紀までに完成したと考えることができよう。

5 北沱濫原東部における農耕——雉田

以上のように、筆者は中游農業(テラス・ファン地帯)の発展として古代デルタの開拓を考え得ることを示唆した。しかし、中国史書においては明らかに中游農業の概念の外にある潮水の影響下にある田—雉田の存在が示されている。では上述のような構造の中にもどのように雉田を位置づけたらよいのだろうか。

前述のように宇野氏は瀕海部以外の潮汐作

197) *Ibid.*, pp. 162–168.

Lưu Trần Tiêu, “Nông Nghiệp Thời Hùng Vương,” p. 164. 詳細は Nguyễn Đức Tung, “Thiên Nhiên và Con Người Thời Hùng Vương Qua Phân Tích Bào Tử Phấn Hoa ở Trảng Kênh,” *Khảo Cổ Học*, số 7–8, 1970, p. 143 に載るといふが筆者は未見。

198) Lưu Trần Tiêu, *op. cit.*, p. 161.

199) *Cơ Sở Khảo Cổ Học*, pp. 162–168.

195) 拙稿「黎朝下ヴェトナム村落における漂散農民の分析(I)下」『東南アジア研究』16-1, 1978, p. 155.

196) *Cơ Sở Khảo Cổ Học*, pp. 162–168.

用を否定する立場から、後藤氏以下の雒田潮水灌漑論を批判している。しかし、少なくとも19世紀まで、甚大な潮汐の影響がバクニン省東部（北沱濫原東部）にまでおよんでいたことを史書は伝えている。

同慶御覽地輿誌海陽省をみると、タイビンデルター帯にわたって大江はいずれも5尺の潮汐差を有しているが、この勢いははるかに Sông Cầu, ラピッド河の合流点にあたる六頭江 (Sept Pagodes) におよぶ。同書至靈県によれば

一條大江，自北寧諸江來會于西北，偏六頭江，至樓溪江分二支。自六頭江至樓溪，長三里，廣一百丈，上下潮深三丈，汐深二丈五尺。

とある。²⁰⁰⁾

次にバクニン省についてみる。同書北寧省は興味深い記述を残している。

諸縣水皆甘淡。惟良才嘉平二縣，前此水味獨鹹。自嗣德拾貳參年，奉開霑德新江道以來，該貳縣水味均漸甘淡，不甚鹹由內水疆，則外水爲所乘，其勢稍弱，鹹水不如前之盛。

これによれば、バクニン省の良才 (Lang Tài) 嘉平 (Gia Bình) の2県においては嗣德12, 3年 (1859, 1860) に霑德新江（ラピッド河の改修工事）を開くまでは、鹹水がのぼってきたというのである。これは P. Gourou が1930年代の調査で乾季における東部デルタの鹹水上昇をバンブー運河流域、ハイズオン市周辺までにとどめたのとは大きく異なる。²⁰¹⁾

200) この史料中の潮汐差は日潮汐ではなく、月間2次の大潮汐である。たとえば同書海陽省建端府の項には潮海候として、次のように述べられている。

「正七等月，初・五・十九。三九等月，十三・二十七。四月・十月，十一・二十五。五月・十一月，初・九・二十三。六月十二日，初・七・二十一。各十五日一次。惟二月・八月，初・三・十七・二九，凡三次。其候三日舊潮尽落，至第四日，新潮漸張，第五日以後，潮満升降，如常，是十五日期，復落，如初」。

これは P. Gourou の潮汐影響図、あるいは現今の潮汐影響分布から、漢代雒田を考えるとがいかに危険であるかを示している。

潮汐差は六頭江をこえてラピッド河下流部までつながる。すなわち同書同条霑德江では「潮深壹丈壹尺，汐深九尺上下」。同じく六頭江に流入する沛江 (Sông Bái Giang) では「潮深壹丈肆尺，汐深壹丈貳尺上下」とあり、六頭江に流入するバクニン諸河川はいずれも潮汐によって2尺前後の水位移動は普通であったと思われる。

さらに上流の同書桂陽県 (Quế Dương) をみる。同書山水条霑德江では「潮水升降，均只壹尺上下」また月德江では「潮水升降，亦均壹尺上下」とあり、同県のラピッド河・Sông Cầu では標高差を反映して潮汐差そのものは低下しても、なお1尺前後を有していることがわかる。

水量の多いラピッド河水系では潮汐差の記録はこれとどまるが、乾季水量の著しく減少する Sông Cầu 系ではさらにバクニン省西北部の安豊県 (Yên Phong) にいたってもなお、「一條中流號月德江……潮水五寸以下」として、潮汐差があったことが示される。

先にみたタイビン型潮汐灌漑の地で、嗣德29年 (1876) 編の河防説によれば、紅河海口部巴瀨 (Cửa Bà Lạt) で「潮升深一尋，潮落深只三尺」と5尺差を有するのと、これら六頭江以東以南の地ではほとんど変りはなく、宇野氏の所説のように、潮水の影響を瀕海部だけに限定する必然性はない。

かような潮汐作用はバクニン省東部の沿河高地村落にどのような影響を与えるだろうか。通常乾季において六頭江に流入する Sông Cầu・Sông Thương・Sông Lục Nam の流量は紅河に比して著しく少ない。たとえば前者の最高である Sông Cầu は乾季1秒間に13~17m³を排出するのに対し、後者は最少

201) P. Gourou, *op. cit.*, p. 78, p. 81.

値でも 700 m³ にもおよぶ。²⁰²⁾ しかし急傾斜の山間部を抜ける前者の諸川においては雨季急速な増水がしばしば発生する。たとえば Sông Cầu では増水時には 2,200 m³/sec にまではねあがる。これらの増水が、高潮またはラピッド河増水により、Sông Thái Bình 方面への排水を妨げられたとき、六頭江（合流点）より北の諸地方は大洪水に襲われる。²⁰³⁾ したがってかような地域では、一部の微高地を除いて秋稲の栽培は不可能である。P. Gourou のバクニン省における夏稲分布はこのことを示している。²⁰⁴⁾

しかし、夏稲の栽培季においてはおよそ標高 2 メートル以下の地では若干の鹹水を含んだ潮汐作用のもとらす水に洗われなければならない。

このような状況下でバクニン省東部の農耕を考えると、本論の冒頭に紹介した P. Gourou の雑田理解が想起される。すなわち P. Gourou は 1930 年代、ハイズオン地方のほとんどの堤防が整備されていない地域の田で、日常的に潮が流入し、農民もほとんどこれに氣をとめない事実を発見し、これを雑田に比定したのである。恐らくラピッド河の改修工事が行われる以前には、六頭江方面も先の同慶御覽地輿誌の説明にみられるように、ハイズオン地方と同様の潮汐支配の田があったに相違ない。

現在、P. Gourou の目撃サイゴン近郊に潮汐支配の田とした農法に関する詳細な紹介・研究を筆者は寡聞にして知らない。ただ高谷好一氏が 1974 年のメコンデルタ踏査において、サイゴン市南方に発見した伝統農法はきわめて参考になる。すな

わち、Go Cong からサイゴンに至る道、Sông Rong Coc の沿岸地帯にはタイダルクリークを利用した潮水灌漑田がある。これは東西 Van Co 河の河水をおしあげる潮水作用を利用して、タイダルクリークに沿った堤防内の田土に給水するものである。それ自身はタイピン型の潮水灌漑を含めて東アジア沿海の諸米田にみられるところであり、さして重要ではない。より以上に興味深いのは、このタイダルクリークの堤防から河面にいたる 100～200 メートルの粘土質の洲が存在することである。当然にもこの洲は満潮時には水没し、干潮時に露出する。注目すべきはこの洲上に移植型の夏稲もしくはアウスが植ええられる点である。この水稲田は河面にいたるまで何らの障害をもたないから、潮汐とともに田水面が上下する。

P. Gourou はハイズオン省にはかなりの汽水、すなわち 1ℓ 中に 2.5 g までの塩分なら十分に生育できる稲の存在を紹介している。²⁰⁵⁾ 芸台類語中にも夏稲種の占保などは潮田に向くとされる。また R. Dumont は Sông Thái Bình の Arroyos（小掘り割り）沿いの田地において、二月から三、四月にかけては汽水のみが唯一の灌漑用水であるとしている。この地方の夏稲栽培として Dumont は畔を高くつくった水田に、河水の表面の塩濃度の薄い水をひしゃくですくって入れるという農法を提示している。²⁰⁶⁾

かように多少の塩分が含有されても十分生育が可能な品種が、当時すでに発見されていたとすれば、それは前述のように、無堤防下乾季満潮時には水面下に没したであろう、バクニン省東部の広大な低地の開拓には最も適したものとなったであろう。微高地上に苗代を設定することによって、幼生期の冠水を防ぐことはできたであろうし、テラス田の必須

202) P. Gourou, *op. cit.*, p. 74, p. 78; “A Compendium of Major International Rivers in the ECAFE Region,” *Water Resources Series*, No. 29, New York, 1966, p. 14.

203) P. Gourou, *op. cit.*, p. 78.

204) P. Gourou, *op. cit.*, p. 399.

205) P. Gourou, *op. cit.*, p. 81.

206) R. Dumont, *op. cit.*, pp. 307–308.

条件である畔の併用は干潮時の乾燥を防ぎ、あるいは満潮時に上層の比較的塩濃度の薄い水を入れるために役立ったであろう。もっともその畔の維持のためには、先の給水除草などの農作業に比して、より過重な労働を必要としたであろうが。

当時、中国からの交通路は水路を利用するのが常であった。中国・ヴェトナム間の抗争が常に白藤江 (Bạch Đằng Giang) をめぐって行われるのは、この地方から Sông Kinh Thay を経て、六頭江に出、ラピッド河を利用してデルタ中枢に達するのが常道であったためであろう。陸路は馬援の遠征にみられるようにまさに「隨山刊道」の辛酸を嘗めなければならなかった。とすれば、交州記記載の典拠は水路の旅行者の手になった可能性が最も強い。

もし、水路であるとすれば、漢の番禺（現広州）からバクボー湾を抜けて Bạch Đằng Giang に進入するには、東北モンスーンを利用するのが普通であろう。²⁰⁷⁾とすれば、この中国人旅行者がデルタに到達するのはどうしても乾季か、雨季の初めでなければならない。

六頭江方面から、龍編城のある Yên Phong に Sông Thiap 沿いに遡行する、或いは羸隲城のある Thuận Thành にラピッド河沿いにすすむ旅人に、先ず眼につくのはデルタ最西端の県である稽徐・曲易・北帯 (Chi Linh, Quế Dương) の潮汐差の甚しさであり、かつ干潮時であれば、自然堤防下、河面におよぶまでの広大な洲土を埋める夏稲の列である

207) 東北モンスーンの利用開始の時期は不明である。しかし、馬援が陸路紅河デルタに進出し、別動の船隊と会合したのは建武18年の春である。（後漢書南蛮伝）これはこの時代の交州への船便がほぼ冬季に通じたことを思わせる。10世紀以降のヴェトナム・中国関係史をみると、宋太平興国6年の白藤江の戦い、熙寧10年の宋水軍、元豊元年のそれ、さらに至元24年の元水軍の進攻、翌年の白藤江の戦いのいずれもが冬季に行われている。

うし、また満潮時ともなれば、自然堤防、丘陵を除く一面の低地が潮水の下に沈没し、ただ水上に浮かぶ稲の列をみるだけであったろう。筆者はこの景觀が「田は潮水の上下にしたがう」という交州外域記の一文の理解に最も適したものである。²⁰⁸⁾

6 雒田と雒将

このような筆者の雒田理解による限り、バクニン省東部の地理的条件に適した特殊な農法を、当時の雒将社会全体に結びつけるわけにはいかない。²⁰⁹⁾そして水経注引用の交州外域記、あるいは史記索隱所引の広州記による限り、雒田—雒民—雒将—雒侯—雒王という

208) 本年1月27日の東南アジア史学会関西例会において、本稿を発表した際、高谷氏よりコメントがあり、(1) スマトラパレンバン地方において現在でも高度差による monsoon rice (padi sawah) boro (padi lebak) aus の3種の作付選択がなされていること、(2) さらに下流には潮汐を原始的な灌漑に利用した雨季稻田がみられること (pasang surut)、しかし、スマトラにおいては(2)は(1)とはちがう海洋民族ブギーの手によって耕作されており、かかる潮田の文化はテラス田からしだいに下ったものとするより、別個の海洋的な文化要素と考えるべきではないかという指摘があった。筆者はこの指摘の是否について、文献的には答えるべきいかなる史料ももちあわせない。かろうじて有名な水精山精の戦争伝説があるが、これを異なる2文化として理解するためには、豊富な傍証を必要とするであろう。ただし、最近の考古学的な調査では、Phùng Nguyên 文化に先行して、Tràng Kênh 文化というハイフォンからバクニン省 Từ Sơn にまで分布する低地デルタ文化があったことが明らかになった。（Hòang Xuân Chinh, “Tìm Hiểu Quả Các Vua Hùng,” Hùng Vương, IV, p. 99.）これは分布からみると、前記雒田地帯とはほぼ一致する。さらにこれに先行する Hạ Long 文化と考えあわせるとき、高谷氏の説も考古学的には無視できないものがあるといえよう。

209) E. Gaspardone は「(海岸地域の潮水灌漑を) 雒田に結びつけるには、領域をせばめるか、または一地方の特殊性を、国全体のシンボルとしなければならない」としている。
E. Gaspardone, *op. cit.*, p. 475.

図式は動かないのである。

筆者はこの交州外域記あるいは広州記の原文そのものの記述に疑いを持つ。よく知られるように雒田史料に近似した、別に雄田系とでもいうべき別史料の一群が存在する。これらの諸本は南越志をその典拠とする。このうち、太平広記 482 に引用される部分を、水経注引用の交州外域記および史記 113 所引の広州記と比較してみたい。

交州外域記一(A) 交趾昔未有郡縣之時，土地有雒田。其田從潮水上下。

(B) 因名爲雒民。設雒王・雒侯，主諸郡縣。縣多爲雒將。雒將銅印青綬。

広州記一(A) 交趾有駱田，仰潮水上下，人食其田。

(B) 名爲駱侯，諸縣自名爲駱將，銅印青綬即令之令。

南越志一(A) 交趾之地，頗爲膏腴，徙民居之，始知播植。厥土惟黑壤，厥氣惟雒。故今稱其田爲雄田。

(B) 其民爲雄民。有君長，亦曰雄王，有輔佐焉，亦曰雄侯，分其地，以爲雄將。

定説にしたがえば、南越志(B)でいう雄王・雄侯・雄將はそれぞれ雒王・雒侯・雒將の誤りであるという。²¹⁰⁾ とすれば、各史料の(B)の部分は、雒王—雒侯—雒將という支配系列を示す点では共通している。同一の伝承に拠ったことは誤りなからう。

注目すべきなのは交州外域記・広州記の(A)の部分南越志の(A)とは全く異なる点にある。杉本直治郎氏がすでに指摘したように、南越志はそもそも雒を雄と誤写し、それを禹貢をまねて、土が黒く気が雄であるとい

う附会説話をこれに加えたものであろう。²¹¹⁾ とすると、本来南越志の拠った史料(B)のみがあって、これを説明すべき(A)がなかったことになる。仮に当初より、交州外域記・広州記の(A)の部分があったとすれば、どうして雒を雄とする誤字が生まれ、あるいは南越志(A)のごとき、誤字を基とした附会説話が生まれるだろうか。とすれば、当時交州の情報を伝えるいくつかの記述伝聞があり、交州外域記・広州記はこのうち(A)と(B)がセットになっているもの入手し、南越志は(B)のみを典拠としたとすることができよう。しかし、(A)と(B)がセットになったものからどうして(B)だけが分離脱落し得ようか。むしろ本来(B)しかなかった史料に、のち(A)が附会として加わったとするのが妥当ではなからうか。すなわち、南越志の(A)が後世附会であるとすれば、交州外域記・広州記における(A)もまた雒王以下を説明するための附会と考えることができよう。

黄同が「甌駱左將」とされることから²¹²⁾ 明らかなように、雒將は民族名または国家名としての「甌駱(雒)」の將の意である。とすれば雒王もまた「甌駱(雒)」の王の意とすべきであろうし、雒民もこれにならって考えるべきである。

このように(B)伝承すなわち雒王—雒侯—雒將伝承が(A)に先立って成立したことは、両系の(A)がともに(B)の説明として提示されていることから誤りない。とすれば、このような(B)伝承とまったく本来無縁であった潮水田(雒田)の見聞が、その発音の類似から甌駱の駱を説明するものとして交州記・広州記の編者により、積極的に利用されたのではなからうか。

したがって筆者は雒田を雒民社会の基盤として考える必要はなく、当時の雒民社会のい

210) E. Gaspardone は南越志が他の記述については信頼性が高いとして、「雄」と「雒」は別系統の史料としている。しかし、内容配列からみて同系統とするのが正しく、杉本直治郎氏によれば雒を雄と誤った例は他にもあるという。E. Gaspardone, *op. cit.*, p. 472; 杉本直治郎「前掲論文」p. 30; 陳荊和「安陽王の出自について」p. 7.

211) 杉本直治郎『前掲書』p. 31.

212) 注118) 参照。

くつかの農法のうち、最も東端の沿海部の農法が紹介されたものとして考えるのが妥当の

ように思える。

ま と め

本論は従来、日本のヴェトナム史研究者の間で半ば定説化されていた雒田潮水灌漑説を、水経注原文に拠って批判したものである。

第1章では日本における雒田論の展開をフランス・ヴェトナムの諸学の見解と比較して、いわゆる雒田社会論（＝雒将社会論）が日本において特殊に発展したものであり、その根拠を P. Gourou の誤った理解におくものとした。実際の地理的環境、村落の発展史の上からも、約2000年以前の北部ヴェトナム下部デルタにおいて、潮水による灌漑施設があったとは考えられない。

第2章では水経注原文に新解釈を加えることにより、漢代諸県の位置を画定し、当時の交趾郡が最大でも北辺をヴィンイエ省・バクザン省の山岳地帯、西辺をフトー省の東方山塊、ソントイ省のバビ丘陵東腹まで、南辺は Phủ Lý 河・Khóai Châu・Sept Pagodes を結ぶ線まで、東辺はドンチュウ丘陵の南西腹から Sept Pagodes までと考えた。したがって紅河低デルタ・タイビンデルタの大部分はいまだ県を形成するに足る政治勢力―農業基盤を有していなかったと考えられる。

第3章ではこうした地域の古代農業のあり方を考える。同じく水経注の分析から夏秋稲、アウス型の稲の作付選択によるデルタ農耕がこの時代すでに行われていたこと、さらにバクニン省東部地方は潮汐の影響下にあったとして、これを水経注にいう雒田と考えた。

第4章では水経注所引交州外域記と、太平広記所引の南越志を比較して、雒田・潮汐田を雒将・雒侯・雒民に結びつけるのは異なる知識に基づく附会にすぎないとした。

以上の論証により、筆者は紀元前後におい

て紅河デルタ全体が開拓されていたとする説はもとより誤りであるが、かといって他の東南アジア諸デルタのようにまったく未耕であったとするのも誤りであると考ええる。しかし、その開拓は種々の稲種の作付選択という、いわば農学的対応による開拓であって、これは11世紀以降と考えられる堤防建設による工学的土木的なデルタ開拓とは本来異質であり、その社会組織も漢代の県がきわめて狭隘な地域に集中分立していたことからわかるように、小規模な地縁集団を越えるものではなかったろう。

たしかに県は明らかに村落共同体の域を大きく逸脱するものであり、これを統率した雒将権力が存在したことも事実である。

近年、東南アジア非デルタ部のタイ系溪谷民の小農業国家の性格が H. G. Q. Wales・田辺繁治・吉川利治氏²¹³⁾らの努力によって次第に明らかになってきた。たとえば Wales によれば Muāng とよばれるタイ系盆地国家は通常ほぼ2日行程、または直径30マイルほどの境界が明確でない領域²¹⁴⁾と主邑からなり、王・官僚郡と村落共同体の併存、前者の後者への収奪をその固有な政治構造としているという。いまだこれらの諸研究においては、何がゆえに村落共同体を超える国家の成立がもたらされたかの究明がなされていない。かつ周辺大国家と歴史発展を異にする Muāng 国家と、紅河デルタ諸県（雒将国家群）との安易な比較はもとよりつつしまなければならない

213) 田辺繁治「前掲論文」；吉川利治「ラオスの伝統的統治体系」『東南アジア―歴史と文化』7，1977，pp. 63-92.

214) H. G. Q. Wales, "Ancient Siamese Government and Administration," New York, 1965, p. 102.

い。にも拘らず、われわれは村落共同体を超える上部権力の成立に関する大きな示唆を、ヴェトナム人の特殊性や中国の影響と考える通説よりは、むしろこのような東南アジア周辺諸国家群の歴史の中から得ることができる。と考える。

しかし、他のタイ系溪谷民と異なり、紅河デルタ周辺に位置するヴェトナム人は山地からデルタへの緩衝地帯をなすべき広大な平原をもたなかった。それがデルタへの進出を早めた最大の理由であったろう。デルタは盆地と異なり、河以外に自然境界をもたない。しかも秋稲作を沿河高地・残丘に依拠する限り、背後の取水域に依存することもできない。他方、夏稲のたよる東北モンスーンは雨量も少なく、かつ不安定的である。こうした自然条件は、自閉・自足的な Muǎng 国家群の歴史展開とは異なり、いきおい灌漑水源の確保を求め、或いは耕作面積の拡大を求めて、各領域の面的拡大を促進せずにはおかない。B. C. 3 世紀に Đông Ngạn 県の台地上に建設された土量 200 万 m³ と推定される古螺 (Cổ Loa) 城の大遺蹟は、この限定からくる中央権力の早期の成立を示すものであろう。

後藤均平氏は早く馬援の遠征による西于県の 3 県分割が、中国による分割統治策であることを指摘した。²¹⁵⁾ 雑将から 10 世紀の十二

使君の時代までを通観するとき、1,000 年にわたる中国の支配が、かつて安陽王国にまで発展した部族連合を分解し、いわば Muǎng 的な規模におしとどめ、ついにデルタ全域を支配するに足る中央権力の存在を許さなかったことがわかる。それは同時にデルタの開拓が雑将時代のままにおしとどめられたことをも意味する。唐代安南都護府の地理的研究を行なった H. Maspero がついにバンブー運河の地名を唐以前に発見できなかった²¹⁶⁾ ことは、これを証明しているといえよう。

そしてデルタを制御し、後背地にもたらされた南西モンスーンの豊富な雨量を全面的に利用するに足る強固な独立中央権力が生じた時、デルタは爆発的な開拓時代に入るのである。そしてそれは、デルタ農耕がこれまでの作付選択を基調とする農学的な対応にとどまることなく、堤防・運河の利用による工学的な対応に質的に変化する過程でもある。次に筆者はこの過程について考えてみたい。

本論は冒頭に述べたように、筆者がバンコク滞在中に執筆したものであり、この制約のため、史料を日本からとりよせるなど、さまざまな面で、石井米雄・土屋健治・中里成章・小林幸夫・大島立子各氏にご迷惑をかけた。末尾に記して感謝の意を表したい。

215) 後藤均平「徴姉妹の反乱」p. 29.

216) H. Maspero, *op. cit.*, p. 680.